保存版

福崎町の福祉

植地野三尾龙。



福

崎

ÐJ

令和6年度改訂

このしおりは、福祉の支援を必要とされた時

- ・いつでも
- ・気軽に
- ・迷わずに

その必要なサービスをご利用いただけるよう作成いたしました。 ご活用くださいますようお願いいたします。

※このしおりは、令和6年10月現在で作成しております。 その後、内容が改正されることがありますので、ご注意ください。 また、詳しくは、福祉課・ほけん年金課・住民生活課・学校教育 課・福崎町社会福祉協議会・中播広域シルバー人材センターの担当 係にお問い合わせください。

電 話 0790-22-0560 (代表)

F A X 0790-22-5980

E メール fukushi@town.fukusaki.lg.jp

ホームページ https://www.town.fukusaki.hyogo.jp/

福祉サービスのしおりの作成のため 広告掲載をいただいた事業所の皆様、 ご協力ありがとうございました。



『福祉サービスのしおり』データ更新について

福崎町ホームページにおいて、当冊子が閲覧できます。

今後、内容が制度の改正などにより変更となる場合がありますので、いつでも、最新の 情報が閲覧できるようにデータ更新を行います。

その際、下記のとおり、福崎町ホームページのサイト内検索にて『福祉サービスのしおり』と検索いただくか、或いは QR コードをご活用ください。

5

- 1. 福崎町ホームページの『福祉サービスのしおり』 https://www.town.fukusaki.hyogo.jp/000001224.html
- 2. 福崎町ホームページの『福祉サービスのしおり』QR コード



(1)行 (2)址	止の窓□
	町保健センター ふくさきっこステーション (福崎町こども家庭センター) ・・・・・・・・・・ 6
(1)母	:子保健事業・子育て支援事業 ····································
1	妊娠するまで
	一般不妊治療・特定不妊治療費助成事業
	不育症治療支援事業
2	妊娠したら
	母子健康手帳交付・妊婦相談
	妊婦健康診查費助成事業
	妊婦訪問
	あや親たまご
	マタニティタクシー利用助成事業
	出産・子育て応援交付金
3	出産したら
	新生児聴覚検査費助成事業
	産婦健康診査費助成事業
	新生児・産婦訪問
	母乳育児相談
	産後ケア事業

	養育支援訪問事業
	こんにちは赤ちゃん訪問
	赤ちゃんとママのふれあい教室
(4)	
<u> </u>	すくすく相談
	7 か月児のまんまクラブ
	10 か月児のあばばクラブ
	1 歳お誕生相談
	すくすく発達相談
	のびのびランド教室
	子ども発達すこやか相談
	家庭自立相談
	乳幼児健康診査
(2)-	予防接種事業
	式人保健事業 ··············11
1	
2	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
3	
4	" - " · ' ·
(5)	
© 6	
_	
(A)	がん患者アピアランスサポート事業 建康長生き事業
	100 (A) (A) (100 A) (100 A)
1	
② (E):	- 通い場等への積極的な関与(ポピュレーションアプローチ) 令音推進事業 - · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	×1.31cv= ->/
1	
② (6) i	W—————————————————————————————————————
(6)	狱 血
1	
	公立神崎総合病院の休日・夜間診療体制
3	
(10)	兵庫県広域災害・救急医療情報システム
2 18	童福祉1 9
3. 元	単価征 見童福祉施設 ············19
(1)	
	一認定こども園 ころ
	子ども・子育て支援事業20
	子育て支援センター・子育て学習センター
2	
	母子父子寡婦家庭の福祉
	母子相談
2	貸付制度

	3	就学就業助成金	
	4	社会参加	
	(4)手	当の種類	22
	1	交通災害遺児年金	
	2	児童手当	
	3	児童扶養手当	
	4	特別児童扶養手当	
4	. E	民年金	26
	(1)国		26
	1	被保険者	
	2	保険料	
	3	保険料の免除等	
	4	産前産後の保険料免除	
		動時の届出	28
	(3)便		28
		 民年金の支給 ····································	28
	1	老齢基礎年金	
	2	障害基礎年金	
	3	遺族基礎年金	
	(5)年	金のご相談	31
5	. 障/	がい者(児)福祉	32
	(1) 手	≦帳の交付	32
	1	身体障害者手帳の交付(再交付)	
	2	療育手帳の交付(再交付)	
	(3)		
	9	精神障害者保健福祉手帳の交付(再交付)	
	4		
	4	精神障害者保健福祉手帳の交付(再交付)	32
	4	精神障害者保健福祉手帳の交付(再交付) 心身障害者手帳交付等申請用診断書料の助成	32
	④ (2)在	精神障害者保健福祉手帳の交付(再交付) 心身障害者手帳交付等申請用診断書料の助成 E宅の福祉 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
	④ (2)哲 ①	精神障害者保健福祉手帳の交付(再交付) 心身障害者手帳交付等申請用診断書料の助成 E宅の福祉 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
	④ (2)哲 ① ②	精神障害者保健福祉手帳の交付(再交付) 心身障害者手帳交付等申請用診断書料の助成 E宅の福祉 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
	④ (2)哲 ① ② ③ ④	精神障害者保健福祉手帳の交付(再交付) 心身障害者手帳交付等申請用診断書料の助成 E宅の福祉 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
	④ (2)哲 ① ② ③ ④	精神障害者保健福祉手帳の交付(再交付) 心身障害者手帳交付等申請用診断書料の助成 E宅の福祉 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	④ (2)在 ① ② ③ ④ ⑤	精神障害者保健福祉手帳の交付(再交付) 心身障害者手帳交付等申請用診断書料の助成 E宅の福祉 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	④ (2)哲 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ (3)手	精神障害者保健福祉手帳の交付(再交付) 心身障害者手帳交付等申請用診断書料の助成 E宅の福祉 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(2)哲 ① ② ③ ④ ⑤ (3)手 ①	精神障害者保健福祉手帳の交付(再交付) 心身障害者手帳交付等申請用診断書料の助成 E宅の福祉 障がい者(児)訪問入浴サービス(委託) 重度障がい者(児)日常生活用具給付 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付 補装具購入費・修理費支給 重度障がい者(児)福祉車両等助成 相談窓口 当等の種類	
	④ (2) 在 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ (3)手 ① ②	精神障害者保健福祉手帳の交付(再交付) 心身障害者手帳交付等申請用診断書料の助成 E宅の福祉 障がい者(児)訪問入浴サービス(委託) 重度障がい者(児)日常生活用具給付 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付 補装具購入費・修理費支給 重度障がい者(児)福祉車両等助成 相談窓口 当等の種類 特別障がい者手当	
	④ (2) 在 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ (3)手 ① ②	精神障害者保健福祉手帳の交付(再交付) 心身障害者手帳交付等申請用診断書料の助成 E宅の福祉 障がい者(児)訪問入浴サービス(委託) 重度障がい者(児)日常生活用具給付 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付 補装具購入費・修理費支給 重度障がい者(児)福祉車両等助成 相談窓口 当等の種類 特別障がい者手当 障がい児福祉手当	
	(2) 在 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ (3) 手 ① ② ③	精神障害者保健福祉手帳の交付(再交付) 心身障害者手帳交付等申請用診断書料の助成 E宅の福祉 障がい者(児)訪問入浴サービス(委託) 重度障がい者(児)日常生活用具給付 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付 補装具購入費・修理費支給 重度障がい者(児)福祉車両等助成 相談窓口 当等の種類 特別障がい者手当 障がい児福祉手当 重度心身障がい者(児)介護手当	
	(2) 在 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ (3)手 ① ②	精神障害者保健福祉手帳の交付(再交付) 心身障害者手帳交付等申請用診断書料の助成 E宅の福祉 障がい者(児)訪問入浴サービス(委託) 重度障がい者(児)日常生活用具給付 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付 補装具購入費・修理費支給 重度障がい者(児)福祉車両等助成 相談窓口 当等の種類 特別障がい者手当 障がい児福祉手当 重度心身障がい者(児)介護手当 重度心身障がい児年金	
	(2) 在 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ (3) 手 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ④ ③ ④ ⑤ ⑥ ⑤ ⑤ ⑤ ⑤ ④	精神障害者保健福祉手帳の交付(再交付) 心身障害者手帳交付等申請用診断書料の助成 E宅の福祉 障がい者(児)訪問入浴サービス(委託) 重度障がい者(児)日常生活用具給付 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付 補装具購入費・修理費支給 重度障がい者(児)福祉車両等助成 相談窓口 当等の種類 特別障がい者手当 障がい児福祉手当 重度心身障がい者(児)介護手当 重度心身障がい掲に急	
	(2) 在 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ (3) 手 ② ③ ④ ⑤ ⑥	精神障害者保健福祉手帳の交付(再交付) 心身障害者手帳交付等申請用診断書料の助成 E宅の福祉 障がい者(児)訪問入浴サービス(委託) 重度障がい者(児)日常生活用具給付 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付 補装具購入費・修理費支給 重度障がい者(児)福祉車両等助成 相談窓口 当等の種類 特別障がい者手当 障がい児福祉手当 重度心身障がい掲(児)介護手当 重度心身障がい児年金 心身障がい児年金 心身障がい児童生徒就学援助金	
	④ (2) 在 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ (3) 手 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑤ ⑥ ⑦	精神障害者保健福祉手帳の交付(再交付) 心身障害者手帳交付等申請用診断書料の助成 E宅の福祉 障がい者(児)訪問入浴サービス(委託) 重度障がい者(児)日常生活用具給付 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付 補装具購入費・修理費支給 重度障がい者(児)福祉車両等助成 相談窓口 当等の種類 特別障がい者手当 障がい児福祉手当 重度心身障がい児年金 心身障がい児年金 心身障がい者施設等通園補助金 心身障がい児童生徒就学援助金 自立支援医療(更生医療、精神通院医療、育成医療)	

	11	特定疾患者通院交通費助成
	12	人工呼吸器非常用電源装置購入費用助成
	13	手話通訳者・要約筆記者派遣
	14	聴覚障がい者等情報伝達送信事業
	15)	税の所得控除と減免
	16	NHK放送受信料の減免
	17)	JR・バス・タクシー・航空運賃の割引
	18	有料道路通行料金の割引
	19	駐車禁止区域の緩和
	20	NTT番号案内の無料措置
	21)	携帯電話基本使用料等の割引
	<u>(22)</u>	少額貯蓄非課税制度(マル優・特別マル優制度)
	_	害福祉サービスのしくみ
	1	利用の手続き(概要)
	_	サービスの種類(例)
		サービス利用料の支払い
		会参加
	1	播磨西くすの木学級(神崎教室)
	2	福崎町手をつなぐ育成会
	3	福崎町身体障害者福祉会
	<u>(4)</u>	神崎ろうあ協会
	-	<u> </u>
	(- /)	
6	. 高地	命者福祉
	1	在宅高齢者介護手当
	2	介護用品購入費助成
	3	布団クリーニング助成
	4	訪問介護・通所サービス等利用者負担金助成
	⑤	通院支援サービス
	6	緊急通報システム
	7	福祉電話
	8	
		老人日常生活用具の給付
	9	老人日常生活用具の給付 住宅用火災警報器給付
	9 10	
	_	住宅用火災警報器給付
	(10) (1)	住宅用火災警報器給付 高齢者補聴器購入費助成
	(1) (1) (12)	住宅用火災警報器給付 高齢者補聴器購入費助成 長寿祝金 人生いきいき住宅助成 生活管理指導短期宿泊事業
	(1) (1) (1) (2) (3)	住宅用火災警報器給付 高齢者補聴器購入費助成 長寿祝金 人生いきいき住宅助成
	(1) (1) (1) (2) (3)	住宅用火災警報器給付 高齢者補聴器購入費助成 長寿祝金 人生いきいき住宅助成 生活管理指導短期宿泊事業
	① ① ② ③ (2)旅 ①	住宅用火災警報器給付 高齢者補聴器購入費助成 長寿祝金 人生いきいき住宅助成 生活管理指導短期宿泊事業 設の福祉 54
	① ① ① ③ (2)於 ① (3)過	住宅用火災警報器給付 高齢者補聴器購入費助成 長寿祝金 人生いきいき住宅助成 生活管理指導短期宿泊事業 設の福祉 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	① ① ① ③ (2)施 ① (3)過 ①	住宅用火災警報器給付 高齢者補聴器購入費助成 長寿祝金 人生いきいき住宅助成 生活管理指導短期宿泊事業 設の福祉 54 老人ホームへの入所 難行動要支援者支援制度 ~地域の力で助け合う~ 55
	① ① ① ③ (2)施 ① (3)遅 ①	住宅用火災警報器給付 高齢者補聴器購入費助成 長寿祝金 人生いきいき住宅助成 生活管理指導短期宿泊事業 設の福祉
	(2)旅 (3)避 (3)避 (3)避 (3) (3) (3)	住宅用火災警報器給付 高齢者補聴器購入費助成 長寿祝金 人生いきいき住宅助成 生活管理指導短期宿泊事業 設の福祉 54 老人ホームへの入所 軽難行動要支援者支援制度 ~地域の力で助け合う~ 55 目的 内容
	(2)旅 (3)避 (3)避 (3)避 (3) (3) (3)	住宅用火災警報器給付 高齢者補聴器購入費助成 長寿祝金 人生いきいき住宅助成 生活管理指導短期宿泊事業 設の福祉 54 老人ホームへの入所 整難行動要支援者支援制度 ~地域の力で助け合う~ 55 目的 内容 支援の流れ

② 受入対象者

(1)福祉医療費助成制度 58 ① 福祉医療費助成制度を受けられる要件 ② 助成される医療費 ③ 医療費受給者証が返還 ④ その他の届出 ⑤ 医療費の払い戻し (2)未熟児養育医療給付制度 ① 給付対象 ② 申請に必要なもの ③ 給付期間 8. 国民健康保険 62 (1)国民健康保険とは 62 (2)国保の被保険者 63 (4)国保の届出 64 (5)国保で受けられる給付 65 同器の産養費 ② 入院肺の食事代 ③ 類費費 (いったん全額を自己負担した医療費の払い戻し) ④ 高額医療・高額介護合質制度 ⑤ その他の給付 ⑥ 交通事故などにあったとき (6)国保の党事・減免制度 (申請が必要なもの) ① 保険税の配替利表制度 ② 保険税の非自発的失業減免 ② 保険税の非自発的失業減免 ② 保険税の配替の経費者 (例) (保険税の旧税決者者減免 ② 保険税の配替の政治、管理・特定保健指導、人間ドック・脳検査) ① 特定健康診査(町ぐるみ健診) ② 特定保健語等 ③ 人間ドック・脳検査の質用助成 9. 後期高齢者医療 72 (1)概要 72 (2)被保険者 「2) (3)被保険者 「2) (4) 保険料 「10 小部負担金の割合と自己負担限度額 ② 受けられる給付 ① 中部負担金の割合と自己負担限度額 ② 受けられる給付 ① 中部負担金の割合と自己負担限度額 ② 受けられる給付 ① 中部負担金の割合と自己負担限度額 ② 受けられる給付 ① 小額保険	7	. 医療	
② 助成される医療費 ③ 医療費受給者証の返還 ④ その他の届出 ⑤ 医療費の払い戻し (2)未熟児養育医療給付制度 ① 給付対象 ② 申請に必要なもの ③ 給付期間 8. 国民健康保険 62 (1)国民健康保険とは (2)国保の被保険者 62 (3)国保の自己負担割合 (4)国保の届出 64 (5)国保で受けられる給付 ① 高額療養費 ② 入院時の食事代 ④ 療養費 ② 入院時の食事代 ⑤ 療養費 ② 入院時の食事代 ⑥ 高額原療・高額介護合質制度 ⑤ その他の給付 ⑥ 交通事故などにあったとき (6)国保の猶予・減免制度(申請が必要なもの) ① 保険税の旧被扶養者減免 ③ 保険税の担税技養者減免 ③ 保険税の配置後期間減免 ② 一部負担金 (腐院の窓口で払う医療費) の猶予・減免 (7)保健事業 (特定健康診査・特定保健指導、人間ドック・脳検査) ② 特定保健問導 ③ 人間ドック・脳検査の費用助成 9. 後期高齢者医療 (7) 保験者 ③ 人間ドック・脳検査の費用助成 9. 後期高齢者医療 (1) 概要 72 (2)被保険者 32 (2) 被保険者 32 (2) 被保険者 32 (3) 被保険者 32 (4) 不) 特定健康診査 (5) 不) 特定健康診査 (7) 保健事業 (7) 保険の (7) 保健事業 (7) 保健事業 (7) 保健診査 (7) 保健事業 (7) 保健事業 (7) 保険の登合と自己負担限度額 ② 受けられる給付 (4) 保険料 76		(1)福祉医療費助成制度	58
③ 医療費受給者証の返還 ④ その他の届出 ⑤ 医療費の払い戻し (2)未熟児養育医療給付制度 ① 給付対象 ② 申請に必要なもの ③ 給付期間 8. 国民健康保険		① 福祉医療費助成制度を受けられる要件	
 ④ その他の届出 ⑤ 医療費の払い戻し (2)未熟児養育医療給付制度 ⑥ 給付対象 ② 申請に必要なもの ③ 給付期間 8. 国民健康保険 (2)国保の被保険者 (3)国保の自己負担割合 (4)国保で受けられる給付 ⑥ 高額原養費 ② 入院時の食事代 ⑥ 高額医療・高額介護合質制度 ⑤ その他の給付 ⑥ 交通率故などにあったとき (6)国保の猶予・減免制度(申請が必要なもの) ① 保険税の用砂肤養者減免 ② 保険税の非自発的失業減免 ④ 保険税の雇前産後期間減免 ④ 中部負担金(病院の窓口で払う医療費)の猶予・減免 (7)保健事業(特定健康診查・特定保健指導、人間ドック・脳検査) ② 特定保健指導 ③ 人間ドック・脳検査の費用助成 9. 後期高齢者医療 (1) 概要 (2) 被保険者証・受けられる給付 72 (2)被保険者証・受けられる給付 (3) 被保険者証・受けられる給付 (4)保険料 76 10. 介護保険 78 		② 助成される医療費	
(S) 医療費の払い戻し (2)未熟児養育医療給付制度 (1) 給付対象 ② 申請に必要なもの ③ 給行期間 8. 国民健康保険 (1)国民健康保険とは (2)国保の被保険者 (2)国保のの間と負担割合 (4)国保の届出 (4)国保の届出 (5)国保で受けられる給付 (5)国保で受けられる給付 (5)国保の適齢で、(5)国保の治療費 ② 入院時の食事代 ③ 療養費(いったん全額を自己負担した医療費の払い戻し) ④ 高額医療・高額介護合質制度 ⑤ その他の給付 ⑥ 交適事故などにあったとき (6)国保の猶予・減免制度(申請が必要なもの) ① 保険税の旧被扶養者減免 ② 保険税の非自発的の第回で、(7)保健事業(特定健康診査・特定保健指導、人間ドック・脳検査) (7)保健事業(特定健康診査・特定保健指導、人間ドック・脳検査) (7)保健事業(特定健康診査・特定保健指導、人間ドック・脳検査) (7)保健事業(特定健康診査・特定保健指導、人間ドック・脳検査) (1) 物定健康診査・関心であみ健診) ② 特定保健指導 ③ 人間ドック・脳検査の費用助成 9. 後期高齢者医療 (2)被保険者証・受けられる給付 (2)被保険者証・受けられる給付 (4)保険料 10. 介護保険 10. 介護保険		③ 医療費受給者証の返還	
(2)未熟児養育医療給付制度 ① 給付対象 ② 申請に必要なもの ③ 給付期間 8. 国民健康保険		④ その他の届出	
① 給付対象 ② 申請に必要なもの ③ 給付期間 8. 国民健康保険			
② 申請に必要なもの ③ 給付期間 8. 国民健康保険 62 (1)国民健康保険 62 (2)国保の被保険者 62 (3)国保の自己負担割合 63 (4)国保の届出 64 (5)国保で受けられる給付 65 ① 高額療養費 ② 入院時の食事代 65 ① 高額疾療費 ② 入院時の食事代 65 ④ 不動性の強行 65 ④ 不動性の治療を育動度 65 ⑤ その他の給付 60 交通事故などにあったとき (6)国保の猶予・滅免制度 (申請が必要なもの) 69 ① 保険税の旧极扶養者滅免 ② 保険税の非自発的失業減免 ③ 保険税の定配産後期間減免 ④ 一部負担金 (病院の窓口で払う医療費)の猶予・減免 (7)保健事業 (特定健康診査・特定保健指導、人間ドック・脳検査) 70 ① 特定保健指導 3 人間ドック・脳検査の費用助成 9. 後期高齢者医療 72 (1)概要 72 (2)被保険者証・受けられる給付 72 ① 可能負担金の割合と自己負担限度額 72 ① 被保険者証・受けられる給付 72 ① 可能保険料 76		(2)未熟児養育医療給付制度	61
3 給付期間 8. 国民健康保険 62 (1) 国民健康保険 62 (2) 国保の被保険者 62 (3) 国保の自己負担割合 63 (4) 国保の届出 64 (5) 国保で受けられる給付 65 ① 高額療養費 ② 入院時の食事代 ③ 療養費 (いったん全額を自己負担した医療費の払い戻し) ④ 高額医療・高額介護合算制度 ⑤ その他の給付 ⑥ 交通事故などにあったとき (6) 国保の猶予・減免制度 (申請が必要なもの) 69 ① 保険税の用被扶養者減免 ② 保険税の非自発的失業減免 ③ 保険税の産前産後期間減免 ④ 一部負担金 (病院の窓口で払う医療費) の猶予・減免 (7) 保健事業 (特定健康診査・特定保健指導、人間ドック・脳検査) 70 ① 特定健康診査 町ぐるみ健診) ② 特定保健指導 ③ 人間ドック・脳検査の費用助成 9. 後期高齢者医療 72 (1) 概要 72 (2) 被保険者証・受けられる給付 72 ① 一部負担金の割合と自己負担限度額 ② 受けられる給付 75		① 給付対象	
8. 国民健康保険 62 (1) 国民健康保険とは 62 (2) 国保の被保険者 62 (3) 国保の自己負担割合 63 (4) 国保の届出 64 (5) 国保で受けられる給付 65 ① 高額療養費 ② 入院時の食事代 3 療養費 (いったん全額を自己負担した医療費の払い戻し) 6 高額医療・高額介護合算制度 6 その他の給付 6 交通事故などにあったとき (6) 国保の猶予・減免制度 (申請が必要なもの) 69 ① 保険税の旧被扶養者減免 ② 保険税の非自発的失業減免 3 保険税の雇前産後期間減免 ④ 一部負担金 (病院の窓口で払う医療費) の猶予・減免 (7)保健事業 (特定健康診査・特定保健指導、人間ドック・脳検査) ② 特定保健指導 3 人間ドック・脳検査の費用助成 9 後期高齢者医療 72 (1) 概要 72 (2) 被保険者証・受けられる給付 72 ① 一部負担金の割合と自己負担限度額 2 受けられる給付 76 10. 介護保険 78		② 申請に必要なもの	
(1) 国民健康保険とは (2) 国保の被保険者 (2) 国保の被保険者 (3) 国保の自己負担割合 (4) 国保の届出 (5) 国保で受けられる給付 (5) 国保で受けられる給付 (5) 国保で受けられる給付 (5) 国保の護予・高額介護合算制度 (5) その他の給付 (6) 交通事故などにあったとき (6) 国保の猶予・減免制度(申請が必要なもの) (7) 保険税の旧被扶養者減免 (2) 保険税の旧被扶養者減免 (3) 保険税の産前産後期間減免 (4) 一部負担金(病院の窓口で払う医療費)の猶予・減免 (7) 保健事業(特定健康診査・特定保健指導、人間ドック・脳検査) (7) 保健事業(特定健康診査・特定保健指導、人間ドック・脳検査) (7) 保健事業(特定健康診査・特定保健指導、人間ドック・脳検査) (7) 保健事業(特定健康診査・特定保健指導、人間ドック・脳検査) (7) 保健事業(特定健康診査・特定保健指導、人間ドック・脳検査) (7) 中定保健指導 (3) 人間ドック・脳検査の費用助成 (4) 保険者 (5) では、この強力を対象を表し、この対象を表し、主に対象を表し、この対象を表し、この対象を表し、この対象を表し、この対象を表し、主は対象を表し、主は対象を表し、主は対象を表し、主は対象を表し、主は対象を表し、この対象を表し、主は対象を表し、この対象を表し、この対象を表し、この対象を表し、、表し、主は対象を表し、主は対象を表し、主は対象を表し、主は対象を表し、主は対象を表し、主は対象を表し、主は対象を表し、主は対象を表し、主は対象を表し、主は対象を表し、主は対象を表し、表し、主は対象を表し、主は対象を表し、表し、主は対象を表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表し、表		③ 給付期間	
(1) 国民健康保険とは 62 (2) 国保の被保険者 62 (3) 国保の自己負担割合 63 (4) 国保の届出 64 (5) 国保で受けられる給付 65 ① 高額療養費 ② 入院時の食事代 3 療養費 (いったん全額を自己負担した医療費の払い戻し) 6。高額医療・高額介護合算制度 6 その他の給付 6 交通事故などにあったとき (6) 国保の猶予・減免制度 (申請が必要なもの) 69 ① 保険税の旧被扶養者減免 ② 保険税の非自発的失業減免 3 保険税の産前産後期間減免 4 一部負担金 (病院の窓口で払う医療費) の猶予・減免 (7)保健事業 (特定健康診査・特定保健指導、人間ドック・脳検査) 70 ① 特定健康診査 (町ぐるみ健診) 2 特定保健指導 3 人間ドック・脳検査の費用助成 72 ② 被保険者 で 72 (1) 概要 72 (2) 被保険者 で 72 (3) 被保険者証・受けられる給付 72 ① 中部負担金の割合と自己負担限度額 ② 受けられる給付 76	8	国民健康保险	62
(2) 国保の被保険者 62 (3) 国保の自己負担割合 63 (4) 国保の届出 64 (5) 国保で受けられる給付 65 ① 高額療養費 ② 入院時の食事代 3 療養費 (いったん全額を自己負担した医療費の払い戻し) 6 高額医療・高額介護合算制度 5 その他の給付 6 交通事故などにあったとき 66) 国保の猶予・滅免制度 (申請が必要なもの) 69 ① 保険税の旧被扶養者滅免 ② 保険税の旧被扶養者滅免 3 保険税の雇前産後期間減免 4 一部負担金 (病院の窓口で払う医療費) の猶予・滅免 (7)保健事業 (特定健康診査・特定保健指導、人間ドック・脳検査) 70 1 特定健康診査 (町ぐるみ健診) 2 特定保健指導 3 人間ドック・脳検査の費用助成 72 ① 被保険者 72 (1) 概要 72 (2) 被保険者 72 (2) 被保険者 72 (3) 被保険者証・受けられる給付 72 ① 中部負担金の割合と自己負担限度額 ② 受けられる給付 76	_	(1) 国民健康保険とは	52 62
(3) 国保の自己負担割合 63 (4) 国保の届出 64 (5) 国保で受けられる給付 65 ① 高額療養費 ② 入院時の食事代 ③ 療養費(いったん全額を自己負担した医療費の払い戻し) ④ 高額医療・高額介護合算制度 ⑤ その他の給付 ⑥ 交通事故などにあったとき (6) 国保の猶予・減免制度(申請が必要なもの) 69 ① 保険税の旧被扶養者減免 ② 保険税の雇前産後期間減免 ④ 一部負担金 (病院の窓口で払う医療費)の猶予・減免 (7) 保健事業 (特定健康診査・特定保健指導、人間ドック・脳検査) 70 ① 特定保健指導 ③ 人間ドック・脳検査の費用助成 9. 後期高齢者医療 72 (1) 概要 72 (2) 被保険者 72 (3) 被保険者証・受けられる給付 72 ① 一部負担金の割合と自己負担限度額 ② 受けられる給付 (4) 保険料 76		(2)国保の被保障者	32 32
(4) 国保の届出 64 (5) 国保で受けられる給付 65 ① 高額療養費 ② 入院時の食事代 ③ 療養費(いったん全額を自己負担した医療費の払い戻し) ④ 高額医療・高額介護合算制度 ⑤ その他の給付 ⑥ 交通事故などにあったとき (6) 国保の猶予・減免制度(申請が必要なもの) 69 ① 保険税の旧被扶養者滅免 ② 保険税の正前産後期間滅免 ④ 一部負担金(病院の窓口で払う医療費)の猶予・減免 (7) 保健事業(特定健康診査・特定保健指導、人間ドック・脳検査) 70 ① 特定健康診査(町ぐるみ健診)② 特定保健指導 ③ 人間ドック・脳検査の費用助成 9. 後期高齢者医療 72 (1) 概要 72 (2) 被保険者 72 (2) 被保険者 72 (3) 被保険者証・受けられる給付 72 ① 一部負担金の割合と自己負担限度額 ② 受けられる給付 (4) 保険料 76			63
(5)国保で受けられる給付 ① 高額療養費 ② 入院時の食事代 ③ 療養費(いったん全額を自己負担した医療費の払い戻し) ④ 高額医療・高額介護合算制度 ⑤ その他の給付 ⑥ 交通事故などにあったとき (6)国保の猶予・減免制度(申請が必要なもの) 69 ① 保険税の旧検養者減免 ② 保険税の非自発的失業減免 ③ 保険税の産前産後期間減免 ④ 一部負担金(病院の窓口で払う医療費)の猶予・減免 (7)保健事業(特定健康診査・特定保健指導、人間ドック・脳検査) 70 ① 特定健康診査(町ぐるみ健診) ② 特定保健指導 ③ 人間ドック・脳検査の費用助成 9.後期高齢者医療 72 (1)概要 72 (2)被保険者 72 (3)被保険者証・受けられる給付 72 ① 一部負担金の割合と自己負担限度額 ② 受けられる給付 (4)保険料 76			
 ① 高額療養費 ② 入院時の食事代 ③ 療養費 (いったん全額を自己負担した医療費の払い戻し) ④ 高額医療・高額介護合算制度 ⑤ その他の給付 ⑥ 交通事故などにあったとき (6)国保の猶予・減免制度(申請が必要なもの) ⑥ 保険税の旧被扶養者減免 ② 保険税の産前産後期間減免 ④ 一部負担金(病院の窓口で払う医療費)の猶予・減免 (7)保健事業(特定健康診査・特定保健指導、人間ドック・脳検査) ① 特定健康診査(町ぐるみ健診) ② 特定保健指導 ③ 人間ドック・脳検査の費用助成 9.後期高齢者医療 72 (1)概要 72 (3)被保険者 (3)被保険者証・受けられる給付 (4)保険料 76 76 76 76 77 78 78 		(5) 国保で受けられる給付	65
② 入院時の食事代 ③ 療養費(いったん全額を自己負担した医療費の払い戻し) ④ 高額医療・高額介護合算制度 ⑤ その他の給付 ⑥ 交通事故などにあったとき (6)国保の猶予・減免制度(申請が必要なもの) 69 ① 保険税の旧被扶養者減免 ② 保険税の産前産後期間減免 ④ 一部負担金(病院の窓口で払う医療費)の猶予・減免 (7)保健事業(特定健康診査・特定保健指導、人間ドック・脳検査) 70 ① 特定健康診査(町ぐるみ健診) ② 特定保健指導 ③ 人間ドック・脳検査の費用助成 9.後期高齢者医療 72 (1)概要 72 (2)被保険者 72 (3)被保険者証・受けられる給付 72 ① 一部負担金の割合と自己負担限度額 ② 受けられる給付 (4)保険料 76			-
③ 療養費(いったん全額を自己負担した医療費の払い戻し) ④ 高額医療・高額介護合算制度 ⑤ その他の給付 ⑥ 交通事故などにあったとき (6)国保の猶予・減免制度(申請が必要なもの) 69 ① 保険税の旧被扶養者減免 ② 保険税の非自発的失業減免 ③ 保険税の産前産後期間減免 ④ 一部負担金(病院の窓口で払う医療費)の猶予・減免 (7)保健事業(特定健康診査・特定保健指導、人間ドック・脳検査) ② 特定保健指導 ③ 人間ドック・脳検査の費用助成 9.後期高齢者医療 72 (1)概要 72 (2)被保険者 72 (3)被保険者証・受けられる給付 72 ① 一部負担金の割合と自己負担限度額 ② 受けられる給付 (4)保険料 76			
 ④ 高額医療・高額介護合算制度 ⑤ その他の給付 ⑥ 交通事故などにあったとき (6)国保の猶予・減免制度(申請が必要なもの) ① 保険税の旧被扶養者減免 ② 保険税の非自発的失業減免 ③ 保険税の産前産後期間減免 ④ 一部負担金(病院の窓口で払う医療費)の猶予・減免 (7)保健事業(特定健康診査・特定保健指導、人間ドック・脳検査) ② 特定保健指導 ③ 人間ドック・脳検査の費用助成 9.後期高齢者医療 (1)概要 (2)被保険者 (2)被保険者証・受けられる給付 (3)被保険者証・受けられる給付 (4)保険料 76 10.介護保険 78 			
 ⑤ その他の給付 ⑥ 交通事故などにあったとき (6)国保の猶予・減免制度(申請が必要なもの) 69 ① 保険税の旧被扶養者減免 ② 保険税の非自発的失業減免 ③ 保険税の産前産後期間減免 ④ 一部負担金(病院の窓口で払う医療費)の猶予・減免 (7)保健事業(特定健康診査・特定保健指導、人間ドック・脳検査) ① 特定健康診査(町ぐるみ健診) ② 特定保健指導 ③ 人間ドック・脳検査の費用助成 9.後期高齢者医療 (1)概要 (2)被保険者 (2)被保険者証・受けられる給付 (3)被保険者証・受けられる給付 (1) 一部負担金の割合と自己負担限度額 ② 受けられる給付 (4)保険料 76 10.介護保険 			
 ⑥ 交通事故などにあったとき (6)国保の猶予・減免制度(申請が必要なもの) ① 保険税の旧被扶養者減免 ② 保険税の非自発的失業減免 ③ 保険税の産前産後期間減免 ④ 一部負担金(病院の窓口で払う医療費)の猶予・減免 (7)保健事業(特定健康診査・特定保健指導、人間ドック・脳検査) ① 特定健康診査(町ぐるみ健診) ② 特定保健指導 ③ 人間ドック・脳検査の費用助成 9. 後期高齢者医療 (1)概要 (2)被保険者 (2)被保険者証・受けられる給付 (3)被保険者証・受けられる給付 (4)保険料 76 10. 介護保険 			
(6)国保の猶予・減免制度(申請が必要なもの) ① 保険税の旧被扶養者減免 ② 保険税の非自発的失業減免 ③ 保険税の産前産後期間減免 ④ 一部負担金(病院の窓口で払う医療費)の猶予・減免 (7)保健事業(特定健康診査・特定保健指導、人間ドック・脳検査) ② 特定保健指導 ③ 人間ドック・脳検査の費用助成 9.後期高齢者医療 (1)概要 72 (2)被保険者 72 (2)被保険者証・受けられる給付 72 ① 一部負担金の割合と自己負担限度額 ② 受けられる給付 (4)保険料 76			
 ① 保険税の旧被扶養者減免 ② 保険税の非自発的失業減免 ③ 保険税の産前産後期間減免 ④ 一部負担金 (病院の窓口で払う医療費)の猶予・減免 (7)保健事業 (特定健康診査・特定保健指導、人間ドック・脳検査) ① 特定健康診査 (町ぐるみ健診) ② 特定保健指導 ③ 人間ドック・脳検査の費用助成 9. 後期高齢者医療 (1)概要 (2)被保険者 (2)被保険者 (3)被保険者証・受けられる給付 (1) 一部負担金の割合と自己負担限度額 ② 受けられる給付 (4)保険料 (4)保険料 76 78 			69
② 保険税の非自発的失業減免 ③ 保険税の産前産後期間減免 ④ 一部負担金 (病院の窓口で払う医療費)の猶予・減免 (7)保健事業 (特定健康診査・特定保健指導、人間ドック・脳検査) ① 特定健康診査 (町ぐるみ健診) ② 特定保健指導 ③ 人間ドック・脳検査の費用助成 9. 後期高齢者医療 (1)概要 72 (2)被保険者 72 (3)被保険者証・受けられる給付 72 (3)被保険者証・受けられる給付 72 ① 一部負担金の割合と自己負担限度額 ② 受けられる給付 (4)保険料 76			
 ③ 保険税の産前産後期間減免 ④ 一部負担金 (病院の窓口で払う医療費)の猶予・減免 (7)保健事業 (特定健康診査・特定保健指導、人間ドック・脳検査) ① 特定健康診査 (町ぐるみ健診) ② 特定保健指導 ③ 人間ドック・脳検査の費用助成 9.後期高齢者医療 (1)概要 (2)被保険者 (3)被保険者証・受けられる給付 ① 一部負担金の割合と自己負担限度額 ② 受けられる給付 (4)保険料 76 78 			
 ④ 一部負担金(病院の窓口で払う医療費)の猶予・減免 (7)保健事業(特定健康診査・特定保健指導、人間ドック・脳検査) ① 特定健康診査(町ぐるみ健診) ② 特定保健指導 ③ 人間ドック・脳検査の費用助成 9.後期高齢者医療 (1)概要 (2)被保険者 (2)被保険者 (3)被保険者証・受けられる給付 ① 一部負担金の割合と自己負担限度額 ② 受けられる給付 (4)保険料 76 			
(7)保健事業 (特定健康診査・特定保健指導、人間ドック・脳検査) 70 ① 特定健康診査 (町ぐるみ健診) 2 特定保健指導 ③ 人間ドック・脳検査の費用助成 72 (1)概要 72 (2)被保険者 72 (3)被保険者証・受けられる給付 72 ① 一部負担金の割合と自己負担限度額 2 受けられる給付 (4)保険料 76 10. 介護保険 78			
 ① 特定健康診査(町ぐるみ健診) ② 特定保健指導 ③ 人間ドック・脳検査の費用助成 9. 後期高齢者医療 (1)概要 (2)被保険者 (3)被保険者証・受けられる給付 (3)被保険者証・受けられる給付 (1) 一部負担金の割合と自己負担限度額 ② 受けられる給付 (4)保険料 (4)保険料 78 		(7)保健事業(特定健康診査・特定保健指導、人間ドック・脳検査)	70
② 特定保健指導 ③ 人間ドック・脳検査の費用助成 9.後期高齢者医療 72 (1)概要 72 (2)被保険者 72 (3)被保険者証・受けられる給付 72 ① 一部負担金の割合と自己負担限度額 2 ② 受けられる給付 76 10. 介護保険 78			
9.後期高齢者医療 72 (1)概要 72 (2)被保険者 72 (3)被保険者証・受けられる給付 72 ① 一部負担金の割合と自己負担限度額 2 ② 受けられる給付 76 10. 介護保険 78		②特定保健指導	
(1)概要 72 (2)被保険者 72 (3)被保険者証・受けられる給付 72 ① 一部負担金の割合と自己負担限度額 2 ② 受けられる給付 76 (4)保険料 76		③ 人間ドック・脳検査の費用助成	
(1)概要 72 (2)被保険者 72 (3)被保険者証・受けられる給付 72 ① 一部負担金の割合と自己負担限度額 2 ② 受けられる給付 76 (4)保険料 76	a	後 期言戀老匠痺	7 ク
(2)被保険者 72 (3)被保険者証・受けられる給付 72 ① 一部負担金の割合と自己負担限度額 ② 受けられる給付 (4)保険料 76 10. 介護保険 78	J	· 1文物间如6 台台源 (1 \ 如 西 ·································	1 ム 7つ
(3)被保険者証・受けられる給付		(2) 神保除老	1 <u>2</u> 7つ
① 一部負担金の割合と自己負担限度額② 受けられる給付(4)保険料		(2)被保除老証。受けられる給付	1 <u>2</u> 7つ
② 受けられる給付 (4)保険料			ı
(4)保険料 76 10. 介護保険			
10. 介護保険 ··············78			76
		\+/ \nr\pi\7	ıŲ
	1(). 介護保険	78

1	介護保険加入者(被保険者)
2	介護保険料
	介護(要支援)認定
① (2) △	要介護(要支援)認定の手続き 護保険のサービス
①	介護保険サービスの利用の流れ
	支給限度額
_	利用者負担の割合
	介護保険サービスの種類
5	居住費・食費にかかる費用
6	高額介護サービス費
7	高額医療・高額介護合算制度
8	社会福祉法人による利用者負担軽減制度
9	介護サービス情報公表制度
	護保険制度Q&A ·····92
(5)福	崎町内及び近隣の介護サービス事業所(抜粋) 94
11. 福川	崎町地域包括支援センター 100
(1)福	崎町介護予防・生活支援サービス事業
(2)介	護予防ケアマネジメント
(3)—	護予防ケアマネジメント ····································
	地域ふくろうの会
(2)	地域介護予防活動補助金の交付
(4)認	地域介護予防活動補助金の交付 知症総合支援事業 ····································
①	認知症相談窓口の設置(認知症相談支援センター)
-	認知症初期集中支援チーム
-	認知症カフェへの支援
	域ケア会議102
(J)26	我が事会議(地域に密着した会議)
0	域包括支援センター運営事業 ·······102
(0)	総合相談支援
_	権利擁護
(7) /.	権利擁護 宅医療・介護連携推進事業
	······································
	認知症高齢者等やすらぎ支援事業
	家族介護慰労金の支給 の他の事業
(1)	認知症サポーターの養成
福崎町詞	忍知症ケアネット 104
12 生	活困窮者対策112
	- Tage
	保護の要否
	保護の種類
(2)生	活困窮者自立支援制度113

(3)食糧支援等
13. 社会福祉法人 福崎町社会福祉協議会
② 善意銀行の運営③ 各種募金の募集
④ 福祉学習(教育)活動の推進
(2)子育て支援
① まちの子育てひろば推進事業
(3)高齢者関連
① 在宅介護支援センター事業
② 認知症高齢者等やすらぎ支援事業
③ 高齢者世帯等へのみまもり電話サービス
④ ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯等へのみまもり副食サービス
⑤ ひとり暮らし高齢者へのみまもり給食サービス
⑥ 高齢者世帯等へのみまもり給食サービス
⑦ ふくちゃん弁当
(4) 障がい者支援 ····································
① 福崎町障害相談支援センター
② 視覚障がい者への朗読CDの郵送
③ 視覚障がい者支援事業
④ 精神障がい者支援事業
(5)介護予防・介護関連117
① 介護用品の貸出 118
(6)助け合い活動・交流活動の支援
① ミニデイサービス支援事業
② ボランティア活動の推進
③ コミュニティ備品の貸出
④ 当事者団体、地域団体の活動支援(7)低所得世帯への対応 ····································
()) term () () () () () () () () () (
① 生活福祉資金貸付制度(兵庫県社会福祉協議会委託事業)
② 緊急援護給付金制度
③ 奨学資金給付制度 (8)地域生活支援 ······121
① 日常生活自立支援事業(兵庫県社協委託事業)(9)地域生活における相談122
(9)地域主角にあげる相談① なやみごと相談所・法律相談所
① なやめこと相談別・法律相談別 (10)被災者への支援 ··············123
① 災害見舞金支給事業
14. 公益社団法人中播広域シルバー人材センター 124
14. 公 価性回次パー間のペンルパーパリピンフ ① 中播広域シルバー人材センターのしくみ
② 主な仕事の内容
広告

1. 福祉の窓口

(1) 行政機関相談窓口

機関名	電話番号	FAX番号
福崎町役場	(0790)22-0560	(0790)23-0687
福崎町保健センター	(0790)22-0560	(0790)22-7566
ふくさきっこステーション(福崎町こども家庭センター)	(0790)22-0560	(0790)22-7566
福崎町地域包括支援センター	(0790)22-0560	(0790)22-7566
福崎町社会福祉協議会	(0790)23-0300	(0790)23-0322
福崎町在宅介護支援センター「すみよしの郷」	(0790)22-7134	(0790)22-7024
中播広域シルバー人材センター	(0790)27-0044	(0790)27-0468
中播磨健康福祉事務所(姫路総合庁舎)	(079)281-3001	(079)224-3037
中播磨健康福祉事務所(福崎保健所)	(0790)22-1234	(0790)22-6680
兵庫県姫路こども家庭センター	(079)297-1261	(079) 298 — 1895
姫 路 県 税 事 務 所	(079)281-3001	(079) 281 – 1606
姫 路 年 金 事 務 所	(079)224-6382	(079)224-0838
兵 庫 県 庁	(078)341-7711	(078)362-3925
中央高齢者総合相談センター	0120-01-7830	
兵庫県立身体障害者更生相談所	(078)927-2727	(078)927-2745
兵庫県立知的障害者更生相談所	(078)242-0737	(078)242-0736
兵庫県こころのケアセンター	(078)200-3010	(078)200-3017
ケアステーションかんざき	(0790)32-1910	(0790)32-1962
香翠寮相談支援事業所	(079)240-6266	(079)232-7250
福崎町障害相談支援センター	(0790)35-8575	(0790)22-7024
福崎町障がい者基幹相談支援センター	(0790)22-0560	(0790)22-5980

(2) 地域(集落)での相談窓口

◎民生委員・児童委員

福祉に関して行政と地域とのパイプ役となって、ニーズに応じたサービスの 提供を推進していただく方々です。

子育て世代から高齢世代まで、身近な相談役として各集落に 1~3名おられます。生活に関する困り事や福祉に関する制度のこと、虐待に関する相談等もお受けします。

◎主任児童委員

民生委員・児童委員と一体となり、児童福祉に関する相談・援助活動をしていただく方々です。児童福祉の問題でお困りの方はご相談ください。町内に3名 あられます。

◎民生・児童協力委員

民生委員・児童委員の活動をより効果的に進めるため、民生委員・児童委員に協力いただく方々です。各集落に2~6名あられます。

◎身体障がい者相談員・知的障がい者相談員・精神障がい者相談員

身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者本人や保護者等からの更生援護の相談に応じ、必要な指導・助言を行うとともに関係機関との連絡調整、地域活動の推進を図っていただく方々です。

◎福祉委員

障がい者・身体の弱い人・高齢者が困った時、いつでも、どこでも必要な援助が 受けられ、常に安心して、生活ができる住みよいまちを目指して、常に集落内の 実情を把握し、民生委員と連携をとり、活動していただく方々です。

(3) 虐待相談窓口

児童虐待について

保護者や同居人による虐待が深刻な問題になっています。

子どもの人権を守り健全な成長を促すためにも早く虐待に気づき、対応につなげていくことが必要です。

特別な家庭の問題ではなく、どの家庭にも起こりうる問題です。

ひとりで悩まず相談しましょう・・

ふくさきっこステーション(福崎町こども家庭センター) 22 2 - 0560

◆相談をお受けします。まずは気軽にご連絡ください。 福祉サービスの紹介や必要に応じ専門相談におつなぎします。

- ・はじめての子育てで、不安や孤独感が強い
- ・子どもがかわいくない、イライラしてしまう
- ・子どもの発達について心配
- ・ひとり親家庭でいるいる心配
- DVを受けている
- ・ 不登校、ひきこもり、家庭内暴力など

あなたの気づきが子どもを守ります

◆「ちょっとおかしいな」「虐待かも」と感じたときには、相談・通報をお願いします。

ネグレクト

子どもの健康・安全に配慮しない、衣食住の世話をしないなど

心理的虐待

暴言、無視、拒否をする、子どもの自尊心を傷つける、子どもの心を著しく傷つけること。DV を見せることも含みます。

身体的虐待

子どもの身体に苦痛や外傷が生じるような暴行を加えること

性的虐待

子どもにわいせつな行為をする/させること

児童相談所全国共通ダイヤル	お 189(いちはやく)
福崎警察署	☎ 0790 − 23 − 0110
兵庫県姫路こども家庭センター	☎ 079 − 297 − 1261
ふくさきっこステーション(福崎町こども家庭センター)	☎ 0790 − 22 − 0560

高齢者虐待について

高齢者の虐待対応について、「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(高齢者虐待防止法)が施行されています。この法律によって、高齢者虐待の定義、対応の基準等が規定されています。

「高齢者虐待」の定義

高齢者虐待防止法では、「高齢者」とは65歳以上の者と定義されています。 また、高齢者虐待は、①養介護施設従事者等による高齢者虐待、②養護者に よる高齢者虐待に分けて定義されています。

異変に気づいたら悩まずに相談しましょう・・

あなたの気づきが高齢者を守ります

◆「ちょっとおかしいな」「虐待かも」と感じたときには、相談・通報をお願いします。

身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴力を加えること。

例) 殴る、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、身体拘束、抑制をする等

介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)

高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、他の者による虐待行為の放置など、擁護を著しく怠ること。

例)入浴しておらず異臭がする、劣悪な住環境で生活させる等

心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

例)ののしる、侮辱を込めて子どものように扱う、無視する等

性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

例)キス、性器への接触、セックスを強要する等

経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他高齢者から不当に財産上の利益を 得ること。

例)年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する等

≪虐待を発見したら≫

◆下記の窓□へご相談ください。

福崎警察署

25 23 - 0110

福崎町地域包括支援センター 22-0560

障がい者虐待について

障がい者虐待は、どこの家庭や施設(会社)などでも起こりうる身近な問題です。 障害者虐待防止法では、「養護者」、「障がい者福祉施設従事者等」、「使用者(障がい者を雇用する事業主等)」による、5つの行為が障がい者虐待にあたると 定義しています。

障がい者とは

- ・身体機能に障がいがある(身体障がい)
- ・知的な発達が遅れている(知的障がい)
- ・精神疾患がある(精神障がい)
- 発達障がいがある
- ・その他、心身の機能障がいがある



これらの障がいと社会的 障壁により日常生活や社 会生活に制限を受ける人

障がい者虐待の5つの行為

身体的虐待

暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為など

こんなサイン・身体に傷やあざが頻繁にみられる

- 急におびえたり、怖がったりする
- ・施設や職場に行きたがらない

性的虐待

わいせつなことをしたり、させたりすること

こんなサイン・人目を避け、ひとりで部屋にいたがる

- ・周囲の人の体をさわるようになる
- ・性器の痛み、かゆみを訴える

心理的虐待

怒鳴る、ののしる、意図的な無視など、精神的に苦痛を与えること

こんなサイン・おびえる、叫ぶなどパニック症状を起こす

- ・攻撃的な態度、自傷行為がみられる
- ・無力感、あきらめ、なげやりな態度になる

放棄・放置

食事や水分を十分に与えない

必要な福祉サービスを受けさせないなど

こんなサイン・体から異臭、髪の汚れ、つめが伸びている

- いつも汚れた服を着ている
- ・ひどく空腹を訴える、栄養失調がみられる

経済的虐待

年金や賃金などを渡さない

本人の同意なしに財産を処分するなど

こんなサイン・年金等がどう管理されているのか知らない

- ・日常生活に必要な金銭を渡されていない
- ・サービス利用料等の支払いができない

あなたの通報が、早期発見・早期対応につながります。いわゆる「グレーゾーン」の状況での通報が大切です。ひとりで悩まずご相談ください。

○障がい者虐待の相談・通報窓□

福崎警察署

23 - 0110

福崎町障がい者虐待防止センター ☎ 22 - 0560

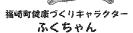
※通報・相談者は匿名で大丈夫です。通報者の秘密は守られます。 虐待の通報は、国民の義務と定められています。

2. 福崎町保健センター ふくさきっこステーション(福崎町こども家庭センター)

子どもから高齢者まで生涯にわたる心身の健康づくりのお手伝いをします。住民がいつでも気軽に安心して相談できる地域の保健室を目指して活動しています。

主な活動内容は、次のとおりです。

いつまでも しあわせ(福) ほがらか(朗) 福崎町



(1) 母子保健事業・子育て支援事業

①妊娠するまで

事業名	日程	内容
一般不妊治療・ 特定不妊治療費 助成事業	随時	一般不妊治療あよび特定不妊治療を受けたご夫婦に、 治療費の一部を助成します。
不育症治療支援 事業	随時	医療保険適用外の不育症の治療等に要した費用の半額 を助成します。(所得制限あり)

②妊娠したら

事業名	日程	内容
母子健康手帳 交付・妊婦相談	随 時 ※事前にお 電話<ださい。	妊娠・出産・育児をとおし、母子の一貫した健康管理・保持増進に役立てるために、妊娠中の過ごし方の助言やサービスの紹介をし、母子健康手帳を交付します。
妊婦健康診查費 助成事業	母子健康手 帳交付時	妊婦健康診査で要する費用助成を「妊婦健康診査費助成券」として、7,000円を上限に 13枚、10,000円を上限に 1枚発行。県外や登録以外の医療機関の場合は償還払いします。
妊婦訪問	妊娠中期~ 後期	助産師又は保健師が妊婦のご家庭に訪問し、妊娠・出 産についての相談を受けます。
おや親たまご	5・9・1月 第4水曜日 7・11・3月 第4土曜日	助産師や歯科衛生士による講話と体験講座。 産前ヨーガ、妊娠中の過ごし方や母乳育児についての 講話、沐浴実習などを行います。(予約制)
マタニティタク シー利用助成事 業	随時	陣痛や破水など出産のための受診や、体調不良等により自力で妊婦健診の受診が困難な際に利用されたタクシー代の一部(上限 10,000 円)を助成します。
出産・子育て応援交付金	母子健康手 帳交付時よ り随時	妊娠、出産、子育てに関するご相談支援と経済的支援を一体的に行います。母子手帳交付時に面談をした方に「出産準備金」として50,000円、出産後の赤ちゃん訪問で面談をした方に「子育て応援金」として50,000円を支給します。

③出産したら

militare and CVA probable Section and CVA Section	INCOME AND	
事業名	日程	内容
新生児聴覚検査 費助成事業	母子健康手 帳交付時	新生児聴覚検査に要する費用助成を「新生児聴覚検査 費助成券」として 5,000 円を上限に 1 枚発行。県外や 登録以外の医療機関の場合は償還払いします。
産婦健康診査費 助成事業	母子健康手 帳交付時	産婦健康診査に要する費用助成を「産婦健康診査費助 成券」として 5,000 円を上限に2枚発行。県外や登録 以外の医療機関の場合は償還払いします。
新生児・ 産婦訪問	生後 28 日 まで	保健師等が新生児の家庭を訪問し、発育や栄養・母体の健康管理等に関する相談を受けます。出生連絡票(母子健康手帳のハガキ)や役場窓口(出生届け時)にて申込みしてください。
母乳育児相談	第2・4木曜 午後	助産師が乳房ケアを行い、授乳指導や相談を受け、 母乳栄養確立のための支援を行います。又、産婦の体 調管理や卒乳の相談も受けます。(予約制・1回600円)
産後ケア事業	申請が必要	体調不良や育児不安があり、家族の支援が受けにくい方に(利用者負担あり) 宿泊・通所サービス 産科病院や助産院に宿泊又は通所しながら母体ケア、子どもの世話、育児指導を行います。 「訪問サービス」 ご家庭で、育児指導や乳房ケアを行います。
養育支援訪問 事業	申請が必要	子どもの養育について支援が必要な家庭に、保健師等 による育児指導や訪問介護員による育児、家事援助等 の訪問支援を行います。
こんにちは 赤ちゃん訪問	生後2か月頃	保健師が、赤ちゃんの家庭を訪問し、赤ちゃんの発育 を確認しながら、育児相談を受けます。また予防接種、 乳児健診の案内をします。
赤ちゃんと ママの ふれあい教室	第2木曜日午前	助産師による講話と体験講座。 産後ヨーガ、赤ちゃんマッサージ、母乳の与え方や子 育てについての話をします。(予約制)

④子育て~就学まで

事業名	日程	内容
すくすく相談	第2月曜日 午前・午後	保健師・栄養士が乳幼児の発育・育児・栄養などにつ いて相談を受けます。
7か月児の まんまクラブ	第2水曜日午前	育児、離乳食に関する話や親子遊びを行い、月齢に 合わせた離乳食の見本を提示します。育児や栄養
10 か月児の あばばクラブ	第4水曜日 午前	に関する個別相談も受けます。
1歳お誕生相談	第2月曜日午前	1歳の親子を対象に身体計測及び発育・育児・栄養に ついて個別に相談を受けます。
すくすく発達相談	第2月曜日 午前・午後	公認心理師が、子どもの発達に関する相談を受けます。 (予約制)

事業名	日程	内容
のびのびランド 教室	第 1 ・ 3 火曜日 午前	子どもの発達を促すことを目的に、保育士による設定遊びや親子遊びを行います。
子ども発達 すこやか相談	第 1 水曜 第 3 金曜 午前・午後 (予約制)	心理相談(毎月) 発達検査により発達レベルや行動特性を把握し、子ど もへの対応や支援体制についての相談を受けます。
家庭自立相談	第 1 月曜 第 3 木曜 午前・午後 (予約制)	心理相談員による子どもと家族の相談を受けます。発達、 不登校、ひきこもり、問題行動、進学相談、就労支援等。 小中学校、医療機関、子ども家庭センター等関係機関 と連携も図ります。

乳幼児健康診査

乳幼児の発育・栄養状態・運動機能・精神発達の状況を確認し、心身障害の早期 発見に努めるとともに、育児支援を行います。医師・歯科医師による健診、保健師・ 栄養士・臨床心理士による育児相談を受けます。

健診名	日程	受付時間	内容
3か月児健康診査	毎月 第4水曜日	午後1時15分	計測・股関節検診 栄養相談・保健相談
4 か月児健康診査	毎月 第3火曜日	午後1時45分	計測・内科診察 BCG予防接種・栄養相談
1歳6か月児健康診査 (内科・歯科健診)	奇数月 第3水曜日	午後 1 時 15 分	計測・内科・歯科診察 栄養相談・歯科相談・保健相談
3 歳児健康診査 (内科・歯科健診)	偶数月 第3水曜日	午後1時45分	計測・内科・歯科診察・視覚検査 栄養相談・歯科相談・保健相談
3歳児聴覚健康診査	随時	診療時間内	音の聞こえ確認・耳鼻科診察
5 歳児健康診査 (歯科健診)	奇数月 第4金曜日	午後 1 時 00 分 ~ 午後 1 時 45 分	計測・集団保育・歯科診察 栄養相談・歯科相談・保健相談 発達相談



必要な方や希望者へは 専門相談機関や療育施設 (ケアステーションかんざき等)の 紹介を行います。

(2) 予防接種事業

子どもや高齢者は病気にかかりやすく、かかると重くなることがあります。病気に 対する抵抗力をつけるため、下記の予防接種を実施しています。

◎定期予防接種

予防接種名	対象 年齢等			法定回数(間隔)等	実施場所	
B C G	生後~12月未満			1回(4か月児健診時に実施)	保健センター	
□ タウ □タリックス	生後6~24週			2回(生後2か月から開始、2 7日以上の間隔で2回)		
イルス _{ロタテック}	生後	6 ~ 32	2 週	3回(生後2か月か5開始、 27日以上の間隔で3回)		
ヒ ブ (インフルエンザ			生後2~7月未満	4回(27〜56日の間隔で3回、 7〜13月後に4回目)		
(T) ファルエンタ 菌 b型)			生後7~12月未満	3回(27〜56日の間隔で2回、 7〜13月後に3回目)		
			1歳~5歳未満	1回のみ		
	開始は接種が異	って 回数	生後2~7月未満	4回(27日以上の間隔で3回、 60日後以上かつ生後12~15 月に4回目)		
小児用 肺炎球菌	刀夹	42	生後7~12月未満	3回(27日以上の間隔で2回、 60日後以上かつ生後12~15 月に3回目)		
			1歳~2歳未満	2回(60日以上の間隔)		
			2歳~5歳未満	1回のみ	町内各指定	
B型肝炎	/士/终	.2⊟	1歳未満	2回(27日以上の間隔をおく)	医療機関 <要予約>	
0 至时及	工校	Z /J' *	1 成人人/叫	1回(第1回目の注射から、 139日以上の間隔をおく)	(指定医療機関	
四種混合 五種混合		初回		3回(3~8週の間隔をおく)	以外で接種希 望の場合は、保	
ジフテリア 百日 日 咳 間 傷 風 ポリオブ	1期 追	追加	生後2月~90月未満	1回 (初回3回終3後、6か月以上、 標準として12~18か月後)	重の場合は、K 健センターで 事前手続きが 必要です。)	
二種混合 (ジフテリア (破 傷 風)	11歳	~ 13 j	歲未満	10	必女(9。)	
212 34	10	18	11 1/4 10 50	1回(生後12~15月未満)		
水 痘 (水ほうそう)	20	98	生後 12 月〜 36 月未満 	1回 (1回目終了後、3か月以上、 標準として6か月~1年後)		
麻しん・風しん	1期	生後	12月~24月未満	1 🛛		
混合(MR)	2期	就学能	前1年間	10		
		初回	生後6月~90月末満	2回(1~4週の間隔をおく)		
日本脳炎	1期 追加		生後6月~90月未満 (1期初回終3後、 半年後)	1回 (初回終了後、6か月以上〜 おおむね1年後)		
	2期	9歳~	~ 13 歳未満	1 🖸		
	※平成 20歳	え19年4 気の誕生	月1日以前に生まれた方 E日前日までに受けるこ	がは、見合わせによる未接種分を ととができます。		
子宮頸がん フクチン	12 歳になる年度の初日~ 16 歳に 3回(2か月以上の間隔をおい なる年度末日までの女子 3回(2か月以上の間隔をおい て2回接種、1回目から6か月 あけて3回目)					

予防接種名	対象 年 齢 等	法定回数	接種時期	実施場所	
インフルエンザ	65 歳以上の方及び 60 歳以上 65 歳	1回/年	10月から1月	町内各指定医療機関<要予約>(指	
新型コロナ ウィルス	未満で心臓等に障害を有する方		10月以降	定医療機関以外で 接種を希望される 方は、保健センタ	
高齢者 肺炎球菌	年度内に 65 歳に達する方 ※既に一度でも接種を受けた方は、 対象外	1 🗅	対象年度内随時	- で事前手続きが 必要な場合があり ます。)	

- ※定期予防接種を県外の医療機関等で受けた時は、接種費用を償還払いします。領収書を 持って保健センターへお越しください。
 - ☆二種混合、麻しん風しん混合の第2期、日本脳炎の2期、インフルエンザ、高齢者肺炎 球菌は個別通知します。

☆子どもインフルエンザ予防接種助成事業

子どものインフルエンザ発病及び重症化を防ぐ目的で、インフルエンザワクチンの 接種費用の一部を助成しています。

- (対象者) 1歳から中学3年生までの子ども
- (助成回数) 1回/年
- (助成額) 2,000円(但し、生活保護受給世帯の子どもは全額助成)
- (手続き)助成申請書を指定医療機関に提出して接種を受けてください。

☆成人風しんワクチン等任意予防接種助成事業

風しん感染拡大と、妊婦の先天性風疹症候群の発症を防ぐ目的で、風しんワクチン等の 接種費用を助成します。

- (対象者)①昭和39年4月2日~平成6年4月1日生まれの男女の内、接種希望者 ②妊婦の同居家族の方
- (助成額)・風しんワクチン→1人につき5,000円
 - ・麻しん風しん混合ワクチン→1人につき7,500円
- (手 続 き)接種前に、保健センターへお越しください

☆高齢者肺炎球菌任意予防接種助成事業

定期予防接種の対象外の方で、肺炎球菌予防接種を希望される方に、接種費用の一部を 助成しています。

- (対象者)65歳以上の方の内、過去5年以内に肺炎球菌予防接種を受けていない方
- (助成回数) 1回
- (助成額)4,000円(但し、生活保護受給者は全額助成)
- (手 続 き)接種前に、保健センターへお越しください

☆帯状疱疹ワクチン接種助成事業

帯状疱疹ワクチン予防接種を希望される方に、接種費用の一部を助成しています。

- (対象者) 50歳以上の方の内、本事業の助成を受けていない方
- (助成回数) 1回
- (助成額) 4,000円(但し、生活保護受給者は8,000円)
- (手続き)接種前に、保健センターへお越しください。
- ○予防接種は、法定期間内に決められた回数を接種してください。
- 〇上記、対象年齢中に接種できなかった場合や、実施時期等についての問い合わせは 福崎町保健センターへお願いします。

(3) 成人保健事業

①健康手帳の交付

健康管理に関する記録と、情報提供として 40 歳以上の希望者に交付します。 なお、ご自身でダウンロードすることも可能です。詳しくは、厚生労働省のホームページ(健康手帳ダウンロードースマート・ライフ・プロジェクト)でご確認ください。

②健康教育

生活習慣病の予防等、健康づくりに関する教室を開催します。 教室は、広報ふくさき、保健センターだより等にてご案内します。

③健康相談

相談者個々に対して、心身の健康に関する助言等を行います。 希望者には、『血圧測定』『体内成分バランス測定』『唾液によるストレスチェック』を行います。(要予約)

〈日 時〉毎月第2月曜日(一般相談) 午前9時30分 \sim 11時 〈場 所〉保健センター

* 相談は、上記日程以外でもお受けいたします。事前に電話でご連絡ください。

④訪問指導

生活習慣病の予防・改善の他、健康に関する内容について訪問によるアドバイスを 実施します。

⑤健康診査

生活習慣病予防、疾病の早期発見、早期治療を目的に行います。

健診(検診)項目	対象者	内 容	
特定基本健康診查	*特定基本健康診査等の対象者参照	診察・身体計測・血液検査・尿検査等	
肺検診	20 歳以上	胸部レントゲン検査	
胃 検 診	20 歳以上	バリウムによる胃透視検査	
大 腸 検 診	20 歳以上	免疫便潜血反応(2日間法)	
前立腺検診	50歳以上の男性(原則2年に1回)	血液によるPSA検査	
肝炎ウイルス検診	40 歳以上で、過去に検査したことが ない方	血液によるHCV抗体・HBs抗原検査	
胃のABC検診	20 歳以上	血液によるピロリ抗体・ペプシノゲン検査	
子宮検診	20歳以上の女性(原則2年に1回)	子宮頸部の細胞診	
乳房検診	40歳以上の女性(原則2年に1回)	マンモグラフィー検査	
骨粗鬆症検診	40・45・50・55・60・65・70 歳の 女性・その他の希望者	運骨の超音波検査	
歯 科 検 診	20 歳以上	歯科医師による歯と歯周疾患の検査	

*特定基本健康診査等の対象者について

年齢によって、健診の呼び名等が変わります。(下記の表をご覧ください)

健診名		対象者	
	40#	福崎町国民健康保険加入者	
特定健診	40歳~ 74歳の方	福崎町国民健康保険以外の医療保険加入者の内、医療保険 者が発行した「特定健康診査受診券」をお持ちの方	
	☆上記以外の方は、加入されている医療保険者または勤務先にお問い合わせください。		
基本健診	・ 39歳以T ・ 75歳以上	下の方 この方(後期高齢者保険加入者)	

○実施については、各戸配布チラシ、広報、ホームページ(町民便利帳・健康づくり) でお知らせします。対象年齢等を確認し、保健センターへお申込みください。

⑥若年者の在宅ターミナルケア支援事業

40 歳未満の末期がん患者が在宅で介護を受ける場合、利用したサービス利用料の一部を助成します。

・サービスの内容 訪問介護、福祉用具貸与

・助成額 利用料の9割を助成(利用料の上限月6万円)

⑦がん患者アピアランスサポート事業

抗がん剤や放射線治療の影響による脱毛や手術による乳房切除など、外見の変化により社会参加への不安を持つがん患者の方にウィッグ等の補正具の購入費用を助成します。

区分	要件	補助金額
医療用 ウィッグ	がん治療に伴う脱毛に対応するため、一時的に着 用する医療用のもの	上限5万円
乳房補正具	外科的治療等による乳房の形の変化に対応するた めの補正下着	上限1万円
	人工乳房(乳房再建術等によって体内に埋め込まれたものを除く)	上限5万円

(4) 健康長生き事業

75 歳以上の方が健康寿命をのばし、自立した生活を送っていただくための保健 事業や介護予防事業を行います。

福崎町の高齢者の健康課題について分析し、事業を計画・実施しています。

①高齢者に対する個別的支援 (ハイリスクアプローチ)

対象者には個別通知をします。

- ■糖尿病性腎症重症化予防事業
 - <対象>・町ぐるみ健診結果でHbA1c(※)7.0以上かつ糖尿病未治療の方
 - ・過去に糖尿病の治療を受け、現在は受診していない方
 - <内容>生活習慣に関する相談、助言など行います
 - (※) HbA1c (ヘモグロビンエーワンシー): 過去 1~2か月間の血糖値の平均値です。 採血直前の食事に影響されないので糖尿病の指標になります。

■高血圧重症化予防事業

- <対象>町ぐるみ健診結果で収縮期血圧 160 以上または拡張期血圧 100 以上かつ 高血圧の治療を受けていない方
- <内容>生活習慣に関する相談、助言など行います

■骨折予防相談会

- <対象>町ぐるみ健診等で実施する後期高齢者の質問票の運動・転倒項目該 当の方
- <内容>理学療法士・保健師による体力測定、運動面や環境面への助言など 行います

■健康状態不明者把握事業

- <対象>昨年度1年間に医療レセプト、介護レセプト、健診受診のいずれも確認できない方
- <内容>訪問による状態把握、健診の案内など行います

②通いの場等への積極的な関与(ポピュレーションアプローチ)

地域ふくろうの会等の通いの場に出向き、実施しています。

■フレイル予防の普及啓発、運動・栄養・□腔機能向上のための健康教育を実施します

(地域包括支援センターの介護予防事業と一体的に実施します)

■フレイル状態の高齢者の把握、生活機能向上のための支援等を実施します

(5) 食育推進事業

食育とは、「食」を通して、食に関する知識とバランスの良い食を選ぶ力を身につけ、健全な食生活を実践できる力を育むことです。

①食育月間事業

毎年11月を食育月間に定め、食育を啓発するための事業を行っています。

◎食育イベント 福崎秋まつりの一環として、ステージイベントや食育体験 コーナー等を実施します。

②健康教育

様々な食育教室を開催しています。年齢や性別、目的に合った教室をご利用ください。

教室名	対象者	内 容
学童期運動食育教室 「フクちゃんサキちゃん クラブ」	小学生 就学前児 その保護者	定期的な運動と調理実習を行って、元 気なからだ作りをめざします。
夏休み限定!「ババとー 緒にパバッとごはん!」 おとう飯」	小学生 就学前児 その父親または 祖父	調理で食を楽しむとともに、健全な食 習慣の形成をめざします。
料理一年生食育講座(ビギナーズ)	子育て世代の方	料理の基本や伝承料理を学びます。
男性の料理 いろは教室	男性	料理のいろはを学びながら、食を通して 仲間づくりを行います。
食育研修会	食育関係者	食育に関する知識を高めるとともに、 団体の連携を深めます。
食育講座	——————————————————————————————————————	住民の要望に応えて、出前講座を開催 します。

◎食育をすすめるために、啓発グッズを利用してください。

★食育かるた 机上用 B8 版 ジャンボかるた A3 版

★食育 PR ソング "VIVA! 福崎 ごちそうサンバ" CD DVD

"食育 SAMBA もちむぎの恵みで、みんなが元気" DVD

★食育体操 "新・福崎 ごちそうサン体操" DVD

★**食の歳時記** 伝承料理のレシピ本



(6) 献 血

輸血用血液は人工的に造ることができず、長期保存することもできません。献血は健康なあなたの愛の贈り物です。移動採血車が来ますのでご協力ください。日程は町ホームページ、広報紙等でお知らせします。(年3回)

献血方法別の採血基準

	成分	献血	全 血 献 血		
	血漿成分献血	血小板成分献血	200m上献血	400m上南北 <u>川</u>	
1回献血量	600mL以下 400mL以下 (体重別)		200mL	400mL	
年論	18歳~69歳*	18歳~54歳	16歳~69歳*	18歳~69歳	
体重	男性 45k	g以上・女性 40k	g以上	男女とも 50kg 以上	
年間献血回数		1回を2回分に 分献血と合計で	男性6回以内女性4回以内	男性3回以内 女性2回以内	
年間総献血量			200mL 献血と 400mL 献血を 合わせて 男性 1,200mL 以内 女性 800mL 以内		

^{* 65} 歳以上の献血については、献血される方の健康を考え、60 \sim 64 歳の間に献血経験がある方に限ります。

献血の間隔

今回の 次回 献血 の献血	血漿成分献血血小板成分献血	200m上南太山	400m上南红
血漿成分献血		男女とも4週	男女とも8週間後の同じ曜日から献血で
血小板成分献血	男女とも2週間後の同じ	間後の同じ曜	きます
400mL献血	曜日から献血できます	日から献血で	男性は 12 週間後・ 女性は 16 週間後の
200m上献血		きます	同じ曜日から献血で きます

血漿成分献血体重別献血量

Kg	40 以上 45 未満	45 以上 50 未満				65 以上 70 未満	70以上
男性	_	300mL {	400mL	400mL ?	400mL ?	400mL ?	400mL {
女性	300mL	350mL	(標準)	450mL	500mL	550mL	600mL

献血者の健康を守るため、上記の基準によるほか、医師が問診等を行って献血の 適否を判断しています。安心してご協力ください。

(7) 町内医療機関一覧

医療機関名	住 所	電話番号	FAX番号	備考
姫 路 北 病 院	南田原 1134-2	22-0770	22-2589	精、心内
ひらの内科クリニック	西田原 1484-1	22-1237	22-1238	内、消内
アキタケ診療所	福崎新 73-3	22-5012	22-1436	内、呼内、消内、 外、整
城 谷 医 院	八千種 2252	22-0064	22-6874	内、小、リハ
山 田 医院	西田原 1430-3	22-5305		内、脳神内、精
マサキ・さくらい診療所	西田原 104	23-0010	23-0010	内、小
吉田クリニック	福田 294-5	22-0004	24-4650	内、消、循
松岡クリニック	西田原 1149-1	22-7885	22-7884	内、小、呼、循
あきたけメンタルクリニック	南田原 2937-1	24-2790	24-2788	精
ミナミ整形外科・内科循環器科	南田原 2971-1	23-0789	23-0879	整、リハ、内、循、 心外、救、リ
橋本じゅん整形外科	南田原 2938	24-5077	24-5078	整、リハ、リ
田 村 眼 科	福崎新 132	23-0638	23-1638	眼
たかやす眼科クリニック	南田原 2936	35-8510	35-8511	眼
牧耳鼻咽喉科医院	西治 500	23-1951	23-1951	耳
三宅皮膚科医院	西田原 1160-4	24-5100	24-5100	皮、ア
むらかみ泌尿器科クリニック	南田原 2937-1	24-5888	400000	泌
おおにしクリニック	西治 1481	24-5088	24-5090	内、脳神内
ののにしソソニック	四/0 1401	24-5118	24-5090	歯、矯歯、小歯
長門 歯科 医院	西田原 105	22-4009	22-7359	掛
藤澤歯科医院	大貫 1678	22-4849	22-0962	摇
中安歯科クリニック	南田原 3109-5	24-2220		遊
はらだ歯科医院	西田原 1688-3	23-0019	23-0019	大大大大
よしだ歯科医院	福田 397	24-5024	24-5026	描
山本歯科医院	福崎新 243-1	22-6487	22-6483	歯、小歯、歯外
三木歯科医院	南田原 2173-1	24-1300	24-1301	塩
にしむら歯科クリニック	南田原 1200-17	22-8148	22-8149	大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大
松岡歯科クリニック	西田原 1149-1	23-2324	23-2333	歯、小歯、歯外
うしお歯科	南田原 2265-1	35-8070	90335	雄、小歯
おおつか助産院	西治 1884	090-8207-0501	22-1834	母乳相談など

※診療科

内:内科、呼内:呼吸器内科、循内:循環器内科、消内:消化器内科(胃腸内科)、神内:神経内科、脳神内:脳神経内科、皮:皮膚科、ア:アレルギー科、リ:リウマチ科、小:小児科、精:精神科、心内:心療内科、外:外科、泌:泌尿器科、整:整形外科、眼:眼科、耳:耳鼻咽喉科、リハ:リハビリテーション科、歯:歯科、矯歯:矯正歯科、小歯:小児歯科、歯外:歯科□腔外科

(8) 休日診療

①神崎郡在宅当番医診療

郡内医療機関が当番で休日に開院し診療を行っています。

実施日時:日曜日、祝日、年末年始

午前9時~午後5時

当番医院:各新聞に掲載されます。ご不明の方は役場(0790 - 22-0560)に

お問い合わせください。

②公立神崎総合病院の休日・夜間診療体制

住 所:神崎郡神河町粟賀町 385 番地

電 話:0790 - 32 - 1331 ■土・日・祝日・年末年始の昼間■

診療時間	午前8時30分~午後5時
	内科医師 1名 外科系医師 1名
日直体制	口第 2、4 日曜日のみ小児科診療を行っています。 ロけがや病気の状況を電話で前もってお知らせください。 (状況によっては他院をご紹介することもあります。)

■夜 間■

診療時間	午後5時~翌朝午前8時30分
	内科か外科系のどちらかの医師 1名
	口小児科診療はできません。(但し、骨折等は可能)
	●午後5時~午前0時
当直体制	けがや病気の状況を電話で前もってお知らせください。
	(状況によっては他院をご紹介することもあります。)
	●午前0時~午前8時30分まで
	その日の当直医師の専門科のみの受付となります。
	けがや病気の状況を電話で前もってお知らせください。



③姫路市休日・夜間急病センター

住 所:姫路市西今宿 3-7-21

電 話:079-298-0119

■休日昼間■(日・祝日、8月15日、12月31日~1月3日)

診療科目	内科、小児科、眼科、耳鼻咽喉科
受付時間	午前8時30分~午後5時30分
診療時間	

■夜 間■ (年中無休)

診療科目	内科、小児科
受付時間	午後8時30分~翌日午前5時30分
診療時間	午後9時~翌日午前6時

夜間、休日昼間とも応急診療のみ行います。詳しい検査などはできません。

外科、整形外科、歯科については次の機関で診療を受けてください。

外科などの急患のとき 救急告示医療機関

日曜(昼間)の整形外科の急患のとき整形外科在宅輪番医療機関

歯科・□腔のトラブルのとき 姫路市歯科医師会□腔保健センター

(電話 079-288-5896)

(9) 小児救急医療電話相談

子どもの急な病気やけがで、困ったときにご利用ください。看護師が受診の必要性や 応急手当の方法等をアドバイスします。

相談窓口	兵庫県子ども医療電話相談	播磨姫路小児救急医療電話相談 (姫路市救急医療電話相談(小児科))
電腦番卯	# 8000 ダイヤル回線、IP電話の方は、 078 - 304 - 8899 (ははきゅうきゅう)	079 - 292 - 4874 (ふくつうしんぱいなし)
相談日時・場所	■平日・土曜日 午後 6 時〜翌日午前 8 時 ■日曜祝日及び年末年始(12/29〜1/3) 午前 8 時〜翌日午前 8 時	■平日・土曜日 午後8時〜午前0時 ■日曜祝日・8/15・12/31〜1/3 午前9時〜午後6時 午後8時〜午前0時

(10) 兵庫県広域災害・救急医療情報システム

兵庫県内の救急医療機関一覧、救急医療機関地図検索、休日夜間急患センター 一覧等の情報が掲載されています。

詳細は**兵庫県広域災害・救急医療情報システム**のホームページをご覧ください。 URL:https://web.qq.pref.hyogo.lg.jp/ap/qq/men/pwtpmenult01.aspx



3. 児童福祉

(学校教育課 子育て支援係・住民生活課 町民窓口係・福祉課 町民福祉係)

(1) 児童福祉施設

①児童福祉施設の種類及び措置機関

児童のすこやかな成長を助けるため、必要に応じて 施設入所による養育・指導を行います。

扶養義務者の収入に応じて、費用負担があります。

認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ 持ち、就学前教育・保育を一体的に提供する施設です。

児 童 館

児童に健全な遊びを与えその健康を増進し、情操を豊かにすることを目的にし、クラブ活動、レクリエーションなどを行っています。

乳 児院

親の養育が受けられない乳児を養育します。

児 童 養 護 施 設

親とともに生活できない子どもを保護します。

知的障害児施設•通園施設

知的障がいをもった子どもの生活指導 をします。

虚弱児施設

身体の弱い子どもをよい環境のもとで養 育します。

肢体不自由児施設•通園施設

手足などの不自由な子どもに治療・教育あよび生活訓練をします。

重症心身障害児施設

障がいの重い子どもの治療および生活 指導をします。

情緒障害児短期治療施設

情緒障がいのある子どもを治療します。

児童自立支援施設

不良行為をし又はするおそれのある子どもを教護します。

助 産 施 設

経済的理由により入院助産が受けられ ない妊産婦に助産を受けさせます。

母子生活支援施設

母子又はこれに準ずる家庭の者を保護 します。(市にあっては市長が措置)

(2)認定こども園(学校教育課 子育て支援係)

〇認定こども園とは……幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、就学前教育・ 保育を一体的に提供する施設です。

> 乳児(2 か月)~5 歳児まで入園することができます。 また、町外の認定こども園等への入園も可能です。

こども家庭センタ

所

長

長

健康福祉事務所

長

○入園申込は……10月上旬~11月下旬に翌年4月からの入園を受け付けます。 年度途中の入園については随時受け付けします。 申込みは教育委員会学校教育課子育て支援係まで。

〇利用者負担は…保護者等の住民税の額により決定し、毎月徴収します。

施設名	所 在 地	電話番号	FAX番号	設置者
田原幼児園	西田原 1263 - 4	22 - 1032	22 – 1048	福崎町
八千種幼児園	八千種 276 - 2	22 - 1207	22 – 1209	福崎町
福崎幼児園	福崎新 448 - 3	22 – 1091	22-2313	福崎町
高岡幼児園	高岡 1956 - 33	22-3960	22-3960	福崎町
姫学こども園	南田原 2062	22-5480	27-8115	社会福祉法人
サルビアこども園	山崎 617 - 7	22 – 1313	22 – 2355	社会福祉法人

(2) 子ども・子育て支援事業 (学校教育課 子育て支援係)

①子育て支援センター・子育て学習センター

子育て中の親子・家族が自由に遊んでゆっくりと過ごし、親子の交流をしてもらえる場を提供し、さまざまな行事を通してともだちづくりのお手伝いをするほか、 子育てに関する不安や悩みを聞いたりして、みなさんの子育てを応援しています。

名称	場所	電話番号	FAX番号	開所日
福崎子育て支援センター (おひさまらんど)	福崎幼児園内	22-2308	22-2313	月~金 9:00 ~ 17:00 土曜日 9:00 ~ 12:00
西部子育で学習センター (ともだちひろば)	文化センター内	22-7830	22-2561	火~金 9:00~ 16:00
東部子育て学習センター (にこにこひろば)	田原幼児園内	22 – 1058	22 – 1058	月~木 9:00~ 16:00

②学童保育園

共働き家庭や、小学校から帰宅しても誰もいない留守家庭の子どものために学童 保育園を開設し、児童の保護・健全育成を図っています。

名称	場所		保育時	間	
福崎西部学童保育園	福崎小学校北校舎1階	平日	授業	終了後~	19:00
福崎東部学童保育園	田原小学校体育館北にある 学童保育専用施設	土曜・	長期休業中	7:30 ~	19:00

☆保育を行う日

月曜日から土曜日(日曜日・祝日・お盆・年末年始は休園)

※土曜日は希望者すべての保育を福崎東部学童保育園で行います。

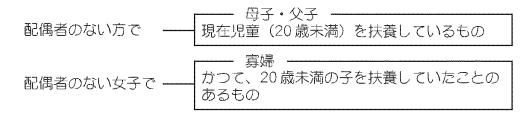
☆費用負担

月額 6,000 円 (1か月の利用期間が10日未満の場合は半額) (下記以外の月)

7月 月額7,000円(1か月の利用期間が10日未満の場合は半額)

8月 月額9,000円(1か月の利用期間が10日未満の場合は半額)

(3) 母子父子寡婦家庭の福祉



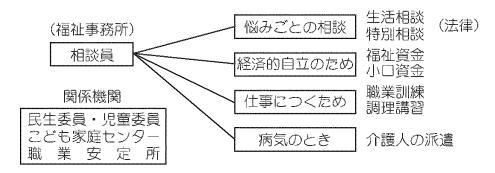
①母子相談

母子・父子・寡婦家庭の生活全般について助言いたします。

☆相談の日時 随時(事前予約が必要です)

☆相談員 母子・父子自立支援員

☆問い合わせ先 中播磨健康福祉事務所(079-281-9210)



②貸付制度

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の方に事業開始資金、修学資金、就職支度資金 等の貸付金制度があります。

③就学就業助成金

〇対象者

母子家庭及び父子家庭等の児童・生徒が、小学校、中学校に入学及び中学校を 卒業するときに保護者に対し支給します。

〇支給額

小学校入学のとき 6,500 円 中学校入学のとき 8,500 円 中学校卒業のとき 15,000 円

④社会参加

母子家庭のお母さん方や寡婦の方々で組織されている婦人共励会があります。 母子家庭のお母さん方が、ともに励まし合い助け合いながら母子・寡婦が向上を 図るため、研修会や福祉施策を知らせるなど仲間づくりの母体として活動しています。 相談は社会福祉協議会へ

(4) 手当の種類 (住民生活課 町民窓口係)

①交通災害遺児年金

交通災害遺児に対し、年金を支給することにより、児童の健全な育成と福祉の 増進をはかることを目的としています。

〇 支給対象者

交通事故により死亡した父もしくは母等に養育されていた 18 歳未満の福崎町在 住の児童

〇 支給額

遺児 1人につき月額 17,000円

〇 支給時期

7月	4月~7月分
11月	8月~11月分
3月	12月~ 3月分

②児童手当

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな 成長に資することを目的としています。

〇 支給対象者

日本国内に住所を置いている、高校年代まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の児童を養育している人

○ 支給額(令和6年度:児童1人あたり月額)

の井士港	第1子・第2子	15,000円
3 風木凋	第3子以降	30,000 円
3.带。宣校生年出	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	30,000円

〇 支給時期

各支給月の10日(土日・祝日の場合は、その直前の営業日)に振り込みます。

6月	4月~ 5月分
8月	6月~7月分
10月	8月~ 9月分
12月	10月~ 11月分
2月	12月~ 1月分
4月	2月~3月分





○ 子育てワンストップサービス

政府が運営するマイナポータルの「ぴったりサービス」を利用して、窓口に来ることなく、自宅のパソコンやスマートフォンから児童手当の手続きが電子申請できます。ただし、サービスの利用には受給者の個人番号カードが必要です。※児童と別居している等、必要に応じて提出していただく書類があるため、電子申請での受付ができない場合もあります。

マイナポータルへのURL https://myna.go.jp/

③児童扶養手当

父または母と生計をともにできない児童が養育されている家庭の生活の安定と 自立を助け、児童の健全育成を図ることを目的としています。

〇 支給対象者

次の①~⑨のいずれかの条件にあてはまる、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童、または20歳未満で一定の障がいがある児童の父または母や、父または母にかわりその児童を養育している人に支給されます。

- ①離 婚・・・父母が婚姻を解消した児童
- ②死 亡・・・父(母)が死亡した児童
- ③障 が い・・・父(母)が一定の障がいにある児童
- ④生死不明・・・父(母)の生死が明らかでない児童
- ⑤遺 棄・・・父(母)に1年以上遺棄されている児童
- ⑥保護命令・・・父(母)が裁判所からの DV 保護命令を受けた児童
- (7)拘 禁・・・父(母) が引き続き 1年以上拘禁されている児童
- ⑧未 婚・・・母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑨その他・・・母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童 ただし、次のような場合には、手当は支給されません。
- ①児童や手当を受けようとする人が日本国内に住んでいないとき
- ②児童が里親に委託されたり、児童福祉施設等に入所しているとき
- ③父(母)が婚姻しているとき(婚姻の届出をしていないが、事実婚状態も 含む)
- ④請求者が父(母)の場合、児童が母(父)と生計を同じくしているとき (母(父)が障がい相当の場合を除く)

○ 支給額(令和6年11月以降)

所得制限により次のいずれかの額になります。また、所得制限限度額以上の 場合は、支給停止になります。

区 分	児童1人	児童2人	児童3人
全額支給	45,500円	56,250円	67,000円
丰 当日類	45,490円	56,230円	66,970円
,一,,酚 一部支給	\$	\$	\$
	10,740円	16,120円	21,500円

〇 支給時期

各支給月の11日(土日・祝日の場合は、その直前の営業日)に振り込みます。

5月	3月~4月分	7月	5月~ 6月分
9月	7月~8月分	11月	9月~10月分
18	11月~12月分	3月	1月~ 2月分

○ 所得制限限度額(令和6年11月以降)

扶養親族 等の数	受給者	扶養義務者※・配偶者・	
	全額支給	一部支給	孤児等の養育者
0人	690,000円	2,080,000円	2,360,000円
1人	1,070,000円	2,460,000円	2,740,000円
2人	1,450,000円	2,840,000円	3,120,000円
3人	1,830,000 円	3,220,000円	3,500,000円
4人	2,210,000円	3,600,000円	3,880,000円
5人以上	以下38万円ずつ加算	以下 38 万円ずつ加算	以下38万円ずつ加算

※扶養義務者・・手当を受給する人と生計を同じくしている父母兄弟姉妹など

公的年金給付等による支給制限

受給者または対象児童が公的年金給付もしくは遺族補償等を受けることができる場合、または対象児童が公的年金給付の額の加算の対象となっている場合は、手当の全部または一部が支給されません。

④特別児童扶養手当

身体または精神に障がいのある児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

〇 支給対象者

身体または精神に障がいのある 20 歳未満の児童を監護する父もしくは母、 または父母にかわってその児童を養育している人

ただし、次のような場合には、手当は支給されません。

- ①手当を受けようとする人、対象児童が日本に住んでいないとき
- ②児童が児童福祉施設等に入所しているとき
- ③児童が障がいを理由として厚生年金を受けることができるとき

○ 支給額(令和6年10月1日時点)

対象児童の数と等級に応じて支給されます。また、所得制限限度額以上の 場合は、支給停止になります。

旧会11なのま		度	月額 55,350円
元里1人に 2名	中	度	月額 36,860円

〇 支給時期

各支給月の11日(土日・祝日の場合は、その直前の営業日)に振り込みます。

4月	12月~ 3月分
8月	4月~7月分
11月	8月~11月分

○ 所得制限限度額(令和6年度)

扶養親族等の数	受給者本人	配偶者・扶養義務者
人の	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
3人	5,736,000円	6,962,000円
4人	6,116,000円	7,175,000 円
5人以上	以下 38 万円ずつ加算	以下 213,000 円ずつ加算

※扶養義務者・・手当を受給する人と生計を同じくしている父母兄弟姉妹など



4。 国民年金 (ほけん年金課 医療年金係)

国民年金は国が運営する公的年金で、社会保障制度の一環として、健全な国民生活の維持・向上に寄与しています。若いときに公的年金制度に加入して保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気やケガで障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができます。

(1) 国民年金の加入……法律で義務づけられています。

①被保険者

- ・加入しなければならない人
 - 20歳以上60歳未満で日本国内に住民票がある人 (第2号・第3号被保険者は日本に住民票がなくても加入可能)
- ・申し出によって加入できる人
 - 60 歳以上 65 歳未満で、資格期間が不足している人や資格期間を増や したい人
 - ○65歳以上70歳未満で、資格期間が不足している人
 - 〇日本国籍を持つ第1号被保険者で海外に転出する人

区分	どんな人が?	保険料の納付は?	
第1号 被保険者	学生 自営業者 アルバイト など	個別に納付(日本年金機構から送付される保険料納付書で、郵便局や金融機関等で納付。口座振替・クレジット納付等もできます。)	
第2号 被保険者	会社員 公務員 など	会社が納付(給料から天引き)	
第3号 被保険者	第2号被保険者に 扶養されている 配偶者	自己負担なし (配偶者が加入する年金制度が負担)	

②保険料

- ・保険料 定額 16,980円/月(令和6年度) 付加保険料(400円/月)を納めることができます。 付加保険料を納めると、将来受け取る年金額に付加年金が加算されます。
- ・保険料をまとめて納める前納制度は割引がありお得です。
- ・保険料の納付期限は翌月末です。 (納付期限が土・日曜日、祝日、年末年始は、翌営業日が納付期限)
- ・保険料の時効は、保険料納付期限の翌日から起算して2年です。
- ・納めた保険料は、所得から全額控除されます。

③保険料の免除等

原則として、20歳から60歳まで40年間にわたって保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。しかし、天災や事故、病気等の理由で保険料を納めることが困難な人や、低所得などにより保険料を納めることが困難な人のために、保険料免除制度があります。

〇 法定免除

・生活保護の受給者(生活扶助を受けているとき) ※保護受給外国人は該当しません。

・1、2級の障害基礎(厚生・共済)年金受給権者 など

中請免除

本人・世帯主・配偶者の所得が一定以下の人のとき

※所得額により「全額免除」「4分の3免除」「半額 免除」「4分の1免除」があります。

〇 学生納付特例

・学生本人の所得が一定額以下のとき

〇 納付猶予

・50 歳未満の人で本人と配偶者の所得が一定額以下のとき

免除等を受けた期間の保険料は、10年前までさかのぼって納めることができます。(追納) ただし、免除等を受けた年度から3年度目を過ぎると、当時の保険料に一定の率の加算がつきます。

		納付	全額免除	一部免除 (※ 1)	納付猶予 学生納付 特例	未納
障害· 格期間	・遺族基礎年金(受給資 間に算入されるか?)	0	0	0	0	×
彩彩	受給資格期間に算 入されるか?	0	0	0	0	×
老爺基礎年金	年金額に反映される か? ※2	0	\triangle	\triangle	×	×
士金	反 映 率	1	1/2	5/8 ~ 7/8	0	0

- ※1 一部免除承認後の保険料を納付していることが必要です。
- ※2 国民年金保険の財源は2分の1が国庫負担金です。納付または一部免除の場合は、 国庫負担金に加えて国民年金保険料の納付割合に応じた額が年金額になります。

保険料を未納のまま放置すると、年金の給付を受け取ることができない場合が あります。

納めることが困難な場合は免除申請をしてください。

④産前産後の保険料免除

国民年金第1号被保険者の方が出産されたとき、申請することで、産前産後期間の年金保険料が免除される制度です。出産予定日の6か月前から申請できます。

この手続きで免除された保険料は、全額納付したときと同じ扱いになり、既に納付済みの場合は全額返金されます。

免除される期間は、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間です。

- ※ 双子以上の場合は3か月前から6か月間になります。
- ※ 妊娠 85 日以上の出産に限ります。(死産・流産・早産を含む)

(2) 異動時の届出

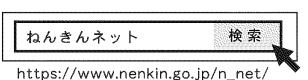
下記の届出は役場で手続きできます。

区分	こんなとき
	付加保険料を納付したい (国民年金保険料 + 400 円)
現在第1号被保険者	基礎年金番号通知書(年金手帳)を紛失した ※就職により会社に提出する必要があるときは会社 で再発行手続き
	保険料免除等の申請をしたい
現在第2号被保険者	会社を退職した
	増収や離婚等で配偶者に扶養されなくなった
現在第3号被保険者	配偶者が厚生年金保険や共済組合等に加入していた 会社を退職した
	配偶者が65歳になり第2号被保険者でなくなった

[※]必要書類は事前にご確認ください。

(3) 便利な機能(ねんきんネット)

あなたの年金情報等を『ねんきんネット』で確認できます。 まずは登録が必要です。詳しくは WEB で!



・24 時間いつでもどこでも、パソコンやスマートフォンで最新の年金加入状況を 確認できます。

年金

証書

- ・将来受け取る年金の見込額を試算できます。
- ・日本年金機構に提出する届書をパソコンで簡単に作成できます。
- ・口座振替の申請ができます。

(4) 国民年金の支給

①老齢基礎年金

65歳以降、老齢基礎年金を終身にわたって受け取ることができます。

受給のためには一定の受給要件がありますが、保険料を納めた期間が長いほど 老後に受け取る年金も多くなります。

厚生年金に加入したことがある方は、「老齢厚生年金」が上乗せされます。年金額は、過去の報酬と加入期間に応じて決まります。

【令和6年度年金額】

年間 816,000円 (満額:上限の40年間保険料を納めた場合)

原則として65歳から支給されますが、申し出によって繰上げ($60 \sim 64$ 歳 11 か月)、繰下げ($66 \sim 70$ 歳)請求ができます。

この場合、年齢に応じて一定の割合で減・増額されます。

②障害基礎年金

病気やけがで障がいが残ったとき、障害基礎年金を受け取ることができます。 受給のためには一定の要件があります。

また、厚生年金に加入している期間に初診日がある場合は、障害厚生年金が上乗せるれます。年金額は過去の報酬や加入期間などに応じて決まります。

【受給要件】

- 1. 国民年金に加入している間に、障がいの原因となった病気やけがについて初めて医師等の診療を受けた日(初診日)があること
 - ※ 20 歳前や、60 歳以上 65 歳未満(年金制度に加入していない期間)で、 日本国内に住んでいる間に初診日があるときも含みます。ただし、老齢基 礎年金を繰り上げして受給している方は含まれません。
- 2. 一定の障がいの状態にあること(※)
- 3. 保険料納付要件

初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていること

- ※ 20 歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件はありません。
- (1) 初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の 2/3 以上の期間について保険料が納付または免除されていること
- (2) 初診日において 65 歳未満であり、初診日のある月の前々月までの 1 年間 に保険料の未納がないこと
- ※障がいの状態が、障害認定日(初診日から1年6か月をすぎた日、または1年6か月以内にその病気やけがの症状が固定した日)または20歳に達したときに、国民年金法で定める1級か2級に該当していること。

障害認定日に障がいの状態が軽くても、その後重くなったときは、事後重症による請求により年金を受け取ることができる場合があります。

【令和6年度年金額】

障がいの程度・1級 年間 1,020,000円

・2級 年間 816,000円



③遺族基礎年金

一家の働き手が亡くなったとき、子のある配偶者または子は、遺族基礎年金を受けることができます。受給のためには一定の要件があります。

亡くなった方が厚生年金に加入していた場合は、遺族厚生年金が上乗せされます。 年金額は、過去の報酬と加入期間などに応じて決まります。

【受け取ることができる遺族】

死亡当時、死亡した方と生計を同一にしていた次の人

- ・子のある配偶者
- 3

※子が受け取る時の要件

- ・死亡当時、18歳になった年度の3月31日までのあいだにあること (死亡した当時、胎児であった子も出生以降に対象となります。)
- ・20歳未満で障害等級1級または2級の障がいの状態にあること
- ・婚姻していないこと

【受給要件】

- 1. 被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある人が死亡したとき (死亡した者について、死亡日の前日において保険料納付済期間が加入期間の2/3以上あること)
 - ※死亡日が令和8年3月までの場合は、死亡した人が65歳未満であれば、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの1年間の保険料を納付しなければならない期間のうちに、保険料の滞納がなければ受けられます。

【令和6年度年金額】 年間 816,000円+(子の加算額)

※1人目および2人目の子の加算額 各234,800円3人目以降の子の加算額 各78,300円



(5) 年金のご相談

年金のご相談は、お近くの年金事務所や「街角の年金相談センター」、「ねんきん 加入者ダイヤル」で受け付けています。

国民年金については、役場ほけん年金課でも受け付けています。

【日本年金機構ホームページ】 https://www.nenkin.go.jp/日本年金機構ホームページで年金の基礎知識などを確認できます。

○姫路年金事務所

079-224-6382 (自動音声案内に従って番号を押してください)

- ○街角の年金相談センター079-221-5127 (電話相談は行っていません)
- ○福崎町役場 ほけん年金課(国民年金に関すること) 0790-22-0560



- ○ねんきんダイヤル(一般的な年金相談、相談予約) 0570-05-1165(ナビダイヤル) ※ 050 から始まる電話でおかけになる場合は、(東京) 03-6700-1165 へ
- ○ねんきん加入者ダイヤル(国民年金加入者向け) 0570-003-004(ナビダイヤル) ※ 050 から始まる電話であかけになる場合は、(東京) 03-6630-2525 へ
- 〇予約受付専用電話(姫路年金事務所予約専用) 079-224-6362

5. 障がい者(児)福祉(福祉課 町民福祉係)

(1) 手帳の交付

①身体障害者手帳の交付(再交付)

身体障害者手帳は、身体障がい者(児)が福祉のサービスを受けるために必要な 手帳です。

本人または保護者の申請によって、兵庫県身体障害者更生相談所が指定医師による 診断書・意見書に基づき判定を行い、身体障害者手帳が交付されます。

②療育手帳の交付(再交付)

療育手帳は、知的障がい者(児)や発達障がいがある方に対して、一貫した 指導相談や、援助措置を受けやすくするための根拠となるものです。

本人または保護者の申請によって、兵庫県知的障害者更生相談所、(18 歳未満の 児童は兵庫県姫路こども家庭センター)の判定に基づき療育手帳が交付されます。

③精神障害者保健福祉手帳の交付(再交付)

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障がいの状態にあることを証明するもので、この手帳により福祉のサービスが受けやすくなり、精神障がい者の自立と社会参加を促進するための手助けとなります。

④心身障害者手帳交付等申請用診断書料の助成

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付申請(再交付含む)及び自立支援医療(精神通院医療・更生医療・育成医療)費の支給認定申請を行うときに必要な医師が発行する診断書の費用を、3,000円を上限として実費を助成します。

(2) 在宅の福祉

① 障がい者(児) 訪問入浴サービス(委託)

家庭で入浴の困難な障がい者(児)のお宅を訪問し、簡易浴槽で入浴ができます。

各 程 位 0

身体障害者手帳 1・2級及び療育手帳 A 判定の方など

〇利用回数・利用料

週1回まで。1回1,392円(介護保険報酬単価による変動あり)

②重度障がい者(児)日常生活用具給付

障がい者(児)、難病患者など、日常生活を容易にするための用具を障がいの程 度に応じて給付します。

〇用具の種類

特殊マット、特殊寝台、入浴補助用具、電気式たん吸引器、視覚障がい者用時計、視覚障がい者用拡大読書器、聴覚障がい者用通信装置、ストーマ用装具、

紙おむつ等

○経費

原則、1割の負担が必要です。(所得に応じた負担上限額があります)

③小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付

疾病のある児童が日常生活を容易にするための用具を給付します。

○用具の種類

特殊マット、特殊寝台、特殊尿器、体位変換器、入浴補助用具等

○経費

扶養義務者の所得状況により、一部負担金が必要です。

④補装具購入費・修理費支給

身体障がい者(児)、難病患者などが、失った機能などを補うために、身体障害者 更生相談所の判定により、補装具購入費・修理費を支給します。

但し、児童は指定医師の補装具費支給意見書により支給します。

身体障がい者(児)補装具の種目(一例)

障がい別	補装具の種目	障がい別	補装具の種目	
	義手表天具基体幹具	 視 覚 障 が い 	視覚障がい者用 安全つえ 義 眼 鏡	
肢体障がい 	上 肢 装 具 車 椅 子 電動車椅子	聴覚障がい	補 聴 器	
	姿勢保持装置 歩 行 器 歩行補助つえ	肢 体 障 が い 音声・言語障がい	重度障がい者用 意 思 伝 達 装 置	

原則、1割の負担が必要です。(所得に応じた負担上限額があります)

⑤重度障がい者(児)福祉車両等助成

重度障がい者(児)の方が

- タクシーを利用するとき
- ・同居の家族の車で送迎されるとき
- ・運転免許証を持ち、自らが運転するとき

その利用料金または車両維持経費の一部を助成することにより、社会参加の促進を図ります。



〇対象者

- ・福崎町内に住所があり在宅の方
- ・身体障害者手帳1級および2級の方、療育手帳A判定の方、または精神障害 者保健福祉手帳1級の方
- ・特定疾病患者通院交通費助成および通園補助金を受けている方は、重複して 利用することはできません。

〇助成内容

タクシー利用の方	1枚500円の利用券を1か月当たり4枚とし年間 最高48枚まで交付します。 1乗車につき4枚まで使用できます。
家族の送迎の方	1か月2,000円の車両維持経費を年間最高24,000円 まで助成します。
本人、配偶者あよび 扶養義務者が非課税 の方	1 か月5,000円の車両維持費を年間最高60,000円ま で助成します。
車を運転される方	1 か月2,500円の車両維持経費を年間最高30,000円 まで助成します。
本人、配偶者および 扶養義務者が非課税 の方	1 か月5,000円の車両維持費を年間最高60,000円ま で助成します。

- ※所得制限があります。
- ※ここでいう扶養義務者とは、民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に 定める直系血族及び兄弟姉妹で、障がい者の生計を維持する者です。

⑥ 相談窓口

障がいのある方の自立支援を目的とした総合的・専門的な相談窓口を設置してい ます。

○生活上の悩みごと・困りごと・心配ごとなど様々なご相談。

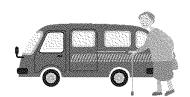
口福崎町障がい者基幹相談支援センター

TEL0790-22-0560 FAX0790-22-5980

口福崎町障害相談支援センター TEL0790-35-8575 FAX0790-22-7024

口香翠寮相談支援事業所

TEL079-240-6266 FAX079-232-7250



(3) 手当等の種類

各手帳を所持することによって、受けることができる手当があります。手当は、 おおむね重度の心身障がいの方が対象となります。

①特別障がい者手当

心身に著しく重度の障がいがあるため、日常生活に常時特別の介護を要する 20歳以上の在宅で生活されている障がいのある方に対し支給します。

所得制限があり、社会福祉施設に入所している方、病院などに3か月を超えて入 院している方には支給されません。

医師の診断書が必要です。

○支給額

月額 28,840 円

- ※法改正により、支給額が変更となることがあります。
- ※所得制限があります。

②障がい児福祉手当

心身に重度の障がいがあるため、日常生活に常時特別の介護を要する 20 歳未満の 在宅で生活されている障がいのある子どもに対し支給します。

所得制限があり、社会福祉施設に入所している方、病院などに3か月を超えて入院している方には支給されません。

医師の診断書が必要です。

○支給額

月額 15,690 円

- ※法改正により、支給額が変更となることがあります。
- ※所得制限があります。

③重度心身障がい者(児)介護手当

〇対象者

65 歳未満の身体障害者手帳 1・2級所持者、及び重度の知的障がいと判定された方で、日常生活において常時介護を必要とする状態にある方の介護者に対し支給します。

〇手当額

月額 17,000 円

④重度心身障がい児年金

〇支給対象者

3 か月以上町内に居住し、20 歳未満で、身体障害者手帳 1 ・ 2 級及び療育 手帳 A 判定の方に対し支給します。

〇支給額

月額 17,000 円



⑤心身障がい者施設等通園補助金

〇支給対象者

町外の指定障害福祉サービス事業所(生活介護、自立訓練、就労移行支援、 就労継続支援A型、就労継続支援B型)に週3日以上通所する方。但し、福祉 車両等助成サービスを受けている方は、対象外になります。

○支給額

月額 5,000 円~ 9,500 円(通園距離に応じて異なります) ※事業所から交通費が支給される場合は、その金額を控除します。

⑥心身障がい児童生徒就学援助金

〇支給対象者

特別支援学校に就学する児童・生徒の保護者の方に対し支給します。

〇支給額

月額 17,000 円

⑦自立支援医療(更生医療、精神通院医療、育成医療)

障がいのある部分を治療によって、軽くしたり、取り除くため、専門機関からその治療が必要であると認められたときには、指定医療機関で治療を受けることができます。申請書・診断書・健康保険証・収入を証明するものなどが必要です。(加入している保険の種類に関係なく受けることができます。)

○利用者負担 1割(所得により月額上限負担額あり)

⑧心身障がい者扶養共済制度

〇加入資格

身体障がい者手帳の1級から3級に該当する障がい者、知的障がい者及び精神障がいなどの障がい者を扶養している65歳未満の保護者

○掛金

保護者の加入時の年齢により決定

〇年金の支給

加入者が死亡、又は重度障がいとなった場合に障がいのある方に支給されます。

(9)身体障がい者用自動車改造助成

上肢、下肢又は体幹機能障がいの身体障害者手帳を所持する方が就労などに伴い、 自らが所有し、運転する自動車を改造する場合、費用の一部を補助します。(上限 100,000 円まで)

(注)改造する前に相談・申請をしてください。

※所得制限があります。

⑩身体障がい者自動車運転免許取得費補助

身体障害者手帳 1・2級所持者で自動車運転免許を新規取得する場合の経費の一部を補助します。(自ら負担した費用の2分の1以内:上限100,000円まで) ※所得制限があります。

⑪特定疾患者通院交通費助成

国及び県が定める特定の難病を患い、医療機関で医療を受けている方に、治療に必要な経費の一部として交通費を助成します。但し、他の通院支援サービス及び福祉車両等助成サービスを受けている方は、重複して利用することはできません。

〇助成額

受診月数×月額 1,000円(上限 12,000円)

⑫人工呼吸器非常用電源装置購入費用助成

〇支給対象者

町内に居住し、在宅で人工呼吸器の装着を必要とする方で、身体障害者手帳 (呼吸機能障がい3級以上)をお持ちの方、障害者総合支援法の対象疾病の方、 小児慢性特定疾病の方に、非常用電源装置購入に要する費用の一部を支給します。

- 〇対象用品 いずれか1種目
 - ①発動発電機 ②ポータブル電気 (蓄電池) ③車用インバーター
- ○支給額

非常用電源装置の購入に必要な額(上限額 100,000 円)※維持経費は対象外 ○所得制限があります。

③手話通訳者·要約筆記者派遣

聴覚に障がいのある方が社会生活上コミュニケーションを図ることが困難な 場合に手話通訳者等を派遣することにより、聴覚に障がいのある方の福祉の増進及び 社会参加を図ります。

4 徳 覚障がい者等情報伝達送信事業

福崎町防災行政無線の情報を、ファクシミリでお知らせします。

〇対象者

身体障害者手帳を所持する聴覚に障がいのある方およびその世帯

⑤税の所得控除と減免

身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者には税制上の優遇措置が設けられています。

【所得控除】

〇所得税、町県民税

障がい者控除(身体障害者手帳3~6級・療育手帳 $B1\sim B2$ ・精神障害者保健福祉手帳2~3級)

特別障がい者控除(身体障害者手帳1~2級・療育手帳A・精神障害者保健福祉手帳1級)

該当者は税務署か役場税務課へご相談ください。

【减免】

〇自動車税 (種別割、環境性能割)

対象となる自動車(次に掲げる自動車でもっぱら障がいのある方のために継続的に使用されるもの)

- ①障がい者の方またはその方と生計を一にする方が取得または所有する自動車
- ②障がい者の方のみの世帯(単身含む)の方が取得または所有する自動車で、 その方を常時介護する方が運転し、使用される自動車
- ・障がいの種類、程度に応じて減免割合が異なります。
- ・運転者や車の所有形態により必要書類が異なります。
- ・軽自動車税は役場税務課へ申請してください。



減免できる自動車は障がいのある方1人に対して1台(軽自動車を含む)です。

<問い合わせ先>

〇所得税など

姫路税務署

〇自動車税 (種別割、環境性能割)

姫路県税事務所

〇軽自動車税

福崎町役場 税務課

〒 679-2280 福崎町南田原 3116 番地の 1 20790-22-0560(代表)

⑥NHK放送受信料の減免

	全額免除 【障がいのある方を 世帯構成員に有する場合】	半額免除 【障がいのある方が 世帯主の場合】
身体障がい者		・視覚・聴覚障がい者 ・重度(1・2級)の身体障がい者
知的障がい者	・世帯構成員全員が市町村民税 非課税	・重度(A判定)の知的障がい者
精神障がい者		・重度(1級)の精神障がい者

〇申 請

福祉課で証明を受けた申請書を、NHK神戸放送局へ提出してください。 減免制度・放送受信料についてのお問い合わせは NHK ふれあいセンター【0570-077-077】まで。

⑪JR・バス・タクシー・航空運賃の割引

それぞれの障がいの種類、程度に応じて割引されます。

- ・乗車券購入の際、障害者手帳を提示してください。
 - ※障害者手帳の種類や等級によって割引対象にならない場合があります。 詳しくは、各交通機関の窓口にお問い合わせください。

(8) 有料道路通行料金の割引

知的障がい者・身体障がい者の方が有料道路を利用する場合、本人及び介護者運転に限り料金が最高 50%まで割引になります。(営業車両は除く。)

O対 象

- ・身体障害者手帳を所持している方が自ら運転する場合。
- ・第1種身体障害者手帳及び療育手帳A判定所持者の移動のために、介護者が運転する場合。

車象校〇

障害者手帳所持者、配偶者、直系血族、同居親族等が所有する乗用自動車及 び貨物自動車(乗用設備のあるライトバン等)。

親族や知人等の所有する自家用車、レンタカー、車検時の代車、タクシー等 (タクシー等手帳所持者や介護者が運転しない場合は、第1種身体障害者手帳 及び療育手帳A判定所持者が同乗していなければなりません)。

〇利用方法

身体障害者手帳・療育手帳、運転免許証、車検証、また、ETCを利用される場合は、ETCカード(障がい者本人名義)、ETC車載器管理番号が確認できるものを併せて持参し、役場福祉課で割引証明を受けて料金所に提示してください。

⑩駐車禁止区域の緩和

○標章交付対象者(身体障がい者障がい区分等級)

療育手帳(A判定)・精神障害者保健福祉手帳(1級)・戦傷病者手帳所持者、 色素性乾皮症患者の診断を受けた方または、身体障害者手帳所持者で下表の 障がい区分、障がい等級に該当(〇印)する障がい者本人に交付。

				身体	障害者等約	及表による	級別		
	障がい区分					1 級	2級	3級	4級
視	覚	障		が	()	0	0	0	0
平	衡	機能	障	が	()			0	
下	肢	機能	障	が	U	0	0	0	0
体	幹	障		が	()	0	0	0	
		前の非道		上肢	機能	0	O * 1		
	MM柄変 障がい	による遺	里别	移動	機能	0	0	0	0
心目	蔵、	じんり	蔵、	呼吸	2 器	0			
又	ま 小り	腸の糖	幾 能	障が	が し ヽ				
ぼう	こう又	スは直腸	易の機	機能障	がい	0		0	
免	疫 核	機 能	障	が	()	0	0	0	0
聴	覚	障		が	()		0	0	
上	肢	機能	障	が	()	0	O *2		
肝	臓	機能	障	が	()	0	0	0	

※ 1:一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く

※2:両上肢の機能の著しい障がい又は両上肢のすべての指を欠く障がいに限る

注意:障がいの内容によっては、交付の対象とならない場合があります。

〇申 請

住所地を管轄する警察署(福崎警察署 23-0110)



20NTT番号案内の無料措置

〇対象者

次のいずれかの障害者手帳を有する方

- ・視覚障がい(1~6級)
- ・肢体不自由(上肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい1、2級)
- ・聴覚障がい(2、3、4、6級)
- ・音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がい(3、4級)
- ・療育手帳または、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ・戦傷病者手帳所持者で視力障がい・上肢障がい・聴覚障がい・音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がいの方

〇申 請

NTT支店又は営業所へ(ふれあいコール TEL 0120-104-174)

②携帯電話基本使用料等の割引

障がいのある方に対して携帯電話の基本使用料等が割引されます。(各携帯会社によって割引条件は異なります)

〇対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者

O割引内容

各携帯会社の受付窓口へお問い合わせください

〇申 請

各携帯会社の受付窓口へ

②少額貯蓄非課税制度(マル優・特別マル優制度)

障がいのある方の名義の少額預貯金の利子所得について、所定の手続きを行う事 により非課税となります。

〇非課税限度額

預貯金(ゆうちょ銀行を含む) 350万円 公 債(ゆうちょ銀行を含む) 350万円

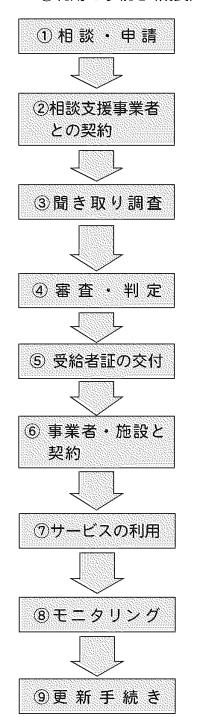
〇手続き方法・お問い合わせ先

各金融機関の窓口へ



(4) 障害福祉サービスのしくみ

①利用の手続き(概要)



福祉課または相談支援事業所に相談します。相談の結果サービスが必要な場合は、福祉課に申請書等を提出します。

申請者は、相談支援事業者と利用契約を結びます。 相談支援事業所の相談員と相談しながら、「サービス等利 用計画案」を作成します。

調査員による聞き取り調査を行います。主治医に意見 書を作成してもらいます。(利用するサービスの種類によっては聞き取り調査や主治医の意見書は必要ありません)

聞き取り調査の結果と、医師の意見書の内容を踏まえ、 審査会で障がい支援区分の審査・判定を行います。

「サービス等利用計画案」の内容と「障がい支援区分」の判定内容に基づき、サービスの支給量などが記載された「福祉サービス受給者証」を交付します。

相談支援事業所が作成した「サービス等利用計画書」を 基に、利用するサービスを提供する事業者・施設を選び、「福 祉サービス受給者証」を提示し、サービスの利用契約を結 びます。

利用契約に基づきサービスの利用を開始します。(原則としてサービス費用の1割を自己負担として事業所に支払うこととなります。)

相談支援事業者が、定期的にモニタリングを行い、サービスの利用状況等を確認し、必要に応じて計画の見直しを行います。

原則、1年に1回更新手続きを行います。

②サービスの種類 (例)

居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由、または重度の知的障がい・精神障がいが あり常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食 事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行 動 援 護	知的障がいや精神障がいで、ひとりでの行動が難しい人が、 危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
同 行 援 護	視覚障がいにより移動が困難な人に、移動に必要な情報 の提供、外出支援を行ないます。
短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も 含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療 養 介 護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活のお世話を行います。
生 活 介 護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の 介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を 提供します。
(施設入所支援)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自 立 訓 練 (機能訓練·生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、 身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行い ます。
就 労 移 行 支 援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識、及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就 労 継 続 支 援 (雇用型·非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供すると ともに、知識、及び能力の向上のために必要な訓練を行 います。
就 労 定 着 支 援	就労移行支援等により一般就労した人の自宅や企業を訪問し、 生活や就労の相談や連絡調整を行い、継続して就労できる ように支援を行います。
自立生活援助	入所施設などから一人暮らしをする場合に、定期的に居 宅を訪問し相談支援を行います。
共 同 生 活 援 助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の 援助を行います。
移 動 支 援	円滑に外出できるよう、移動を支援します。
日中一時支援	介護者の不在等の場合に、昼間、福祉施設で日常生活の介 護等を行います。
児 童 発 達 支 援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	療育が必要な子どもに、日常生活における基本的な動作の 指導、集団生活への適応訓練等を行います。

③サービス利用料の支払い

サービスを利用した場合、サービス料の1割を事業所または施設へ支払います。 しかし、障がいのある方が属する世帯の所得に応じた月額負担上限額が設定され、 ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。また、 低所得の方に配慮した軽減策があります。

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で、障がい者又は障がい児の 保護者の収入が80万円以下の方	0円
低所得2	市町村民税非課税世帯で、低所得1に該当しない方	0円
	市町村民税課税世帯で1,2のいずれかに該当する方	
	1,居宅で生活しており、a,b のいずれかに該当する 方※グループホーム、入所施設利用者は除きます	
一般 1	a, 市町村民税所得割 16 万円未満の障がい者の世帯	9,300円
	b, 市町村民税所得割 28 万円未満の障がい児の世帯	4.600円
	2,20 歳未満の施設入所者で市町村民税所得割 28 万 円未満の方	9,300円
一般 2	市町村民税課税世帯で、一般1に該当しない方	37,200円

所得を判定する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18 歳以上の障がい者 (施設に入所する 18,19 歳を除く)	障がいのある人とその配偶者
障がい児 (施設に入所する 18,19 歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

(5) 社会参加

①播磨西くすの木学級(神崎教室)

播磨西くすの木学級(神崎教室)は、市川町・神河町・福崎町・姫路市にお住まいの聴覚・言語障がいのある方(義務教育修了年齢以上)が、社会人としての幅広い教養を深めながら、多くの人との交流をとおし相互理解を深め、共に生きる喜びを創造するための場として開設されています。

教室は、7月~10月まで全3回程度開催(講演会・グラウンドゴルフ大会・工夫を凝らした教室等)、開催地まで送迎します。

教室には、手話ボランティアと要約筆記ボランティアの皆さんにご協力いただい てあります。

興味のある方はぜひご連絡ください。

〇お問い合わせ先:播磨西くすの木学級(神崎教室)福崎町事務局 文化センター内

【電話】0790-22-3755 【Fax】0790-22-2561

②福崎町手をつなぐ育成会

福崎町手をつなぐ育成会は、知的障がい者(知的障がい児を含む。以下同じ)の 更生及び育成を援護するとともに、その福祉の増進を図り、もって社会福祉の発展 に寄与することを目的とする会です。親子・親同士で定期的な楽しい交流や福祉制 度の勉強会など、ともに励まし合い助け合いながら活動しています。

〇お問い合わせ先:福崎町手をつなぐ育成会事務局(社会福祉協議会内) 【電話】23-0300

③福崎町身体障害者福祉会

福崎町身体障害者福祉会は、社会への参加を促進するため、会員相互の親睦を図り更生自立の意欲を育て、福祉の増進を図ることを目的とする会です。会員の定期的な交流会や身体障がい者福祉に関する情報提供など、ともに励まし合い助け合いながら活動しています。

福崎町在住で身体障害者手帳をお持ちの方ならどなたでも入会できます。

〇お問い合わせ先:福崎町身体障害者福祉会事務局(社会福祉協議会内) 【電話】23-0300

④神崎ろうあ協会

神崎ろうあ協会は、社会参加を促進するため、公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会等の関係機関と連携し、福祉の推進を図ることを目的とする会です。

神崎郡在住の聴覚障がい者で、協会の目的に賛同し、会費を納めた方が入会できます。

○お問い合わせ先:お住いの福祉関係課にお問い合わせください。

(6) 神崎郡内の障害福祉サービス事業所

神崎郡(福崎町・市川町・神河町)以外の障害福祉サービス事業所情報は、独立行政法人福祉医療機関が運営する WAMNET で検索することができます。

※神崎郡内に事業所がない(少ない)サービスは、近隣の事業所を 一部掲載



指定特定相談支援事業所(モニタリング)

No	事業所名	所 在 地	電話番号	FAX番号
1	高岡の里相談支援事業所	〒 679-2217 福崎町高岡 74番地 1	0790-22-6881	0790-22-6461
2	福崎町障害相談支援センター	〒 679-2201 福崎町大貫 446 番地	0790-35-8575	0790-22-7024
3	相談支援事業所れいめい	〒 679-2204 福崎町西田原1408番地1アイボリー館2階3号室	079-232-6500	079-264-3656
4	市川町社会福祉協議会相談支援事業所	〒 679-2323 市川町甘地 323-1	0790-26-1988	0790-26-1980
5	つなぐ	〒 679-2415 神河町福本 334	0790-32-0995	0790-32-0996
6	ケアステーションかんざき	〒 679-2414 神河町粟賀町 385	0790-32-1910	0790-32-1962
7	神河町社会福祉協議会相談支援事業所	〒 679-2414 神河町粟賀町 630 番地 6	0790-32-2303	0790-32-2700
8	(福) 中播福祉会 香翠寮	〒 679-2163 姫路市香寺町土師 365-1	079-240-6266	079-232-7250
9	相談支援事業所 おりおん	〒 679-2101 姫路市船津町 5305-43	079-232-3690	0790-22-2589

居宅介護・重度訪問介護(ヘルパー)

Νo	事業所名	所 在 地	電話番号	FAX番号
	(有)愛の里訪問介護事業所	〒 679-2201 福崎町大貫 2321-1	0790-22-1332	0790-22-1374
2	(有) 愛ケア・サービス	〒 679-2212 福崎町福田 330-9	0790-23-1751	0790-23-1751
3	福崎町社会福祉協議会ホームヘルプステーション	〒 679-2201 福崎町大貫 446 番地	0790-22-7135	0790-22-6215
4	(株) アミューズ24	〒 679-2323 市川町甘地 166-3	0790-26-3009	0790-26-1806
Б	市川町社会福祉協議会訪問介護事業所	〒 679-2323 市川町甘地 323-1	0790-26-1988	0790-26-1980
6	神河町社会福祉協議会訪問介護事業所	〒 679-2414 神河町粟賀町 630 番地	0790-32-2303	0790-32-2700

行動援護

No 事業所名	所 在 地	電話番号	FAX番号
1 (株) アミューズ 24	〒 679-2323 市川町甘地 166-3	0790-26-3009	0790-26-1806
2 ヘルパーステーションポルテ	〒 675-2303 加西市北条町古坂 1 丁目 38	0790-20-5328	0790-20-6347

同行援護(視覚障害者ガイドヘルパー)

No 事業所名	所 在 地	電話番号	FAX番号
1 神河町社会福祉協議会訪問介護事業所	〒 679-2414 神河町粟賀町 630 番地	0790-32-2303	0790-32-2700
2 (有) サポートセンターれいめい	〒 679-2151 姫路市香寺町香呂210-1エステートピア 102	079-232-6500	079-264-3656

短期入所(ショートステイ)

No	事業所名	所 在 地	電話番号	FAX番号
	もちの木園	〒 679-2217 福崎町高岡 74番地 1	0790-22-6881	0790-22-6461
2	ヴィレッジによん	〒 679-2323 市川町甘地 187-1	0790-26-3024	0790-26-3324
3	ショートステイふれんど	〒 679-2415 神河町福本中ノ町 521 番	0790-35-9100	0790-35-9100
4	(福) 中播福祉会 香翠寮	〒 679-2163 姫路市香寺町土師 365 番地 1	079-232-6151	079-232-7250

地域移行・地域定着

No 事業所名	所 在 地	電話番号	FAX番号
1 相談支援事業所 おりおん	〒 679-2101 姫路市船津町 5305-43	079-232-3690	0790-22-2589
2 (福)中播福祉会 香翠寮	〒 679-2163 姫路市香寺町土師 365-1	079-240-6266	079-232-7250

療養介護

No 事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1 姫路聖マリア病院	〒 670-0801 姫路市仁豊野 650 番地	079-265-5161	079-265-5162

自立訓練 (生活訓練)

No	事業所名	所 在 地	電話番号	FAX番号
1	さざんくろす	〒 679-2101 姫路市船津町 5305-43	079-232-8883	079-232-8883
2	姫路市立障害者支援センター	〒 670-0804 姫路市保城 309 番地 1	079-282-2384	079-224-6751
3	自立訓練Step	〒 670-0902 姫路市白銀町 41 番地福光ビル 5 F	079-289-5246	079-289-5247

生活介護

No	事 業 所 名	所 在 地	電話番号	FAX番号
1	もちの木園	〒 679-2217 福崎町高岡 74 番地 1	0790-22-6881	0790-22-6461
2	たかはしサポートセンター	〒 679-2216 福崎町高橋 621	0790-35-9770	0790-35-9771
3	福崎町第1老人デイサービスセンターなぐさの郷	〒 679-2215 福崎町西治 474 番地 6	0790-23-0310	0790-23-0322
4	福崎町第2老人デイサービスセンターすみよしの郷	〒 679-2201 福崎町大貫 446 番地	0790-22-6663	0790-22-7024
5	いちかわ園	〒 679-2315 市川町西川辺 462 番地 1	0790-26-2184	0790-26-2572
6	多機能型事業所 ひと花	〒 679-2414 神河町粟賀町 630-6	0790-32-2120	0790-32-2121
7	のどか	〒 679-3121 神河町上岩 187-2	0790-34-0779	0790-21-9082
8	愛 攀香	〒 679-2163 姫路市香寺町土師 365 番地 1	079-232-6151	079-232-7250

就労移行支援

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	姫路市立かしのきの里	〒 671-2246 姫路市打越 1352 番地 6	079-267-0202	079-267-0445
2	キャリアサポートセンター姫路	〒 670-0962 姫路市南駅前町82番地 南極ビル2階	079-282-6130	079-263-7102
3	LITALICO ワークス姫路	〒 670-0962 姫路市南駅前町 96-1 サウスワンビル 2 F	079-286-8011	079-286-8033
4	ハンズ姫路	〒 670-0913 姫路市西駅前町88番地キャスパビル203号	079-282-8966	079-282-8966
5	ウェルビー姫路駅前センター	〒 670-0961 姫路市南畝町一丁目3番地 サンケンビル1階	079-240-9870	079-240-9871
6	姫路市立障害者支援センター	〒 670-0804 姫路市保城 309 番地 1	079-282-2384	079-224-6751
7	マンパワーサポート 姫路	〒 670-0806 姫路市道位頼で-JE8番地2を110 藤和しらさぎバイタフンA棟	079-262-6567	079-262-6547
8	就労移行支援Change	〒 670-0902 姫路市白銀町 4 1 番地福光ビル 5 F	079-289-5246	079-289-5247
9	就労移行支援事業所 むれ咲き	〒 670-0093 姫路市南新在家1番1号 HMCビル1階	079-290-8080	079-295-2101
10	就労移行支援 業所Wing	〒 679-2144 姫路市香寺町中屋 5 5	079-240-8806	079-240-9085
11	ITサポー ocean	〒 670-0965 姫路市東延末一丁目5番地姫路駅南タイホービル3-4号室	079-288-7770	079-288-7770

就労継続支援A型(雇用型)

Νo	事業所名	所 在 地	電話番号	FAX番号
1		〒 679-2212 福崎町福田 275 番地 6	0790-22-5970	0790-22-5970
2\	かみかわ倶楽部	〒 679-2413 神河町中村 161	0790-31-2111	0790-31-2112

就労継続支援B型(非雇用型)

No	事業所名	所 在 地	電話番号	FAX番号
1	たかはしサポートセンター	〒 679-2216 福崎町高橋 621	0790-35-9770	0790-35-9771
2	峰の会作業所	〒 679-2204 福崎町西田原 1399-1	0790-22-7537	0790-22-7537
3	いちかわ園	〒 679-2315 市川町西川辺 462 番地 1	0790-26-2184	0790-26-2572
4	ゆうかり作業所	〒 679-2323 市川町甘地宮ノ元 535-2	0790-26-2428	0790-26-2428
5	きっと	〒 679-2315 市川町西川辺 624-1	0790-26-0321	0790-26-0321
6	ろっこうの木	〒 679-2303 市川町上瀬加 841 番地	0790-27-0797	0790-33-9386
7	かみかわ倶楽部	〒 679-2413 神河町中村 161	0790-31-2111	0790-31-2112
8	多機能型事業所 ひと花	〒 679-2414 神河町粟賀町 630-6	0790-32-2120	0790-32-2121
9	いちかわ園ゆめさき分園	〒 671-2103 姫路市夢前町前之庄 2203-1	079-337-5037	079-337-5039

就労定着支援

No	事業所名	所 在 地	電話番号	FAX番号
1	姫路市立かしのきの里	〒 671-2246 姫路市打越 1352 番地 6	079-267-0202	079-267-0445
2	障害福祉サービス事業所きらら	〒 671-1145 姫路市大津区平松 511	079-274-7550	079-274-7551
3	キャリアサポートセンター姫路	〒 670-0962 姫路市南駅前町82番地 南極ビル2階	079-282-6130	079-263-7102
4	LITALICO ワークス姫路	〒 670-0962 姫路市南駅前町 96-1 サウスワンビル 2 F	079-286-8011	079-286-8033
5	就労定着支援事業所 ウェルビー姫路駅前センター	〒 670-0961 姫路市南畝町一丁目3番地 サンケンビル 1階	079-240-9870	079-240-9871
6	マンバワーサポート姫路	〒 670-0806 原発機能和-TB8番地2 ATD 顧明US555AイタウンA標	079-262-6567	079-262-6547

共同生活援助(グループホーム)

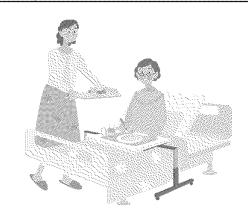
No	事業所名	所 在 地	電話番号	FAX番号
	グループホームとも	〒 679-2212 福崎町福田740 ブリランテトレ 102・103	0790-22-6881	0790-22-6461
2	sora	〒 679-2214 福崎町福崎新 217-10	0790-27-8184	0790-27-8189
3	グループホームふれんど	〒 679-2415 神河町福本中ノ町 521番	0790-35-9100	0790-35-9100

施設入所支援

No 事業所名	所 在 地	電話番号	FAX番号
1 もちの木園	〒 679-2217 福崎町高岡 74 番地 1	0790-22-6881	0790-22-6461
2 香翠寮	〒 679-2163 姫路市香寺町土師 365 番地 1	079-232-6151	079-232-7250

宿泊型自立訓練

No 事業所名	所 在 地	電話番号	FAX番号
1 さざんくろす	〒 679-2101 姫路市船津町 5305-43	079-232-8883	079-232-8883



児童発達支援

No 事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1 共生型デイサービス ケアLabo	〒 679-2204 福崎町西田原 962 番地	0790-22-7780	0790-22-7787
2 ケアステーションかんざき	〒 679-2414 神河町粟賀町 385	0790-32-1910	0790-32-1962
3 ゆうわ・あいき	〒 679-2313 市川町西田中 387	0790-20-4825	0790-20-4825

障害児相談支援

Νo	事業所名	所 在 地	電話番号	FAX番号
1	福崎町障害相談支援センター	〒 679-2201 福崎町大貫 446 番地	0790-35-8575	0790-22-7024
2	相談支援事業所れいめい	〒 679-2315 福崎町西田原1408番地1アイボリー館2階3号室	079-232-6500	079-264-3656
3	つなぐ	〒 679-2415 神河町福本 334	0790-32-0995	0790-32-0996
4	ケアステーションかんざき	〒 679-2414 神河町粟賀町 385	0790-32-1910	0790-32-1962
5	社会福祉法人中播福祉会香翠寮	〒 679-2163 姫路市香寺町土師 365-1	079-240-6266	079-232-7250

保育所等訪問支援

No 事業所名	所 在 地	電話番号	FAX番号
1 ここな	〒 679-2212 福崎町福田 322-2	079-228-1027	079-227-3755

居宅訪問型児童発達支援

No	事業所名	所 在 地	電話番号	FAX番号
Ţ	多機能型事業所 つむぎ	〒 671-2245 姫路市白鳥台一丁目 26番 1号	079-267-1701	079-267-1799
2	姫路市立こども発達支援センター	〒 670-0806 姫路市増位新町二丁目 37 番地	079-288-7122	079-224-3173
3	障害児通所支援 //ーティKids	〒 671-1227 姫路市網干区和久 107-1	079-280-8177	079-271-3339
4	もものこ	〒 670-0981 姫路市西庄甲 328-3	079-269-8070	079-269-8070

放課後等デイサービス

No	事業所名	所 在 地	電話番号	FAX番号
1	22h	〒 679-2212 福崎町福田 184 番地 2	090-8826-5500	079-227-3755
2	ここな	〒 679-2212 福崎町福田 322-2	0790-20-4823	0790-20-4823
3	共生型デイサービス ケア Labo	〒 679-2204 福崎町西田原 962 番地	0790-22-7780	0790-22-7787
4	ゆうわ・あいき	〒 679-2332 市川町西田中 387	0790-20-4825	0790-20-4825
5	つなぐ	〒 679-2415 神河町福本 334	0790-32-0995	0790-32-0996
6	ケアステーションかんざき	〒 679-2414 神河町粟賀町 385	0790-32-1910	0790-32-1962
7	のどか	〒 679-3121 神河町上岩 187-2	0790-34-0779	0790-21-9082

日中一時支援

				Harris and Company of the Company of
No	事業所名	所 在 地	電話番号	FAX番号
	もちの木園	〒 679-2217 福崎町高岡 74-1	0790 - 22 - 6881	0790-22-6461
2	いちかわ園	〒 679-2315 市川町西川辺 462-1	0790 - 26 - 2184	0790-26-2572
3	香翠寮	〒 679-2163 姫路市香寺町土師 365-1	079 - 232 - 6151	079-232-7250
4	いちかわ園ゆめさき分園	〒 671-2103 姫路市夢前町前之庄 2203-1	079 - 337 - 5037	079-337-5039
5	希望の郷	〒 675-2202 加西市野条町 86-93	0790 - 48 - 2521	0790-48-4222
6	ライフらんど加西	〒 675-2311 加西市北条町横尾 150-1	0790 - 43 - 1600	0790-43-3100
7	つなぐ	〒 679-2415 神河町福本 334	0790-32-0995	0790-32-0996
8	タイムケア にこ	〒 670-0945 姫路市北条梅原町 18番地 1	079-289-5847	079-280-6640
9	のどか	〒 679-3121 神河町上岩 187-2	0790-34-0779	0790-21-9082

移動支援

No	事業所名	所 在 地	電話番号	FAX番号
I	有限会社愛の里訪問介護事業所	〒 679-2201 福崎町大賞 2321-1	0790 - 22 - 1332	0790-22-1374
2	株式会社アミューズ 24	〒 679-2323 市川町甘地 166-3	0790 - 26 - 3009	0790-26-1806
3	あっとほ~む	〒 671-0218 姫路市飾東町庄 229-1	079 - 252-8488	079-253-7901
4	ケアサービスくるん	〒 536-0001 大阪市城東区古市三丁目13-5 ヨシミハイツ102	06 - 6930 - 8823	06-6930-8823
5	Kukuru 訪問介護(リンリンキッズ)	〒 902-0072 那覇市字真地 216 番地 17	098 - 888 - 5996	098-888-5997
6	障害福祉サービス えにし	〒 678-0165 赤穂市木津 1327-168	0791 - 25 - 1910	0791-25-1909
7	ヘルパーステーションNASA	〒 670-0805 姫路市西中島 54-1	079 - 224 - 5046	079-224-5048
8	ケア 21 姫路野里	〒 670-0808 姫路市白国一丁目3番1号 山時輿産ビル1階東	079-282-7021	079-282-7221
9	ヘルパーステーション訪問介護ニカサ加西店	〒 675-2324 加西市北条町東南 101-20	0790-20-0734	0790-20-0733



6. 高齢者福祉(福祉課 高年福祉係)

(1) 在宅の福祉

①在宅高齢者介護手当

介護による経済的負担等を軽減し、在宅生活を支援するために介護手当を支給します。※入院・入所中は除く

○対象者 介護保険の要介護度4または5に認定された在宅高齢者(65歳以上)を同居またはこれに準ずる状態で介護している人

※福崎町内に住所がある人に限る

※在宅の日数が入院・入所の日数 以下の月は除く

○金額 月額 10,000 円

②介護用品購入費助成

介護用品購入費を助成することにより、在宅介護を支援し、介護負担の軽減を図ります。※入院・入所中のものは除く

- ○対象者 要介護認定 4 以上で在宅の人および重度心身障がい者(児)介護手 当受給者
- 〇助成額 年間 18,000 円以内
- ○申請に必要なもの 購入物品の領収書(対象者の氏名および内容の分かる但し書きのあるもの)もしくは、内容の分かるレシート

③布団クリーニング助成

布団等のクリーニングに係る費用を助成することにより在宅福祉、保健、衛生の 向上を図ります。※入院・入所中のものは除く

- ○対象者 要介護認定3以上で在宅の人および重度心身障がい者(児)介護手 当受給者
- 〇助成額 年間 6,000 円以内
- ○申請に必要なもの クリーニング料金の領収書(対象者の氏名の書かれたもの)

④訪問介護・通所サービス等利用者負担金助成

住民税非課税世帯の人で、下記のサービスを利用した場合、申請により、支払った法定介護サービスにかかる利用者負担金から高額介護サービス費を引いた2分の1を助成します。この助成は事前に登録が必要です。

- O対象サービス
 - ○訪問介護
 - 〇通所介護 (介護予防認知症対応型通所介護、認知症対応型通所介護含む)
 - ○通所リハビリ(介護予防通所リハビリ含む)
 - ○訪問入浴(介護予防訪問入浴含む)

⑤通院支援サービス

在宅高齢者が住み慣れた地域社会の中で引き続き自立した生活が送れることを支援し、保健福祉の向上を図ることを目的に、医療機関へ通院する場合のタクシー利用料金の一部を助成します。このサービスの利用は事前に登録が必要で、民生委員の確認が必要です。また、助成には所得制限があり、毎年更新申請が必要です。

〇対象者

- (1) 65 歳以上で、独居または家族が運転できず、一般の交通手段を利用する ことが困難な人
- (2) 車いすまたはストレッチャー等を利用しており、自家用車での送迎が困難な人

〇助成内容

医療機関への通院時に利用できるタクシー券を、月10,000円分交付します。

(参考)

但陽ボランティアセンターによる移送サービス

車いす、ストレッチャーを使用されている方の移送サービスです。車いすのまま乗れるリフト付車両で外出ができます。利用条件や申し込み方法は但陽ボランティアセンターにお問い合わせください。

【年会費】2,000円(利用費用は無料:有料道路、駐車場代は自己負担) 【問い合わせ先】 NPO 法人但陽ボランティアセンター

> 〒 675-0064 加古川市加古川町溝之口 772 電話:079-454-8187 ファックス:079-424-4732

⑥緊急通報システム

概ね65歳以上の一人暮らしの要援護高齢者、70歳以上の要援護高齢者のみの世帯および身体障がい者のみの世帯宅に設置し、急病や事故等の緊急時に緊急通報センターに通報し、速やかに救助を行うシステムです。緊急時の対応のほか、健康相談や介護に関する相談なども24時間受け付けます。また、毎月1回、専門スタッフがお伺い電話をし健康状態の確認などを行います。

申請には民生委員の確認および近隣協力員3名の登録が必要です。 所得割額に応じて設置時に自己負担金がかかる場合があります。

⑦福祉電話

電話を設置していない概ね65歳以上の低所得の一人暮らし高齢者等に対し、日常生活の向上を図るため福祉電話を貸与します。電話の設置費用及び基本料金は町で負担しますが、通話料は個人負担となります。

⑧老人日常生活用具の給付

概ね 65 歳以上の要援護高齢者及び一人暮らし高齢者に対し、日常生活の向上を図る ため日常生活用具を支給します。

対象品目は次のとおりです。

· 自動消火器 · 電磁調理器

所得税額に応じて利用者負担金がかかる場合があります。

⑨住宅用火災警報器給付

高齢および重度障がい者等の世帯の経済的負担を軽減し、火災から生命および財産を守るとともに、福祉の向上を図るため給付を行います。

〇対象者 (当該年度住民税非課税世帯の人)

- (1)要介護度4又は5の認定を受けた在宅者が属する世帯
- (2) 65歳以上の一人暮らし世帯
- (3) 75歳以上の高齢者のみの世帯
- (4) 身体障害者手帳 1・2級、療育手帳 A判定、精神障害者保健福祉手帳 1級 の交付を受けている人が属する世帯
- (5) 生活保護世帯

⑩高齢者補聴器購入費助成

聴力機能の低下のため、日常生活に支障があると認められる高齢者を対象に、補 聴器の購入費用を助成することで、認知症の予防や、住み慣れた地域で暮らし続け ることを支援します。

- ○対象者 (以下の要件をすべて満たす人)
 - (1) 町内に住所がある65歳以上の方
 - (2) 聴覚障害による身体障害者手帳の対象とならない方
 - (3) 両耳の聴力レベルが 40dB 以上 70dB 未満の方、又は片耳の聴力レベルが 70dB 以上で、他方の耳の聴力レベルが 70dB 未満の方
 - *申請の前に耳鼻咽喉科の医師による診断・検査が必要です
- ○助成額 ひとり一回限り 最大30,000円(本体の購入費用に限る)
 - *申請が承認される前に購入されたものは、助成の対象となりません

⑪長寿祝金

9月の敬老月間に長寿をお祝いして祝金品を支給します。

対象	内容
最高齢者	記念品
100 歳	30,000円(誕生日支給)
88 歳	20,000 円
77歳	10,000円

- *祝金の年齢基準日は9月15日です。
- *100歳の人には国と県からも祝状および記念品が支給されます。
- *金婚夫婦には記念品が支給されます(申請必要)。

②人生いきいき住宅助成

高齢者や障がい者等が住み慣れた住宅で安心して暮らせる住環境を整備するために、 既存住宅の改造に要する経費の一部を助成し、人にやさしい住まいづくりの実現を 図ります。

区分	特別型	一般型	型	増 改 築
対象世帯 (右の対象 者を含む 世帯)	介護保険の要介護・要支援認定を受けている人○身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けており、住まいの改良相談員が認めた人	○ 65 歳以上の人		○一般型若しくは特別型の対象世帯および対象となる人と同居しようとしている世帯
対象事業	身体状況に応じた日常5 住宅の改造	主活の維持に必要な既存		住宅改造・一般型、特 別型で増改築を伴うもの
補助要件	住まいの改良相談員 等の承認	2箇所以上の手すり 取付け、または屋内の 段差解消		
助成額	助成対象工事費(A)× 助成率 【(A)限度額】 100万円 (介護保険分20万円含む) 【助成率】 1/3~全額 ※所得・課税状況により 異なります	助成対象工事費 37~75 75~150 150~600 600~900 900~ *37千円未満は助	助成額 20 37 75 125 150 (千円)	15万円/㎡×増改築 部分面積(B)×1/3 【(B)限度額】 150万円

- *助成は生計中心者の所得制限があります。
- *昭和56年5月以前に建築された住宅の場合、耐震診断が必要です。

【申請時期について】

申請年度の3月中旬までに工事の完了報告ができるものが助成対象となります。

⑬生活管理指導短期宿泊事業

基本的生活習慣の欠如および社会適応が困難な要援護高齢者を養護老人ホームへ 短期入所させることにより、当該要援護高齢者およびその家族の福祉の向上を図る ことを目的とします。

1. 利用できる人

概ね65歳以上の要援護高齢者で生活環境、身体的・精神的理由、経済的理由 により日常生活を営むのに支障があり、次の要件の人

- ①虐待等により緊急に受け入れをする必要がある場合
- ②家庭や地域での対応が非常に難しく、緊急に受け入れをする必要のある場合
- ③居宅において生活事情等により、家族介護を受けることができない場合
- * ただし、医療を受ける必要がある人、感染性疾患の人等は除きます。
- 2. 入所の施設、期間

入所施設は、福崎町養護老人ホーム福寿園です。期間は原則7日以内とします。

3. 入所申請手続き

利用申請書に健康診断書を添付し、福祉課へ申請してください。審査の上、施設の受け入れ可能の確認をし決定します。

4. 利用個人負担金

一日当り 385円

(2) 施設の福祉

- ①老人ホームへの入所
 - ●入所の対象となる人
 - ・養護老人ホーム

65歳以上の人で、環境上の理由および経済的理由により居宅において生活することが困難な人が入所して、生活指導や機能の回復を図ります。

- ●申請から入所に至るまで
 - ①入所措置申出書等の書類一式を福祉課へ提出
 - ②本人との面接調査
 - ③高齢者サービス調整チームにて審査(措置の要否を決定)
 - ・措置不決定の場合は希望により在宅介護を援助するための在宅サービスを 提供します。
 - ④入所措置決定の場合は施設への入所依頼
 - ⑤入所(入所までの待機期間は希望施設等により異なります) ※相談や申込は福祉課まで

●費用徴収

入所者本人 前年の収入を徴収基準とします。 扶養義務者 前年分の所得税額を徴収基準とします。

◎介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の入所については、介護保険対象となりますが、特別な場合のみ入所措置の対象となります。

(3) 避難行動要支援者支援制度 ~地域の力で助け合う~

①目的

地域の共助によって、災害発生時等に自ら避難することが困難な人(避難行動要支援者)に支援の手を差し伸べることで、「減災」につなげることを目的とした制度です。災害時に一人でも多くの命を救うためには、支援が必要な方の情報を、予め把握しておくことが重要です。そのため、町が作成する避難行動要支援者の名簿をもとに、区長、民生委員・児童委員、自主防災組織をはじめとする地域の方々で、日頃から要支援者の存在を共有し見守りを行います。

普段の見守りを通して、要支援者との関係を築き、減災につなげていきましょう。 ②内容

	内容
名簿 対象者	①要介護3~5の認定を受けている者 ②身体障害者手帳1・2級を所持する者 ③療育手帳A判定を所持する者 ④精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者 ⑤指定難病受給者証の交付を受けている者 ⑥上記に掲げる者のほか、災害時の避難行動に特別な配慮や援護を必要とする者のうち、支援を要するとして自ら申し出た者 ⑦上記に掲げる者のほか、地域で必要と判断され個別支援計画を作成した者 ⑧福崎町災害時要援護者名簿(旧制度)に登録されていた者 ⑨その他町長が必要と認める者
名簿登載 情報	・氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所 ・電話番号その他の連絡先 ・同居者の有無 ・支援を必要とする理由(要介護度、障がい等級など)
情報提供	本人の同意に基づき、地域に名簿情報の提供。 ※不同意の意思が明示されないときは、同意があったものとして取り 扱います。
個別 支援計画 の作成	個別支援計画とは・・・一人一人の具体的な避難計画 (避難支援者3名選定) ・町から提供された名簿をもとに、一人一人の個別支援計画を 本人と地域で作成します。 ・個別支援計画に基づいて、平常時の見守り活動や避難訓練、災害 時の避難支援を行います。 ※地域での支援を希望される方が作成の対象となります。
その他	年1回更新を行います。

③支援の流れ

下の図とあわせてご確認ください。

· 避難行動要支援者名簿作成

町は、対象となる人の情報を集約し、名簿を作成します。

・ 同意の確認 (図①)

町は、対象者に対して、平常時からの名簿提供に同意いただけるかの同意確 認書を郵送します。

・同意確認への返信(図②)

平常時からの名簿提供への同意の有無について、「同意確認書」により町に報告していただきます。

・同意者の名簿提供(図③)

町は、同意された人の名簿情報を平常時から地域に提供します。

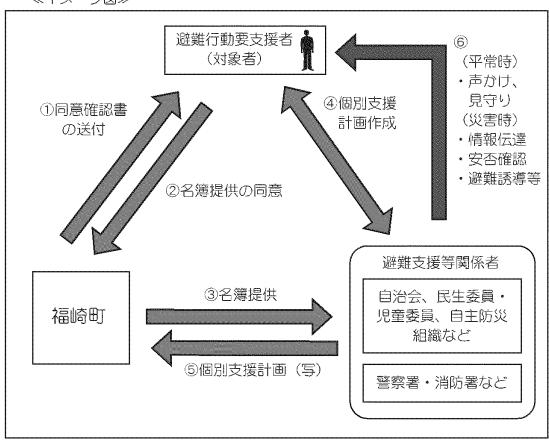
・個別支援計画の作成 (図45)

地域は、提供された名簿をもとに、支援が必要な人の個別支援計画を本人と相談し作成し、個別支援計画の写しを町に提出します。

・地域での共助 (図⑥)

作成された個別支援計画をもとに、平常時は見守り活動等、災害時は避難支援等を行います。

≪イメージ図≫



(4) 福祉避難所

①福祉避難所とは

福祉避難所は、災害時において指定避難所での避難生活が長期化する恐れがあるときに開設される「二次的避難所」です。町では、介助や見守りなど特別な支援を必要とする高齢者や障がい者等が安心して避難生活を送ることができるよう、下記の施設を福祉避難所に指定しています。

≪福祉避難所一覧≫

	施設名	住 所
1	第1デイサービスセンター(なぐさの郷)	福崎町西治 474 番地 6
2	第2デイサービスセンター(すみよしの郷)	福崎町大貫 446 番地
3	福崎町文珠荘	福崎町東田原 1891 番地
4	特別養護老人ホーム サルビア荘	福崎町大貫 580 番地
5	小規模多機能ホーム もちもちの木	福崎町西治 1487 番地 1

②受入対象者

指定避難所等での生活が困難な要配慮者で、医療機関や入所施設への入院、入所に至らない人。(福祉避難所への受入れが必要かどうかは、指定避難所等を巡回する保健師等が判断します。)

≪注意事項≫

福祉避難所は建物の安全確認や人員確保ができた後開設されるので、受け入れが必要と思われる方についても、一旦は一般の避難所に避難することになります。 その後、福祉避難所への受入れが必要と判断された方が福祉避難所へ移送されます。



7. 医療(ほけん年金課 医療年金係)

(1) 福祉医療費助成制度

65歳~70歳未満の高齢期移行者・重度障がい者・乳幼児等・母子家庭等・高齢重度 障がい者・こどもの方に医療費受給者証を交付することにより、医療機関等で受診さ れたときに保険診療の自己負担額(高齢期移行者医療については一部負担金を控除し た額) を助成する制度です。

福祉医療費の助成を受けるには、健康保険への加入が必要です。手続き時には、健康保 険証の提示が必ず必要です。令和6年12月2日以降は、マイナ保険証(被保険者証の利用 登録を行ったマイナンバーカード)の使用が基本となりますので、マイナンバーカードを 使用して加入保険情報を確認させてもらいます。マイナ保険証に移行していない人は、「資 格確認書」の提示をお願いします。

なお、本書内の「健康保険証」は、「被保険者証、マイナンバーカードもしくは資格確認 書」に読み替えてください。

①福祉医療費助成制度を受けられる要件

高齢期移行者 医 療	65歳~70歳未満 (後期高齢者医療被保険者は除く) 所得がないことから自立できない方と、 一定の所得以下で身体的理由等から 日常生活動作が自立できない方(要介 護2以上)	
重度障がい者 医療	次の手帳をお持ちの方 ・身体障害者手帳 1・2 級 ・療育手帳 A 判定 ・精神障害者保健福祉手帳 1 級	・福崎町に住所を有す
乳 幼 児 等 医 療	0歳〜小学3年生 (9歳に達する日以後の最初の3月31日を 経過していない乳幼児等)	・医療保険に加入して
母子家庭等 医 療	満 18 歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を現に監護する者19 歳から 20 歳に達する月の末日までにあって高等学校等に在学中の子とその子を現に監護する者	いること・各医療費助成制度の所得要件等に該当していること
高齢重度障がい者医療	後期高齢者医療被保険者で次の手帳を お持ちの方 ・身体障害者手帳 1・2 級 ・療育手帳 A 判定 ・精神障害者保健福祉手帳 1 級	(乳幼児等、こども、 医療費助成制度の所 得制限はありませ ん。)
こども医療	小学4年生~高校3年生 (9歳の誕生日以後の最初の4月1日から 18歳に達する日以後の最初の3月31日を 経過していないこども)	
	-58-	

②助成される医療費

医療費(保険診療分)の自己負担額が無料となります。(ただし、高齢期移行者 医療は一部負担金を控除した額を助成します。一部負担金については福祉医療制度 所得制限等一覧表参照)

病院等を受診されるときには、健康保険証と福祉医療費受給者証を忘れずに提示してください。入院などで医療費が高額になる場合は、「限度額適用認定証」も併せて提示してください。

- ※精神(高齢)重度障がい者医療費受給者の精神疾患にかかる医療費は助成の対象 外となります。ただし、市町村民税非課税世帯で受給者本人および世帯全員が 年金収入80万円以下もしくは年金収入を加えた所得が80万円以下の方につい ては、精神疾患による医療費を助成します。(償還払い)
- ※福祉医療費受給者(高齢期移行者以外)で、自立支援医療、指定難病、小児慢性 特定疾患医療などの他の公費負担医療費助成が受給できる場合は、福祉医療費助 成制度より優先されます。他の公費負担医療には自己負担額がありますので、そ の自己負担した金額を助成します。(償還払い)

③医療費受給者証の返還

こんなとき	必要なもの
福崎町外へ転出するとき	
死亡したとき	
健康保険の資格を失ったとき	
生活保護を受けたとき	

④その他の届出

こんなとき	必要なもの
加入している健康保険が変わったとき	/
福崎町内で住所が変わったとき	健康保険証
氏名が変わったとき	

⑤医療費の払い戻し(高齢期移行者医療の一部負担金は除く)

こんなとき	必 要 な も の
緊急、その他やむを得ない事由で受給	医療費受給者証、健康保険証
者証を持たずに診療を受けたとき	領収書(点数記載のもの)
県外の医療機関で診療を受け自己負担 額を立替え払いしたとき	健康保険支給決定通知書(全国健康
医師の指示により補装具(コルセット)	(健保組合・共済組合等)
等をつけたとき	医師の意見書(補装具)、通帳

令和6年度 福祉医療費助成制度所得制限等一覧表

●高齢期移行者医療費助成制度

(65 歳の誕生日の属する月の初日から 70 歳に達する日の属する月の末日まで)

対象	負 担割合	一部負担 金の割合	所得制限の内容	自己負担限度月額
誕生日が 昭和 27 年	区分I		市町村民税非課税世帯で、 世帯全員に所得がない方 (年金収入80万円以下かつ所得なし)	外 来 8,000円 入院等 15,000円
7月1日 以降の方	区分Ⅱ	2割	市町村民税非課税世帯で、本人の年金収入を加えた所得が80万円以下であり、かつ要介護2以上の方	外 来 12,000円 入院等 35,400円

●重度障がい者および高齢重度障がい者医療費助成制度

(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級を お持ちの方)

所得確認対象者	所得制限の内容
本人・配偶者・扶養義務者	所得確認対象者の市町村民税の所得割税額の <u>合計額</u> が 23万5千円未満

(自立支援医療制度の所得制限基準を準用)

●母子家庭等医療費助成制度

(18歳または20歳までの子を監護する母または父及びその子)

所得確認対象者	扶養親族等の数	所得限度額(一部支給)
	0	2,080,000 円
	1	2,460,000 円
母子家庭等の母等	2	2,840,000 円
(扶養義務者)	3	3,220,000円
	4	3,600,000 円

(児童扶養手当の所得制限基準を準用) ※令和6年11月以降の所得限度額です。

《所得制限なし》

- ●乳幼児等医療費助成制度(0歳~小学3年生までの方)
- **●こども医療費助成制度**(小学4年生~高校3年生までの方)

(2) 未熟児養育医療給付制度

未熟児で生まれ、指定養育医療機関において医師が入院して養育を受ける必要があると認め、福崎町で承認された場合に入院医療費(保険診療分)および入院時食事療養費等を公費負担する制度です。

①給付対象

福崎町内に居住し、医師が入院養育を必要と認めた未熟児で、次のいずれかの症状等を有している場合に対象となります。

- 1. 出生時の体重が 2,000g 以下
- 2. 生活力が特に薄弱であって次に掲げる症状のいずれかを有する
 - ・運動不安、けいれんなど
 - ・体温が摂氏34度以下
 - ・呼吸器、循環器の症状(強度のチアノーゼ、呼吸数の異常など)
 - ・消化器の症状(排便がない、嘔吐が持続など)
 - ・強い黄疸

②申請に必要なもの

	養育医療給付申請書	
	医師の養育医療意見書	役場に備えてあります
	世帯調書兼同意書およびその添付資料	
	健康保険証	お子さんの保険証ができていない 場合は保護者の保険証

③給付期間

指定医療機関での入院による診療開始日から診療終了日までですが、満1歳の 誕生日の前日までが限度です。

(ただし、診療開始日から 15 日を過ぎて申請をされた場合は、受付日からの支給 開始となります。)



8. 国民健康保険 (ほけん年金課 国保係)

■重要 被保険者証とマイナンバーカードの一体化について

令和6年12月2日以降、紙の被保険者証は発行が終了し、マイナ保険証(被保 険者証の利用登録を行ったマイナンバーカード)の使用が基本となります。

同日以降は、本書内の「被保険者証」を「被保険者証、マイナンバーカードもしくは資格確認書(※)」に読み替えてください。

(※) 資格確認書…マイナ保険証を持っていない方向けに発行する証明書類。

(1) 国民健康保険とは

国民健康保険(国保)は、病気、けが、出産、死亡に対し必要な給付を行い、生活の安定と社会福祉の向上を図ることを目的とした社会保障制度です。

■制度の運営

平成30年4月から都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的な 役割を担うことになりました。兵庫県と福崎町が共同保険者となって、役割を分担し 運営しています。

(2) 国保の被保険者

職場の健康保険に加入している人、生活保護を受けている人、後期高齢者医療制度の対象となる人などを除いて、福崎町に住んでいる人は、未成年者や幼児、あるいは一家の世帯主や家族の区別なく、一人ひとりが福崎町国保の被保険者になります。

福崎町から転出しても、次の場合は福崎町国保に継続して加入できます。

- ・学生で、修学のため他の市区町村に転出する場合
- ・住所地特例の対象施設(社会福祉施設等)に入所するため、他の市区町村に転出する場合

■国保に加入する日

- ①転入した日(職場の健康保険などに加入していない場合)
- ②職場の健康保険など国保以外の保険の資格を喪失した日
- ③出生した日
- ④生活保護を受けなくなった日

■国保を脱退する日

- ①他の市区町村へ転出した日の翌日
- ②職場の健康保険など国保以外の保険へ加入した日の翌日
- ③死亡した日の翌日
- ④生活保護を受けはじめた日



■国民健康保険税

国保に加入した人は被保険者となり、保険税を納めていただきます。保険税は、 以下の3種類で構成され、世帯ごとに計算されます。納税義務者は世帯主です。

所得割	世帯の加入者の前年の総所得金額に応じて計算
均等割	世帯の加入者数に応じて計算
平等割	一世帯あたりで計算

(3) 国保の自己負担割合

国保に加入した人は、かかった医療費に対する自己負担の割合は以下のとおりになります。

義務教育就学前の子ども	2割
義務教育就学後から 70 歳未満の人	3割
70歳~74歳の人	2割または3割(詳細は次項)

※予防接種や差額ベッド代など、保険診療対象外のものは給付の対象となりません。 ※交通事故など、第三者の行為で病気・ケガになったときは、原則国保は使えません。治療費の支払いに国保を使用したい場合は、役場ほけん年金課までご連絡ください。

■ 70歳~74歳の人の自己負担割合

70歳以上の人は、所得・世帯等の状況に応じて自己負担割合が「2割」または「3割」になります。対象となる期間は、70歳の誕生月の翌月1日(1日が誕生日の人は誕生日の日)から、75歳の誕生日の前日までです。

現役並み所得者(同一世帯に住民税課税所得 145 万円以上の 70 ~ 74 歳の国保加入者がいる人)	3割
現役並み所得者以外の人	2割



(4) 国保の届出

こんなときは必ず 14 日以内に届出をしましょう。(14 日を越える場合は、できるだけ早くお手続きください)

	こんなとき	手続きに必要なもの	
围	他の市区町村から転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書	
保に	職場の健康保険を脱退したとき	職場の健康保険の資格喪失証明書	
加 入 す	職場の健康保険の被扶養者からはずれ たとき	職場の健康保険の被扶養者資格喪失証 明書	
るとき	子どもが生まれたとき	母子健康手帳	
き	生活保護を受けなくなったとき	保護停止(廃止)通知書	
	他の市区町村に転出するとき	被保険者証	
体を開発	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険の両方の被保 者証(新しい証が未交付のときは加 したことを証明するもの)	
退します	職場の健康保険の被扶養者になったとき		
国保を脱退するとき	国保の被保険者が死亡したとき	被保険者証	
₹	生活保護を受けるようになったとき	被保険者証、保護開始決定通知書	
	町内で住所が変わったとき	被保険者証	
₹	世帯主や氏名が変わったとき		
の	世帯を分けたり、いっしょにしたとき		
他	被保険者証の再交付が必要なとき	本人であることを証明するもの (使えなくなった被保険者証)	

- ◆給付に関する届出は「(5) 国保で受けられる給付(P65)」を、各種減免に関する届出は「(6) 国保の猶予・減免制度(申請が必要なもの)(P69)」をご覧ください。
- ◆ 届出は、原則として世帯主が行います。 別世帯の人が届出される場合は、委任状が必要です。 届出の際、届出をされる方の本人確認書類の提示をお願いしています。

◆ 届出が遅れると

- ・保険税をさかのぼって納付していただくことがあります。
- ・医療費が全額自己負担となることがあります。
- ・あとで医療費を返還していただく手続きが生じることがあります。

(5) 国保で受けられる給付

① 高額療養費

月の1日から月末までの1か月間の医療費について、自己負担が限度額を超えた場合、ほけん年金課で申請することで、以下の条件に応じて払い戻しが受けられます。該当世帯には町から通知します。申請から支払いまでに数か月かかることがあります。なお、原則として対象月ごとに毎回申請が必要ですが、「手続の簡素化」を申請した場合は、指定した口座へ自動で振込されます。

◆マイナ保険証を提示すると、個人単位での一医療機関での支払いが限度額までで 止まるため、高額療養費の申請が不要になります(複数の医療機関での支払いを合 算して高額療養費に該当する場合や、世帯単位で合算して高額療養費に該当する場 合は申請が必要です)。

マイナ保険証を持っていない場合や、持っていても限度額までにならない場合(保険税の滞納がある方等)は、ほけん年金課で「限度額適用認定証」を申請すると、同じ制度を利用できる認定証が交付されます。申請には被保険者証が必要です。

◆過去1年以内に高額療養費の支給が4回以上ある場合、自己負担限度額が引き下げられます。兵庫県内の他の市町に転居した場合でも、転居前と同じ世帯であることが認められるときは、回数が通算されます。

■ 70 歳未満の人の限度額

同じ人が同じ月内に同じ医療機関に支払った自己負担額が以下の限度額を超えた場合は、申請により超えた分があとから支給されます。

所得区分(※)	限度額(3.何目まで)
N1146777 (W)	
(ア) 901万円超	252,600 円 (医療費が 842,000 円を超えた場合は、超えた分の 1 %を加算) * 1 年以内で 4 回目以降は 140,100 円
(イ) 600万円超 901万円以下	167,400 円 (医療費が 558,000 円を超えた場合は、超えた分の 1 %を加算) * 1 年以内で 4 回目以降は 93,000 円
(ウ) 210 万円超 600 万円以下	80,100 円 (医療費が 267,000 円を超えた場合は、超えた分の 1 %を加算) * 1年以内で 4 回目以降は 44,400 円
210万円以下 (工)(住民税非課税 世帯除<)	57,600 円 * 1年以内で4回目以降は44,400円
(オ) 住民税非課税	35,400 円 * 1年以内で4回目以降は 24,600 円

- (※)「基礎控除後の総所得金額等」により判定します。 所得の申告がない場合は所得区分(ア)とみなされます。
- ◆ひとつの世帯で、同じ月内に合算対象額(21,000円以上の自己負担額)を2回以上 支払った場合は、それらを合算して限度額を超えた分があとから支給されます。

〈自己負担額計算のポイント〉

- ①同じ医療機関でも、外来と入院は別計算となります。
- ②同じ医療機関内でも、医科と歯科は別計算となります。
- ③差額ベッド代など保険診療の対象とならないものや入院時の食事代の標準負担額は除きます。

■ 70歳~74歳の人の限度額

ひとつの世帯で同じ月内に外来でかかった自己負担額を外来(個人単位)の限度額に適用後、世帯で世帯単位の限度額が適用されます。

所得区分 負担割合		外来(個人単位) 外来 + 入院(世帯単位)		
	Ⅲ課税所得 690 万円以上		252,600円 (医療費が 842,000 円を超えた場合は、 超えた分の 1 %を加算) * 1年以内で 4 回目以降は 140,100円	
現役並み所得	Ⅲ課税所得 380万円以上 690万円未満	3割	167,400円 (医療費が 558,000 円を超えた場合は、 超えた分の 1 %を加算) * 1年以内で 4 回目以降は 93,000円	
ি ডি	I 課税所得 145 万円以上 380 万円未満		(医療費が 267,000 超えた分の	00 円 円を超えた場合は、 1 %を加算) 目以降は 44,400 円
般	課税所得 145 万円未満	(7) 室	18,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円 *1年以内で4回目以降は 44,400円
低所	II住民税非課税	2割 -	8,000円	24,600円
得	I 住民税非課税		0,00013	15,000円

※低所得者Ⅱ…世帯主および同一世帯内の国保加入者が住民税非課税の人。

※低所得者 I …世帯主および同一世帯内の国保加入者が住民税非課税の人で世帯の 各所得が 0 円の人。

〈自己負担額計算のポイント〉

- ①外来は個人ごとに合算し、限度額を適用します。入院を含む場合は、世帯内の対象者の 自己負担額を合算し、世帯単位の限度額を適用します。
- ②医療機関や医科・歯科の区別なく合算することができます。
- ③差額ベッド代など保険診療の対象とならないものや、入院時の食事代の標準負担額は除きます。
- ◆75歳年齢到達月については、月の途中で国保から後期高齢者医療に切り替わるため、誕生日前後にあける高額療養費の個人単位での自己負担限度額がそれぞれ本来の2分の1になります。ただし、75歳の誕生日が初日の場合は適用されません。

■厚生労働大臣が指定する特定疾病の治療を受けている人の限度額

以下の疾病により、高額な治療を長期間継続して行う必要があるときは、申請により「特定疾病療養受療証」が交付されます。治療時にこの証を提示することで、その疾病の治療にかかる自己負担額が以下の限度額までになります。

申請には被保険者証、本人確認書類、医師の意見書が必要です。

対象	・先天性血液凝固因子障害の一部の人 ・人工透析が必要な慢性腎不全の人 ・血液凝固因子製剤の投与に起因する HIV 感染症の人
限度額	10,000 円(1か月) (人工透析が必要な慢性腎不全の人で 70 歳未満の高所得者は 20,000 円)

② 入院時の食事代

入院したときは、医療費とは別に食事代が必要です。食事代は、以下の「標準負担額」が自己負担分となり、残りは国保が負担します。

区分	標準負担額(1食あたり)
住民税課税世帯	490円
住民税非課税世帯・低所得者Ⅱ(入院90日まで)	230円
住民税非課税世帯・低所得者Ⅱ(入院91日以上)	180円
低所得者 I	110円

[※]住民税非課税世帯や低所得者 I・Ⅱの認定を受けるためには、マイナ保険証か、 役場で交付された限度額適用認定証を提示してください。

③ 療養費(いったん全額を自己負担した医療費の払い戻し)

以下に該当するようなときは、申請することで、全額を支払った費用のうち、国 保が負担する7割または8割の払い戻しを受けられます。

こんなとき	申請に必要なもの
被保険者証を持たずに医療機関を受診し、	被保険者証、診療報酬明細書(レセプ
医療費の 10 割を支払ったとき	ト)、領収書
医師の指示により、補装具を作ったとき	被保険者証、診断書(または医師の意
(コルセットなど)	見書)、明細がわかる領収書
医師の指示により、小児弱視等の治療用	被保険者証、医師の作成指示書、検査
眼鏡を作ったとき(9歳未満の小児のみ)	結果、明細がわかる領収書
医師の指示により、はり・灸・マッサー	被保険者証、医師の同意書、明細がわ
ジ等の施術を受けたとき	かる領収書
海外渡航中に医療機関を受診したとき	被保険者証、診療内容明細書・領収明細書 (外国語の場合は翻訳文が必要)、パスポート

[※]低所得者Ⅱに該当し、過去 12 か月の入院日数が 91 日以上のときは、入院日数を確認できる書類(領収書等)を用意し、役場ほけん年金課で申請してください。

④高額医療・高額介護合算制度

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険 それぞれの限度額を適用後、年間の自己負担額を合算して、次の表の限度額(年額) を超えたときは、その超えた分が支給されます。該当者には町から通知します。

■合算した場合の自己負担限度額(年額)

70歳未満の人		70歳~74歳の人	
所得区分(※)	限度額	所得区分(※)	限度額
(ア)	212万円	現役並み所得Ⅲ	212万円
(1)	141万円	現役並み所得Ⅱ	141万円
(ウ)	67万円	現役並み所得 I	67万円
(I)	60万円	一般	56万円
(才)	34万円	低所得Ⅱ	31万円
		低所得 I	19万円

(※) 所得区分の基準は、「65~66ページ① 高額療養費」と同じです。

◆70歳~74歳の人と70歳未満の人が混在する場合は、まず70歳~74歳の自己 負担の合算額に70歳~74歳の限度額を適用し、なお残る負担額と70歳未満の自 己負担の合算額とを合計した額に、70歳未満の自己負担限度額を適用します。

⑤ その他の給付

こんなとき	受けられる給付・注意点など
移送費 (医師の指示により、移動 困難な患者を緊急に移送 したとき)	・国が定めた基準に基づく額を支給します。 (交通機関の運賃、医師等付添人の交通費等) ・被保険者証、医師の意見書、領収書が必要です。
出産育児一時金 (子どもが生まれたとき)	・出産育児一時金500,000円を支給します。 (産科医療補償制度加入機関以外での出産は488,000円) ・出産育児一時金を医療機関に支払うことで、出産費用 の軽減を図る制度(直接支払制度)があります。本人 と医療機関が契約を締結することで、医療機関に支払 う出産費用が、出産育児一時金額を差し引いた額になります。 ・直接支払制度を利用しなかった場合や、利用して残金 が出た場合は、役場ほけん年金課で支給を申請できます。
葬祭費 (国保加入者が亡くなった とき)	・葬祭を行った人に、葬祭費 50,000 円を支給します。 ・葬祭を行った人が確認できる書類(会葬ハガキ等)、 振込先口座がわかるものが必要です。

⑥ 交通事故などにあったとき

交通事故など、第三者(加害者)の行為によってけがや病気になった場合、加害者が医療費を負担するのが原則のため、国保を利用して治療を受けるには役場への届出が必要です。

国保を利用したい場合は、必ず役場に連絡し、「第三者行為による傷病届」を提出してください。国保が一時的に医療費の立て替えを行い、あとで加害者への請求を行います。

(6) 国保の猶予・減免制度(申請が必要なもの)

① 保険税の旧被扶養者減免

社会保険の被保険者本人が75歳になって後期高齢者医療制度に切り替わることにより、その方に扶養されていた65歳以上の方(旧被扶養者)が社会保険から国民健康保険に切り替わるとき、申請により、保険税の減免を受けることができます。

減免内容		滅免期間
所得割 全額減免		国保加入中ずっと
均等割·平等割	5割減免	国保加入後2年間

申請に必要なもの…被保険者証

② 保険税の非自発的失業減免

倒産・解雇などの非自発的失業により、社会保険から国民健康保険に切り替わるとき、申請により、保険税の減免を受けることができます。雇用保険受給資格者証(または受給資格通知)の離職番号が11、12、21、22、23、31、32、33、34のいずれかに該当される方が対象です。

减免内容	減免期間
対象となる方の前年の給与所得を 100分の30とみなして保険税を計算	離職の翌日から翌年度末まで

申請に必要なもの…被保険者証、雇用保険受給資格者証(または受給資格通知)

③ 保険税の産前産後期間減免

国保加入者が出産するとき、申請により、保険税の減免を受けることができます。

減免內容		減免期間	
所得割・均等割	全額減免	単胎のとき	出産(予定)月の前月から4か月間
別待刮•均夺刮	土台(1)965元 	多胎のとき	出産(予定)月の3か月前から6か月間

申請に必要なもの…被保険者証、母子健康手帳

④一部負担金 (病院の窓口で払う医療費) の猶予・減免

■猫予

・生計の中心となる人が、自然災害や事業の休廃業・失業等により、生活が困難に なった場合、一部負担金の徴収を猶予します。猶予期間内に確実に納付見込みが あることが条件です。

■減免

- ・入院療養を受ける被保険者の属する世帯
- ・実収入月額が生活保護基準の130%以下で、かつ預貯金が生活保護基準の3か月 以下である世帯

	基準	期間
猶予	実収入月額(※1)が、生活保護基準(※2)の130%を超え、 かつ生活保護基準と一部負担金所要見込額(※3)の合計未満 となる世帯	最長3か月分
減免	実収入月額が生活保護の 110%を超え 130%以下の世帯(計算により減額します)	最長6か月分
免除	実収入月額が生活保護基準の 110%以下の世帯	

- ※ 1 実収入月額 生活保護法に基づく保護の要否判定に用いる収入月額
- ※2 生活保護基準 生活保護法に定める保護金品に相当する金額の合算額
- ※3 一部負担金所要見込額 医療機関に1か月ごとに支払うと見込まれる一部負担金の額 国民健康保険税について、滞納がない世帯に限ります。

(7) 保健事業(特定健康診査・特定保健指導、人間ドック・脳検査)

福崎町国保は、「福崎町国民健康保険第4期特定健康診査等実施計画」に基づき、 特定健康診査・特定保健指導の具体的な数値目標を定め、疾病予防・重症化予防に 積極的に取り組んでいます。また、「福崎町国民健康保険第3期データへルス計画」を 策定し、医療保険者として、地域の課題を明確化し、効果的な保健事業を進めています。

①特定健康診査(町ぐるみ健診)

生活習慣病の早期発見を目的とした健康診断です。国保加入者は無料で受診できます。

実施時期	毎年6月・7月・11月
検査内容	問診、診察、身体計測、血圧測定、尿検査、血液検査など
その他	がん検診、歯科検診などの各種検診も同日に合わせて受けられます。 (各種検診は有料です)
問い合わせ先	保健センター

②特定保健指導

特定健康診査を受けた人で、生活習慣病のリスクがある方に対して、生活習慣の改善を目的に保健指導を行っています。

③人間ドック・脳検査の費用助成

国保加入者の人間ドック・脳検査の受診に対し、費用の一部を助成しています。

	人間ドック	脳検査	
実施時期	随時	受付	
対象者	4月1日時点で満35歳以上 (同じ年度内に特定健康診査を 受診する人は利用できません)	4月1日時点で満40歳以上 (2年連続は利用できません)	
助成額(上限) ※助成対象額(税抜) の7割が基準	25,900 円	21,000円	
問い合わせ先	ほけん年金課		

ジェネリック医薬品を使って医療費の節約

ジェネリック医薬品は「後発医薬品」とも呼ばれ、新薬(先発 医薬品)の独占販売期間が終了した後に販売が許可される医療用 医薬品のことをいいます。

新薬と比べ、安価で提供されるため、医療費の節約につながり ます。

医師・薬剤師に相談して、上手に活用しましょう。

○効き目は同じで価格が安い薬です ○安全基準を満たした安心な薬です



9. 後期高齢者医療 (ほけん年金課 医療年金係)

■重要■ 被保険者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証と マイナンバーカードの一体化について

令和6年12月2日以降、紙の被保険者証や限度額適用認定証等の認定証は発行が終了し、マイナ保険証(被保険者証の利用登録を行ったマイナンバーカード)の使用が基本となります。

同日以降は、本書内の「被保険者証」を「被保険者証、マイナンバーカードもしくは資格確認書」に読み替えてください。

マイナンバーカードを持たない方や被保険者証と紐付けしていない方に対しては、 被保険者証の代わりとなる資格確認書を交付します。また、認定証の申請がされていれば、該当する所得区分を資格確認書に記載します。

(1) 概要

後期高齢者医療制度は平成20年4月から始まりました。高齢者の心身の特性や 生活実態をふまえ、高齢社会に対応した、独立した高齢者の医療制度です。

制度の運営

兵庫県内の全ての市町が加入する「兵庫県後期高齢者医療広域連合」が運営主体 となり、市町と役割分担して運営を行います。

● 兵庫県後期高齢者医療広域連合が行うこと

被保険者の認定や保険料の決定、医療の給付など、制度の運営を行います。

● 福崎町が行うこと

被保険者への被保険者証の引渡し、被保険者からの各種届出や申請などの受付、保険料の徴収を行います。

(2) 被保険者

75歳以上の方と、一定の障がいをお持ちの方で、申請により広域連合の認定を受けた65歳以上の方が被保険者となります。ただし、65歳以上75歳未満で一定の障がいをお持ちの方は、加入するかどうか選択することができます。

- ※ 75歳の誕生日または認定を受けた日から被保険者となります。
- ※ 一定の障がいとは
 - ・国民年金証書(障害年金等級1級、2級)をお持ちの方
 - ・身体障がい者手帳1級、2級、3級、4級(一部)をお持ちの方
 - ・療育手帳A判定をお持ちの方
 - ・精神障がい者保健福祉手帳1級、2級をお持ちの方

(3) 被保険者証・受けられる給付

- ①一部負担金の割合と自己負担限度額
 - ○被保険者には後期高齢者医療被保険者証が交付されます。

医療機関等の窓口での一部負担金は、1割・2割・3割のいずれかです。

- ※健康診断、予防接種、差額ベッド代、仕事中の病気やケガ(労災)など、 保険診療対象外のものは給付の対象となりません。
- 〇月の途中で75歳の誕生日を迎え被保険者となる方の、個人ごとの自己負担限度額は、75歳の誕生月に限り2分の1になります。
- 〇毎年8月に、住民税課税所得と前年の収入により判定を行います。ただし、判定 後に所得更正(修正)があった場合は、8月1日にさかのぼって再判定します。

- ○世帯状況の異動があった場合は、随時再判定を行い、一部負担金の割合が 変わる場合は、原則として異動のあった翌月の初日から適用されます。
 - ※療養の給付を受ける日の属する年の前年(1月~7月は前々年)の12月31日時点で、被保険者が世帯主で、同一世帯に合計所得額が38万円以下の19歳未満の方がいる場合、住民税課税所得額から下記の金額の合計額を引いた金額により、一部負担金の割合を判定します。
 - ●16 歳未満の方の人数×33万円 ●16 歳以上 19 歳未満の方の人数×12万円
 - ※昭和20年1月2日以降生まれの被保険者がいる世帯は、住民税課税所得額145万円以上であっても、被保険者全員の基礎控除(43万円)後の総所得金額等の合計額が210万円以下であれば、1割または2割負担となります。

☆医療費の負担割合と自己負担限度額等☆

女 医療質の負担制 るこちに負担限 と 観音 女					
所得区分		負担	自己負担限度 (月額)	入院時の 食事代の 標準負担	
	MIGEN	割合	個人単位 (外来のみ)	世帯単位 (外来+入院)	額(1食
現	現役並み所得者Ⅲ 住民税課税所得額 690 万円以上の被保険者がいる 世帯(※5)		252,600円+(総医療費-8 ×1% [140,100円](※1		
現役並み所得者	現役並み所得者II 住民税課税所得額 380 万円以上の被保険者がいる 世帯(※5)	3割	167,400円+(総医療費-558,000円) ×1% [93,000円](※1)		490円
暑	現役並み所得者 I 住民税課税所得額 145 万円以上の被保険者がいる 世帯(※ 5)		80,100円+(総医療費-267,000円) × 1 % [44,400円](※ 1)		
<u></u> 般	一般Ⅱ 住民税課税所得額 28 万円以上 145 万円未満で、「年金収入+その他合計所得額」の合計が下記に該当する被保険者がいる世帯 ●被保険者が一人:200 万円以上 ●被保険者が複数:計320 万円以上	2割	18,000円 または 「6,000円+(総医療費 ー30,000円)×10%」 の低い方を適用 (年間上限144,000円) (※2)	57,600円 [44,400円] (※1)	(%3)
	一般 I 「現役並み所得者」「低所得」以外の方で、2割の条件に該当しない方		18,000円 (年間上限144,000円) (※2)		
低	低所得Ⅱ 世帯員全員が住民税非課税で、「低所得Ⅰ」の条件 に該当しない方	1割		24,600円	230円 (※ 4)
低所得	低所得 I 世帯員全員が住民税非課税で、「各所得(公的年金 等控除額は80万円として計算)が0円」または「老 齢福祉年金の受給者」である方		円000,8	15,000円	110円

- ※1 診療月から起算して過去12か月以内に世帯ですでに3回以上の高額療養費が支給されている場合、4回目からは[]内の額になります。
- ※2 1年間(8月~翌7月)の外来の自己負担額の合計額に年間144,000円の上限があります。
- ※3 ・指定難病患者(低所得Ⅰ・Ⅱ区分以外)は280円
 - ・平成28年3月31日において、1年以上継続して精神病床に入院していた方で平成28年4月1日 以降も引き続き医療機関に入院している方については、当分の間、1食につき260円
- ※4 過去 12 か月の入院日数が 90 日を超える場合、91 日目からは 180 円(申請が必要)

- ※5 同一世帯の被保険者の住民税課税所得額が145万円以上でも、収入額(年金・給与等収入合計)が 下記の基準に該当する場合、1割または2割負担になります。(申請が必要な場合があります)
 - ●同一世帯に被保険者が1人:①被保険者の収入額が383万円未満
 - ② 世帯内に 70 歳以上 75 歳未満の方がいる場合は、被保険者と 70 歳以上 75 歳未満の方全員の収入合計額が 520 万円未満
 - ●同一世帯に被保険者が2人以上: 被保険者全員の収入合計額が520万円未満

■一部負担金の減免

災害等の特別な事情により、一時的に一部負担金の支払いが困難な場合、申請により一部負担金が減免または徴収猶予される場合があります。

■マイナ保険証利用のメリット

- ●過去に処方されたお薬や特定健診などの情報を医師・薬剤師が確認でき、 データに基づく最適な医療が受けられるようになります。
- ●転居などで必要だった保険証の切り替えや更新が不要になります。
- ●限度額適用認定証等が無くても、高額療養費制度における限度額を超える 支払いが免除されます。
 - (※ 入院時の食事代等については、別途手続きが必要となる場合があります)

②受けられる給付

■医療費が高額になったとき(高額療養費)

1か月の医療費が高額になったときは、後日、自己負担限度額を超えた分が支給されます。

高額療養費の支給申請は最初の1回だけ必要で、領収書の添付は不要です。 その後、高額療養費に該当した場合、指定した口座に自動的に振り込まれます。

■「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」について

「現役並み所得者 I・II」(73ページの表参照)に該当する方は、「限度額適用認定証」を提示することで、医療機関ごとに1か月間に支払う自己負担額が、外来・入院ともに区分に応じた限度額となります。また、「低所得 I・II」(73ページの表参照)に該当する方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関の窓口に提示することで、自己負担額が限度額となり、入院時の食事代が減額されます。(柔道整復、はり・きゅう、あんま・マッサージの施術などは除く。)

■特定の疾病により高額な治療を長期間継続する必要があるとき

厚生労働大臣が指定する下記の特定疾病の場合の自己負担限度額(月額)は、1つの医療機関ごとに、入院と外来それぞれで10,000円(月の途中で75歳の誕生日を迎え、被保険者となるときは、その月に限り5,000円)です。適用を受けるためには「特定疾病療養受療証」が必要になりますので申請をしてください。

- 人工透析が必要な慢性腎不全
- ・先天性血液凝固因子障害の一部(血友病)
- ・血液凝固因子製剤の投与に起因する(厚生労働大臣が定める)HIV感染症

■療養病床に入院したときの食事代・居住費(入院時生活療養費)

療養病床(主として長期にわたり療養を必要とする患者のための病床)に入院したときの食事代と居住費の自己負担額は次のとおりです。

	区分	1食当たり	の食費	1日当たりの居住費
現役並み所得者、一般		490円	※ 1	370円
	П	230円	※ 2	
低所得	I	140円	※ 3	(指定難病患者は0円)
	I (老齢福祉年金受給者)	110円		0円

- ※1 保険医療機関の施設基準等により 450 円の場合もあります。また、指定 難病患者は 280 円
- ※2 入院医療の必要性が高い方や指定難病患者で、過去 12 か月の入院日数が 90 日を超える場合は 180 円
- ※3 入院医療の必要性が高い方や指定難病患者は 110円

■医療費等を全額支払ったとき(療養費・移送費)

次のような場合で医療費などを全額支払ったときは、申請することにより保険給付対象額が後日支給されます。

- ※審査を行うため、申請から支給まで約3か月かかります。
- ○急病など、やむを得ない事情で被保険者証を出さずに治療を受けたとき
- 〇コルセット等の治療用装具を作ったとき
- ○医師の同意のもと、はり・きゅう、あんま・マッサージの施術を受けたとき
- 〇海外渡航中、急病などにより治療を受けたとき(治療目的で海外へ行った場合や 日本国内で保険適用とならないものについては対象となりません。)
- ○移動が困難な重病人が医師の指示による移送の上、適切な療養を受け、緊急その 他やむを得ないと広域連合が認めたとき(移送費)

(申請に必要なもの)・被保険者証・口座番号と口座名義人が確認できるもの

■高額介護合算療養費

被保険者と同じ世帯内で後期高齢者医療制度・介護保険の両方から給付を受ける ことによって、自己負担額が高額になったときは、双方の自己負担額を年間(毎年 8月分~翌年7月分まで)で合算し、下表の限度額を超えた額(※)が申請により 後日支給されます。

自己負担額は、高額療養費など支給額を控除した額になります。

また、同じ世帯の方であっても後期高齢者医療制度の被保険者以外の方の自己負担額は合算されません。

X	分	後期高齢者医療制度+介護保険の 自己負担限度額(年額)
1830/ 14 4	Ш	212万円
現役並み	П	141万円
所得者	I	67 万円
_	般	56 万円
/Œ5C4B	П	31万円
低所得	I	19 万円

^{※500}円以下の場合は、支給の対象となりません。

■訪問看護を受けたとき(訪問看護療養費)

医師の指示により訪問看護を利用したときの負担割合は、医療機関等の窓口での負担割合と同じです。

■被保険者が亡くなったとき(葬祭費)

葬祭を行った方(喪主)に、葬祭費として 50,000 円が申請により支給されます。

■交通事故にあったとき

交通事故など第三者から傷害を受けた場合や自損事故の場合も、後期高齢者医療制度で診療を受けることができます。

第三者からの傷害で届出をする場合は、必ず、示談の前に届出をしてください。

(4) 保険料

保険料は、被保険者1人ひとりが負担します。

保険料は「均等割額」と「所得割額」の合計となります。

均等割額と所得割額は広域連合ごと(都道府県単位)に定められ、2年ごとに改正されます。

兵庫県の令和6・7年度保険料額(年額80万円が上限(※1))

均等割額	被保険者1人当たり	52,791円	
所得割額	(総所得金額等-43万円)	×所得割率	11.24%(%2)

- ※1 令和6年度に限り、昭和24年までに生まれた方及び令和7年3月31日までに障害認定 により資格を取得された方は73万円
- ※ 2 令和6年度に限り、「総所得金額等-43万円」の金額が58万円以下の場合、10.32%

■軽減措置について

【所得の低い方の軽減】

●均等割額の軽減(令和6年度)

同一世帯内の世帯主と被保険者の総所得金額等の合計額に基づき、均等割額が下表のとおり軽減されます。

世帯主及び被保険者の総所得金額等の合計*	軽減割合
43万円 + 10万円×(年金·給与所得者数 – 1)以下	7割
43万円+(29.5万円×被保険者数) +10万円×(年金·給与所得者数-1)以下	5割
43万円+(54.5万円×被保険者数) +10万円×(年金·給与所得者数-1)以下	2割

^{* 65}歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除して判定します。

【被用者保険(社会保険など)の被扶養者への軽減(令和6年度)】

資格取得日の前日において被用者保険の被扶養者であった方は、所得割額が かからず、後期高齢者医療制度の被保険者となってから2年間は均等割額が5 割軽減となります。(申請が必要です。)

■納付方法について

[特別徴収]

次の方は保険料が年金から天引きとなります。それ以外の方は普通徴収となります。

- ・年金額が年額18万円以上の方
- ・介護保険料とあわせた保険料額が年金額の1/2以下の方

「普通徴収〕

保険料は7月から翌年3月までの9回に分けて納付となります。

○こんなときは届出をしてください

- ・住所が変わったとき(町内での転居、町外への転出、町外からの転入)
- 氏名が変わったとき
- ・被保険者証を紛失または汚れて使えなくなったとき
- ・被保険者が死亡したとき
- ・生活保護を受けるようになったとき
- ・生活保護を受けなくなったとき
- ・交通事故など第三者から傷害を受けたとき

10. 介護保険 (福祉課 介護保険係)

(1) 介護保険とは

介護保険は、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための制度です。40歳以上の 皆さんが加入者(被保険者)となり、保険料を納め、介護が必要になったときには、 費用の一部を負担することで介護サービスを利用できます。運営は市区町村が行って います。

①介護保険加入者(被保険者)

65歳以上の人(第1号被保険者)

サービスを 利用できる人

介護や日常生活の支援が必要と認定された人

どんな病気やけががもとで介護や支援が必要になったかは問われ ません。

40~64歳の医療保険加入者(第2号被保険者)

サービスを 利用できる人

特定疾病により介護や支援が必要と認定された人

交通事故やけがなど、特定疾病以外が原因で介護や支援が必要に なった場合は、介護保険の対象にはなりません。

特定疾病

加齢と関係があり、要介護・要支援状態の原因である心身の障害を 生じさせると認められる疾病(16種類)

- ●がん末期(医師が一般に認めている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと 判断したものに限る)
- ●関節リウマチ
- ●筋萎縮性側索硬化症
- こうじゅうじんたいこっかしょう ●後縦靱帯骨化症

- ●骨折を伴う骨粗しょう症
 - ●初老期における認知症
- JAZ うせいかくじょうせいま で だいのう でしつ きていかくへんせいしょう
 ●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びバーキンソン病
- せきずいしょうのうへんせいしょう ▶脊髄小脳変性症
- ●脊柱管狭窄症
- ●早老症
- ●多系統萎縮症

- とうにょうびょうせいしんけいしょうが、とうにょうびょうせいしんしょう とうじょうびょうせいちつまくしょう ●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- ◎がけっかんしっかん

- **まんせいへいそくせいはいしっかん**
- ●閉塞性動脈硬化症 りょうそく しつかんせつ
- ●慢性閉塞性肺疾患
- ●両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護保険被保険者証

介護保険のサービスを利用するときなどに必要になります。大切に保管しましょう。

- 65歳以上の人・・・65歳の誕生月から翌月までに全員に交付されます。
- 40歳~64歳の人・・・認定を受けた人に交付されます。

【介護保険被保険者証が必要な時】

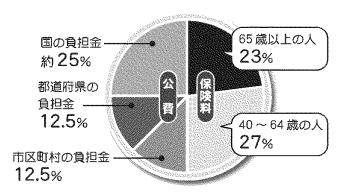
要介護(支援)認定の申請 介護や支援が必要となり、 要介護(支援)認定の申請を するとき。

ケアプランなどの作成 ケアプランなどの作成 依頼を市町村に届け出る とき。

サービスの利用 サービスを利用するとき。

②介護保険料

介護保険は、国や県、町が負担する「公費」と、みなさん一人ひとりが納める「介護保険料」を財源として運営しています。



○第1号被保険者(65歳以上の人)

市町ごとに介護保険のサービスに必要な費用と 65 歳以上の人数に応じて、 保険料の「基準額」が決まります。

市町によってサービスに必要な費用や人数が異なるため基準額も異なります。

福崎町の介護保険料額表

所得段階	対 象 者	保険料率	年額(円)
第1段階	・生活保護を受けている人 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金等の収入額と その他の合計所得金額※との合計が80万円以下の人	基準額×0.285	21,400
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額 とその他の合計所得金額*との合計が80万円を超え120万 円以下の人	基準額×0.485	36,400
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額※との合計が120万円を超える人	基準額×0.685	51,400
第4段階	・本人が住民税非課税(同一世帯に住民税課税者がいる)で、 本人の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額※と の合計が80万円以下の人	基準額×0.90	67,500
第5段階	・本人が住民税非課税(同一世帯に住民税課税者がいる)で、 本人の公的年金収入額とその他の合計所得金額*との合計 が80万円を超える人	基準額×1.00	75,100
第6段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額(注1)が120万 円未満の人	基準額×1.20	90,100
第7段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額(注1)が120万 円以上210万円未満の人	基準額×1.30	97,600
第8段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額(注1)が210万 円以上320万円未満の人	基準額×1.50	112,600
第9段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額(注1)が320万 円以上420万円未満の人	基準額×1.70	127,600

所得段階	対 象 者	保険料率	年額(円)
第10段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額(注1)が420万 円以上520万円未満の人	基準額×1.90	142,600
第11段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額(注1)が520万 円以上620万円未満の人	基準額×2.10	157,700
第12段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額(注1)が620万 円以上720万円未満の人	基準額×2.30	172,700
第13段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額(注1)が720万 円以上の人	基準額×2.40	180,200

※第5段階が基準額

※「基準額」とは各所得段階において介護保険料を決める基準となる額のことです。

※保険料の基準額は3年ごとに見直されます。

65歳以上の人の介護保険料の納め方

受給している年金額※によって2種類に分かれます。65歳の誕生日の前日が属する月分から納めます。

※受給している年金とは、老齢(退職)年金、遺族年金、障がい年金をいいます。老齢福祉年金は対象に なりません。

特別徴収

年金が年額 18 万円以上の人 年金から【天引き】になります

● 介護保険料の年額が、年金の支払い月(4月・6月・8月・10月・12月・2月)の 年6回に分けて天引きになります。

4月、6月、8月は、仮に算定された保険料を納め (仮徴収)、10月、12月、2月は、確定した年間保険 料額から仮徴収分を除いた額を納めます(本徴収)。



● 特別徴収の対象者として把握されると、おおむね6か月後から介護保険料が天引きになります。

こんな時は、一時的に納付書で納めます

- ◆ 65 歳になった
- ◆他の市区町村から転入した
- ◆老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
- ◆介護保険料が増額になった
- ◆介護保険料が減額になった
- ◆年金が一時差し止めになった など

普通徴収

年金が年額 18 万円未満の人

【納付書】や【口座振替】で各自納めます

- ◆ 介護保険料の年額を納付期限に合わせて納めます。
- 年間保険料を7月から翌年3月までの毎月(年9回)に分けて納めます。

口座振替が便利です(忙しい人、なかなか外出できない人)・-・-・



- ◆介護保険料の納付書、通帳、印鑑(通帳届出印)を用意します。
- ◆取り扱い金融機関で「□座振替依頼書」に必要事項を記入し、 申し込みます。

※口座振替の開始は、通常、申し込み日の2か月後からになります。

介護保険料を滞納すると?

災害など特別な事情もなく介護保険料を納めないでいると、次のような措置が取られます。 介護保険料は納め忘れのないよう納期限までに納めましょう。

納期限を過ぎると

督促が行われます。督促手数料や延滞金が徴収される場合があります。



1年以上滞納すると

利用したサービス費用はいったん全額を自己負担します。
申請により後から保険給付費(本来の自己負担を除く費用)が支払われます。



1年6か月以上滞納すると

引き続き、利用したサービス費用はいったん全額自己負担となり、申請しても保険給付費の一部または全額が一時的に差止められます。

滞納が続く場合は、差し止められた額から介護保険料が差し引かれる場合があります。



2年以上滞納すると

上記に加えて、滞納期間に応じて、利用したサービス費用の自己負担割合が3割または4割に引き上げや、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費などが受けられなくなります。

納付がむずかしい場合は

災害などの特別な事情で介護保険料を納めることが難しくなった場合は、税務課に 相談しましょう。減免や猶予が受けられる場合があります。

40歳から64歳までの人の介護保険料の納め方

- 40 歳から 64 歳までの人の保険料の額は、加入している医療保険の算定方法により 決められます。
- ◆ 介護保険料は、加入している医療保険料と一括して納めます。

(2) 要介護(要支援)認定

65歳以上の人が介護を必要とする状態になった場合、認定を受けることにより、その程度(要支援 $1 \sim 2$ 、要介護 $1 \sim 5$ までの 7 段階)に応じて、原則としてかかった費用の 1 割から 3 割の利用者負担で介護サービスを受けることができます。 40 歳から 64 歳までの人でも特定疾病(初老期における認知症など 16 種類)が原因で介護を必要とする状態になった場合には、対象となります。

①要介護(要支援)認定の手続き

介護サービスを利用するためには、認定を受けることが必要です。介護が必要なときは、町の福祉課(地域包括支援センター)へ「要介護認定の申請」をしてください。

①要介護認定の申請

介護保険被保険者証を添えて、町の福祉課(地域包括支援センター)に申請します。 ※申請は本人や家族などのほか、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者、介護保険施設 などに代行してもらうこともできます。

②認定調査の実施と主治医意見書の依頼

- ・認定調査:申請者の心身の状態について、認定調査員が訪問し聞き取りします。
- ・主治医意見書:申請者の主治医に、町が主治医意見書の作成を依頼します。

③審査判定

調査結果をコンピューターで判定(一次判定)し、さらに主治医意見書とともに 神崎郡介護認定審査会で審査・判定(二次判定)します。

④認定結果通知

原則として申請から30日以内に、認定結果を町から通知します。

要介護状態区分

要介護1~5

「介護サービス」を利用することで生活機能の維持や改善をはかることが適切な人。

要支援1・2

「介護予防サービス」などを利用することで生活機能が改善する可能性が高い人。

上 該 当

要介護や要支援に認定されなかった人。「一般介護予防事業」に参加することができます。

/ 事業対象者

地域包括支援センターで、心身や日常生活の状態など(生活機能)を調べる基本 、 チェックリストを受けて、生活機能の低下がみられた場合は「事業対象者」として 「介護予防・生活支援サービス事業」を利用できます。

(3) 介護保険のサービス

①介護保険サービスの利用の流れ

介護保険サービスの利用には、ケアプランの作成が必要です。なお、ケアプランは 利用者の状況に合せて随時見直しができます。(ケアプランの作成には自己負担は ありません。)

要介護1から5と認定された人で、自宅を中心としたサービスを希望する方は居宅介護支援事業者に、施設への入所を希望する人は介護保険施設に連絡します。

また、要支援 1・2 と認定された人及び事業対象者は地域包括支援センターに連絡します。

【要介護1から5と認定された人】

● 在宅サービスを受けるとき

①ケアプラン作成依頼

居宅介護支援事業所に、居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼します。

②町へ届出

居宅サービス計画作成依頼届出書を、町の福祉課へ提出します。 (居宅介護支援事業者が代行できます。)

③ケアプラン<u>作成</u>

居宅介護支援事業所のケアマネジャーと話し合って課題を分析し、作成したケア プラン原案をもとに利用者や家族、ケアマネジャー、サービス担当者で話し合い、 ケアプランを作成します。

④サービス利用

介護サービス事業者と契約し、「介護サービス」を利用します。

● 施設サービスを受けるとき

①施設に申込み

入所希望の施設サービス事業者に直接申し込み、契約をします。

②ケアブラン作成

施設のケアマネジャーと話し合って課題を分析し、作成したケアプラン原案をもとに利用者と家族、ケアマネジャー、サービス担当者で話し合い、ケアプランを 作成します。

③サービス利用

「施設サービス」を利用します。

施設入所者は、施設サービスにかかる費用の1割から3割の利用料と、食事代や日常生活費を負担することになります。

【要支援1・2と認定された人】

①介護予防ケアプラン作成依頼

地域包括支援センターに、介護予防サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼 します。

②町へ届出

介護予防サービス計画作成依頼届出書を、町の福祉課へ提出します。

③介護予防ケアプラン作成

地域包括支援センターの担当職員と話し合って課題を分析し、介護予防ケアプラン原案の作成、サービス担当者会議などを経て介護予防ケアプランを作成します。

④サービス利用

介護予防サービス事業者と契約し、「介護予防サービス」または「介護予防・ 生活支援サービス事業」を利用します。

【非該当と認定された人】

65 歳以上の人であれば誰でも利用できる「一般介護予防事業」に参加することができます。参加を希望される人は地域包括支援センターにご相談ください。

【事業対象者と認定された人】

①介護予防ケアマネジメント依頼

地域包括支援センターに、介護予防ケアマネジメントを依頼します。

2町八届出

介護予防ケアマネジメント依頼届出書を、町の福祉課へ提出します。

③ケアプラン作成

地域包括支援センターの担当職員や家族と話し合って課題を分析し、ケアプラン原案の作成、サービス担当者会議などを経てケアプランを作成します。

④サービス利用

「介護予防・生活支援サービス事業」を利用します。

②支給限度額

おもな在宅サービスなどでは、介護 保険からの給付に支給限度額が決めら れています。

限度額内でサービスを利用するときは、 利用者負担の割合分を負担しますが、 限度額を超えた場合は、超えた分は 全額利用者の負担になります。

おもな在宅サービスなどの支給限度

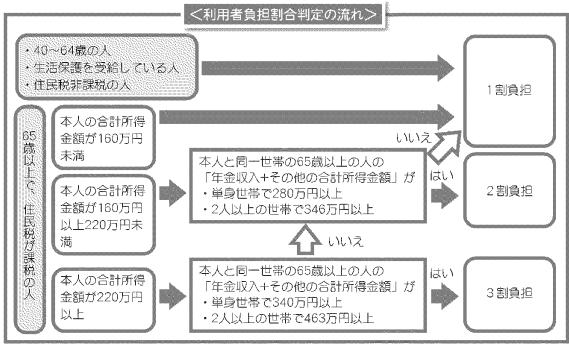
要介護度	居宅サービスの 支給限度額(月額)
事業対象者	50,320円
要 支 援 1	50,320円
要 支 援 2	105,310円
要介護 1	167,650円
要介護 2	197,050円
要介護 3	270,480円
要介護 4	309,380円
要介護 5	362,170円

③利用者負担の割合

介護保険のサービスを利用したときは、原則として利用料の1割から3割を負担します。

利用者負担の割合

3.割	次の①②の両方に該当する人 ①本人の合計所得金額が220万円以上 ②同じ世帯の第1号被保険者の「年金収入+その他の合計所得金額」が ・単身世帯=340万円以上 ・2人以上世帯=463万円以上
2割	3割に該当しない人で、次の①②の両方に該当する人 ①本人の合計所得金額が 160万円以上 ②同じ世帯の第 1号被保険者の「年金収入+その他の合計所得金額」が ・単身世帯= 280万円以上 ・2人以上世帯= 346万円以上
1 割	上記以外の人



- ※「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した金額のことで、扶養 控除や人的控除等を控除するする前の所得金額です。長期譲渡所得及び短期譲渡所得にかかる特別控除がある 場合は、合計所得金額から特別控除額を控除した額を用います。
- ※「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から公的年金等にかかる雑所得を除いた金額です。
- ※負担割合は個人ごとに決まるので、同じ世帯でも人によって負担割合が異なる場合があります。

④介護保険サービスの種類

在宅でうけられるサービス

在宅で生活しながら利用できるサービスです。

●訪問介護 (ホームヘルプ)

ホームヘルパーなどに訪問してもらい、入浴・排せつ・食事の世話などの「身体介護」や、調理・洗濯などの「生活援助」を受けます。

- 動問型サービス(介護予防・生活支援サービス事業)
 - ホームヘルパーやボランティアなどが居宅を訪問し、利用者が自力では困難な行為について、サービスを提供します。
- 動問入浴介護 (介護予防訪問入浴介護)

介護職員と看護職員に移動入浴車で居宅を訪問してもらい、サービス事業者が持参した浴槽で入浴介護を受けます。

●訪問リハビリテーション (介護予防訪問リハビリテーション)

医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらい、居宅での生活機能の 維持・向上のためのリハビリテーションを受けます。

●訪問看護(介護予防訪問看護)

医師の指示により、看護師などに居宅を訪問してもらい療養上の世話や診療の補助を受けます。

●通所介護(デイサービス)

通所介護施設で食事、入浴などの日常生活上の支援や機能訓練を日帰りで利用できます。

●通所型サービス(介護予防・生活支援サービス事業)

通所介護施設などで食事、入浴などの日常生活上の支援のほか、住民主体の支援や保健・医療の専門職による短期集中的に行われるプログラムなど、多様なサービスを行います。

●通所リハビリテーション(デイケア)(介護予防通所リハビリテーション)

介護老人保健施設や病院、診療所などで食事などの日常生活上の支援や機能訓練、リハビリテーションを受けます。

●短期入所生活介護(ショートステイ)(介護予防短期入所生活介護)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

●短期入所療養介護(ショートステイ)(介護予防短期入所療養介護)

介護老人保健施設や医療施設などに短期間入所して、看護や医学的管理下での介護や支援、日常 生活上の世話や機能訓練などが受けられます。医療型のショートステイです。

●特定施設入居者生活介護(介護予防特定施設入居者生活介護)

指定を受けた有料老人ホームなどの特定施設に入居している要支援、要介護の人が、入浴、排せつ、食事などの介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を受けられます。

●居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)

医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが、通院が困難な利用者の居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。

●福祉用具貸与・購入費の支給(介護予防福祉用具貸与・介護予防福祉用具購入支給)

日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与が受けられます。入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入したとき、購入費が支給されます。申請が必要です。

※要支援・要介護1の人には車いす、特殊寝台等原則として対象とならないものがあります。

●住宅改修費の支給(介護予防住宅改修費支給)

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、住宅改修費が支給されます。改修前の事前申請が必要です。

施設サービス 施設に入所して利用するサービスです。要介護1から5の人が利用できます。

◆介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所します。 食事、入浴、排泄などの日常生活介護や療養上の世話が受けられます。 (原則、要介護3以上の人が利用できます。)

●介護老人保健施設(老人保健施設)

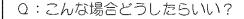
病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを行う施設です。 医療上のケアやリハビリテーション、日常的介護を一体的に提供し家庭への復帰を支援します。

◆介護医療院

長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。

地域密着型サービス 住み慣れた地域での生活を続けるためのサービスです。 原則、住んでいる市区町村のサービスのみ利用できます。

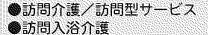
- ●認知症対応型通所介護(介護予防認知症対応型通所介護)(■) 認知症の人が、食事や入浴などの日常生活上の世話や機能訓練、専門的なケアなどのサービスを日帰りで受けられます。
- ●地域密着型通所介護(※)
 定員 18 人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練などを受けられます。
- ●小規模多機能型居宅介護(介護予防小規模多機能型居宅介護)(■) 通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせ、多機能なサービスを 受けられます。
- ●看護小規模多機能型居宅介護(※)(福崎町にはありません) 小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで介護や医療・看護のケアが受けられます。
- ●認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)(☆) 認知症の人が、共同生活をする住居で、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受けられます。
- ●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(□) 定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられます。
- ●夜間対応型訪問介護(※)(福崎町にはありません) 巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を受けられます。
- ●定期巡回・随時対応型訪問介護看護(※) 日中・夜間を通じて定期的な巡回と随時の通報により、介護や看護、緊急時の対応などが受けられます。
- ●地域密着型特定施設入居者生活介護(※)(福崎町にはありません) 定員29人以下の介護専用型特定施設(指定を受けた有料老人ホームなど)に入居する人が、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受けられます。
- ※は、自立、要支援1・2と認定された方は利用できません。
- ☆は、自立、要支援1と認定された方は利用できません。
- ■は、自立と認定された方は利用できません。
- 口は、自立、要支援1・2、要介護1・2と認定された方は利用できません。



A:こんなサービスがあります



自宅での家事や介護の手助けが ほしいときは?





自宅でリハビリや医療チェックを してほしいときは?

- ●訪問リハビリテーション
- ●訪問看護
- ●居宅療養管理指導



寝たきりでも自宅で入浴したいときは?

動問入浴介護



有料老人ホームなどでサービスを 受けたいときは? ●特定施設入居者生活介護



外に出て介護やリハビリを受け たり、みんなと交流したいとき は?

- ●通所介護/通所型サービス
- ●通所リハビリテーション
- ◆認知症対応型通所介護
- ◆地域密着型通所介護



家族の介護の手を休ませたいときは?

- ●通所介護/通所型サービス
- ●通所リハビリテーション
- ●短期入所生活介護
- ●短期入所療養介護
- ◆認知症対応型通所介護
- ◆地域密着型通所介護



夜間に介護をしてほしいときは?

◆定期巡回・随時対応型訪問介護 看護



家庭での介護環境を整えたいときは?

- ●福祉用具貸与
- ●特定福祉用具販売
- ●住宅改修



介護保険が適用される施設へ入 所したいときは?

- ◎介護老人福祉施設
- ◎介護老人保健施設
- ◎介護医療院
- ◆地域密着型介護老人福祉施設



状況に応じて利用するサービスを 選びたいときは? ◆小規模多機能型居宅介護



認知症に対応したサービスを受けたいときは?

- ◆認知症対応型共同生活模介護
- ◆認知症対応型通所介護
 - ●居宅サービス
 - ◆地域密着型サービス
 - ◎施設サービス

利用者負担の軽減について

⑤居住費・食費にかかる費用

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、ショートステイの各サービスの利用者のうち下記に該当する人は、居住費、食費について負担の上限額(負担限度額)が設けられ、負担が軽減されます。

1日あたりの負担限度額

			居住費等	等(日額)		食費(日額)	
利	用者負担段階および対象者	ユニット 型個室	ユニット 型個室的 多床室	従来型個 室(※)	多床室	施設入所	ショート ステイ
第1段階	本人および世帯全員が住民税 非課税者で、老齢福祉年金の 受給者、生活保護受給者	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
第2段階	本人および世帯全員が住民税 非課税で、合計所得金額+課 税年金収入額+非課税年金 (遺族年金・障害年金)収入 額が80万円以下の人	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
第3段階①	本人および世帯全員が住民税 非課税で、合計所得金額+課 税年金収入額+非課税年金 (遺族年金・障害年金)収入 額が80万円超120万円以下 の人	1,370円	1,370円	1,370 円 (880 円)	430円	650円	1,000円
第3段階②	本人および世帯全員が住民税 非課税で、合計所得金額+課 税年金収入額+非課税年金 (遺族年金・障害年金)収入 額が120万円超の人	1,370円	1,370円	1,370 円 (880 円)	430円	1,360円	1,300円

- ■特別養護老人ホームと短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は()内の金額です。
- ■上の表に当てはまっていても、以下のいずれかに該当する場合は、対象外となります。
- ①住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税の場合
- ②住民税非課税世帯でも預貯金等が下記の金額を超える場合
 - ・第1段階 : 預貯金などが単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合
 - ・第2段階 : 預貯金などが単身650万円、夫婦1,650万円を超える場合
 - ・第3段階①:預貯金などが単身550万円、夫婦1,550万円を超える場合
 - ・第3段階②:預貯金などが単身500万円、夫婦1,500万円を超える場合
- ※ 65 歳未満の人は収入等に関係なく、預貯金等の合計は 1,000 万円、夫婦は 2,000 万円を超える場合
- ※個室や従来型個室などの区分については、利用される施設・事業所へお問い合わせください。
- ※居住費、食費の負担限度額の適用や利用者負担額の軽減を受けるには、事前に福祉課に申請して ください。認定された方には、認定証を交付しますので、施設・事業所に提示してからサービス を利用してください。
- ※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、()内の金額となります。
- ※非課税年金収入とは遺族年金、障害年金です。
- ※「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控 除や医療費控除などの所得控除をする前の金額をいいます。

利用者負担が高額になったとき

⑥高額介護サービス費

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額(同じ世帯内に複数の利用者がいる場合は世帯合計額)が定められた限度額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として支給されます。

利月	利用者負担段階区分			
住民税課税世帯で、右記に	課税所得690万円以上	140,100円		
該当する65歳以上の人が	課税所得380万円以上690万円未満	93,000円		
世帯にいる場合 	課税所得 145 万円以上 380 万円未満	44,400円		
一般(住民税課税世	44,400円			
住民税世帯非課税等	住民税世帯非課税等			
●課税年金収入額**! ●老齢福祉年金の受約	15,000 円(個人)			
生活保護受給者 利用者負担を15,000円に い場合	15,000 円(個人) 15,000 円			

- ※1 課税年金収入額とは、老齢(退職)年金など、課税対象となる公的年金等の年金額のことです。
- ※2 その他の合計所得金額とは、合計所得金額から「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額のことです。

高額介護サービス費の 対象にならない費用

- 高額介護サービス費の ●支給限度額を超えた利用者負担
- ●居住費等、食費、日常生活費
- らない費用 ┃ ●住宅改修や福祉用具購入の費用 など

⑦高額医療・高額介護合算制度

介護保険と医療保険の両方の自己負担が高額になった場合、高額介護サービス費 (介護保険)、高額療養費(医療保険)を適用したあとの年間(毎年8月~翌年7月 分まで)の自己負担額を合算し、下表の限度額を超えた額が支給されます。

所得区分 (基礎控除後の 総所得金額等)	70 歳未満の 人がいる世帯
901万円超	212万円
600万円超 901万円以下	141万円
210 万円超 600 万円以下	67 万円
210 万円以下	60 万円
住民税 非課税世帯	34 万円

1 X OR X BROKE CHECK 9 8				
所得区分	70~74歳 の人がいる 世帯	後期高齢者医療 制度で医療を受ける 人がいる世帯		
課税所得690万円以上	212万円	212万円		
課税所得380万円以上	141万円	141万円		
課税所得 145 万円以上	67 万円	67 万円		
一般	56 万円	56万円		
低所得者Ⅱ	31万円	31万円		
低所得者 I	19万円	19 万円		

[※]低所得者 I 区分の世帯で介護(介護予防) サービスの利用者が複数いる場合、医療保険からの支給は上表の算定基準額で計算され、介護保険からの支給は別途設定されていた算定基準額「世帯で31万円」で計算されます。

その他の利用者負担等軽減施策について

⑧社会福祉法人による利用者負担軽減制度

軽減の申し出のあった社会福祉法人が提供する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護(ショートステイ)、特別養護老人ホーム等のサービスを次の軽減対象者が利用した場合、1割の自己負担額が原則4分の1(老齢福祉年金受給者等は2分の1)軽減されます。

《軽減対象者及び要件》

世帯全員が市町村民税非課税であり、次の5つの要件を全て満たし、その人の 収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難の人として町長が 認めた人および生活保護受給者、旧措置入所者。

1	年間収入が単身世帯で 150万円、世帯員が 1 人増えるごとに 50万円を加算した額以下であること。
2	預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに、100万円を加算した 額以下であること。
3	日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
4	負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
5	介護保険料を滞納していないこと。

介護サービス情報等の提供について

⑨介護サービス情報公表制度

(介護サービス情報公表システム)

介護サービス情報公表制度(介護サービス情報公表システム)は、利用者が介護サービス情報を入手し、サービス内容や運営状況、施設設備、利用料等を比較・検討して適切に事業所を選択することに役立てています。

【ホームページアドレス】

・・・インターネットで閲覧できます。

http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/28/index.php







(4) 介護保険制度Q&A

介護保険制度の内容について多く寄せられるご質問をQ&Aでお知らせします。



介護保険制度関係Q&A

Q:介護保険の対象者は?

A: 40歳以上の人が加入し、65歳以上の人は 第1号被保険者、40歳から64歳の医療保険 加入者は、第2号被保険者です。虚弱、寝 たきり、認知症等の介護が必要な状態に なれば要介護認定を受け、介護サービスを 受けることができます。

なお、第2号被保険者の方は、末期がん、初老期認知症、脳血管疾患などの特定疾病による原因の場合に、要介護認定及び介護サービスを受けることができます。

Q:介護保険と医療保険は、どう違うので すか?

A: 介護保険と医療保険は、別々の制度です。 介護保険は介護が必要な状態となり、介護 サービスを利用する場合の保険です。

医療保険はケガや病気で病院を受診したり、 入院したりするときの保険です。

Q:介護保険被保険者証はいつ発行されま すか?

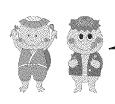
A: 介護保険にも医療保険のように被保険者 証があります。

65歳以上の第1号被保険者は、交付の申請をしなくても65歳の誕生月から翌月までに全員に交付されます。

また、40歳から64歳の第2号被保険者 については、要介護認定を受けたときに 交付されます。

Q:介護サービスを利用したときの利用者 負担はどうなっていますか?

A 原則として介護保険サービスにかかる本人負担は、1割から3割となっています。施設入所・ショートスティを利用する場合は、食事や居住費など費用も利用者負担となりますが、低所得者には軽減制度があります。また、利用者負担が一定額を超えた場合は、高額介護サービス費が支給されます。



認定関係Q&A

Q:介護サービスを利用したいのですが、 どうすればいいですか?

A: 介護サービスを利用するには、要介護 認定が必要です。介護保険被保険者証を ご持参のうえ、地域包括支援センターで 申請をしてください。家族の方などの代 理申請も可能です。

- Q:認定申請をしてから、認定結果がでる までどれくらいかかりますか。 またその後、介護サービスを受けるま ではどうしたらいいですか?
- A: 訪問調査や認定審査会での審査があり、 約1ヶ月かかります。

認定後、介護サービスを受けるまでには、 まずケアマネジャーと契約をします。

ケアマネジャーがご本人に合ったサービス 計画(ケアプラン)を作成し、それに基づいてサービスを受けることができます。

介護保険料関係Q&A

Q:毎年、保険料は変わるのですか?

A: 第1号被保険者の保険料は原則3年間 同じです。ただし、前年中の所得に大きな 変動があれば保険料が変更になる場合が あります。

第2号被保険者(40歳~64歳)の保険 料は医療保険者により異なります。

Q:住んでいる地域(市町)によって介護 保険料は違うのですか?

A: 地域によって違います。第1号被保険者 (65歳以上)の保険料基準額は、それぞれの 市町の高齢者人口や要介護者数、介護サー ビス量等を基に計算されますので、介護 サービス費用を多く支出する市町は、必 然的に保険料も高くなります。

福崎町では、高齢者の人口、サービス利用者が年々増加しています。それに伴いサービス利用量も増加しています。なお、第2号被保険者(40歳~64歳)は医療保険ごとに違ってきます。

Q:介護保険料が上がるのはなぜですか?

- A: 介護保険料は、介護サービスにかかる 費用が多くなれば必然的に高くなります。 福崎町の介護保険料が上がる要因としては、
 - ○高齢化率が高くなり、要介護認定者や サービス利用者が増えている。
 - ○在宅介護より、介護サービスの費用単価が高い介護保険施設の利用が増えている。

等の理由が挙げられます。

Q:保険料はなぜ納めなければいけないのですか?

A: 介護保険は、40歳以上の被保険者が 納める保険料50%と国・県・町が負担する 公費50%で賄われてあり、社会全体で 支える仕組みです。皆様から納めていただ いた保険料で介護保険の給付をしています。 利用者が使った介護保険サービスについて、 利用者に1割から3割の負担をしていただ きますが、残りの9割から7割を介護保険で 賄っています。

制度を維持していくためにも必ず納めて いただく必要があります。

また、介護サービスを受けない場合も相互 扶助の概念により、納めていただく必要が あります。

Q:第1号被保険者(65歳以上)と第2 号被保険者(40歳~64歳)は保険料の しくみが違うのですか?

A: 第1号被保険者は、市町ごとに決められます。第2号被保険者は、加入している 医療保険によって異なります。その額は 給与や所得等に応じて算定されます。





(5) 福崎町内及び近隣の介護サービス事業所(抜粋)

■在宅でうけられるサービス

居宅介護支援事業所(ケアプラン)

183950	『七介護文援事業所(ケアノフン)			
No	事業所名	所 在 地	7:34:619:17:15:15:17:45:17:45:17:17:17:17:17:17:17:17:17:17:17:17:17:	FAX番号
1	アキタケメディカル「さくら」介護センター	〒 679-2214 福崎町福崎新73·3 (アキタケ診療所内)		0790-22-1436
2	居宅介護支援事業所吉田クリニック	〒 679-2212 福崎町福田 275-1	0790 - 24 - 3737	0790-24-3030
3	JA兵庫西神飾介護センター	〒 679-2214 福崎町福崎新 145-1	0790 - 22 - 7001	0790-22-7002
4	ケアプラン愛の里居宅介護支援事業所	〒 679-2201 福崎町大貫 2321-1	0790 - 22 - 1332	0790-22-1374
5	福崎町社会福祉協議会福崎町在宅介護支援センターすみよしの郷	〒 679-2201 福崎町大貫 446	0790 - 22 - 7134	0790-22-7024
6	愛ケア・サービス介護支援事業所	〒 679-2212 福崎町福田 330-9	0790 - 23 - 1751	0790-35-9876
7	居宅介護支援事業所ふくさき	〒 679-2203 福崎町南田原 1933-1	0790 - 22 - 7931	0790-22-0831
8	居宅介護支援事業所ケアLabo	〒 679-2204 福崎町西田原 962	0790 - 22 - 7780	0790-22-7787
9	ケアプランかんざき	〒 679-2414 神河町粟賀町 385	0790 - 32 - 2422	0790-32-1962
10	ケアプランまーの	〒 679-2425 神河町東柏尾 673-1 107号	0790 - 27 - 8113	0790-27-8123
11	ひまわり荘居宅介護支援事業	〒 679-2302 市川町下牛尾 670	0790 - 27 - 1330	0790-27-0600
12	株式会社アミューズ 24	〒 679-2323 市川町甘地 196	0790 - 26 - 3009	0790-26-3312
13	居宅介護支援事業所ひなみ	〒 679-2131 姫路市香寺町犬飼 505-1	079 - 232 - 6622	079-232-6699
14	居宅介護支援事業所香照苑	〒 679-2132 姫路市香寺町須加院 338-506	079 - 264 - 5567	079-264-7548
15	姫路医療生協居宅介護支援事業所香寺	〒 679-2143 姫路市香寺町中仁野 261-7	079 - 265 - 1711	079-265-1800
16	ケアプランセンター逢和	〒 679-2143 姫路市香寺町中仁野 83-2	079 - 232 - 7786	079-232-7787
17	ネバーランド居宅介護支援事業所	〒 679-2101 姫路市船津町 5271-16	079 - 232 - 8310	079-232-8313
18	居宅介護支援事業所ひかり	〒 679-2101 姫路市船津町 1340-1	079 - 232 - 1797	079-232-1786
19	居宅介護支援事業所キャッシル真和	〒 679-2115 姫路市山田町西山田 726-1	079 - 263 - 2683	079-263-2344
20	有限会社花北ケアサービス	〒 670-0864 姫路市野里中町 1-38	079 - 288 - 3730	079-288-3736
21	居宅介護事業所ケアプランマリア	〒 670-0801 姫路市仁豊野 650	079 - 265 - 5143	079-265-5127
22	夢前白寿苑居宅介護支援センター	〒 671-2135 姫路市夢前町塚本 77-9	079 - 335 - 2578	079-335-1060
23	居宅介護支援事業所歩歩	〒 671-2103 姫路市夢前町前之庄 2935-1	079 - 336 - 0212	079-336-0869
24	ゆめさき三清荘居宅介護支援事業所	〒 671-2103 姫路市夢前町前之庄 4514	079 - 336 - 1335	079-336-1337
25	ほおずきケアプランセンター姫路	〒 670-0837 姫路市宮西町 3-6-1	079 - 221 - 8001	079-221-8002
26	居宅介護支援センター泉の杜	〒 679-2121 姫路市豊富町神谷 3041-20	079 - 264 - 8180	079-264-8171
27	ケアプランたかはし	〒 670-0804 姫路市保城 140 - 2	079 - 240 - 6900	079-240-6901
28	居宅介護支援事業所ケアサービス神姫しらくに	〒 670-0808 姫路市白国 5-11-27	079 - 286 - 7003	079-286-7007
29	ケア 21 ひめじのざと	〒 670-0808 姫路市白国 1-3-1	079 - 282 - 7521	079-282-7221
30	ケアブラン快晴	〒 672-8023 姫路市白浜町甲 402 - 11	079 - 278 - 3286	079-278-4539
31	オリーブ加西居宅介護支援事業所	〒 675-2311 加西市北条町横尾字大坪 150-1	0790 - 43 - 7755	0790-43-7766
32	居宅介護支援事業所サークル	〒 675-2311 加西市北条町横尾 250-1 201号	0790 - 43 - 1188	0790-43-1177
33	医療法人社団弘秀会米田病院居宅介護支援センター	〒 675-2242 加西市尾崎町字野田 10-1	0790 - 48 - 3591	0790-48-3965
34	第二サルビア荘居宅介護支援事業所	〒 675-2312 加西市北条町北条 348-1	0790 - 42 - 0100	0790-42-0120
35	ファーストケア居宅介護支援事業所	〒 675-2322 加西市北条町西高室 466 - 3	0790 - 43 - 1150	0790-43-1151
36	社会福祉法人楽久園会居宅介護支援事業所	〒 677-0113 多可町八千代区俵田 111-27	0795 - 37 - 0174	0795-37-1830

訪問介護(ヘルパー)

No	事業所名	所 在 地	電話番号	FAX番号
1	福崎町社会福祉協議会ホームヘルプステーション	〒 679-2201 福崎町大貫 446	0790 - 22 - 7135	0790-22-6215
2	JA兵庫西神飾介護センター	〒 679-2214 福崎町福崎新 145-1	0790 - 22 - 7001	0790-22-7002
3	有限会社愛ケア・サービス	〒 679-2212 福崎町福田 330-9	0790 - 23 - 1751	0790-23-1751
4	有限会社愛の里訪問介護事業所	〒 679-2201 福崎町大賞 2321-1	0790 - 22 - 1332	0790-22-1374
5	ヘルパーステーションふくさき	〒 679-2203 福崎町南田原 1933-1	0790 - 22 - 7031	0790-22-0831
6	ひまわり荘訪問サービス	〒 679-2204 福崎町福田 118-3	0790 - 35 - 8778	0790-23-1305
7	陽なたぼっこ	〒 679-2203 福崎町南田原 776-1 2F南	0790 - 22 - 1350	0790-35-8633
8	訪問介護事業所ハピネス	〒 679-2204 福崎町西田原 1481-8-3F	0790 - 22 - 0352	0790-22-0353
9	ヘルパーステーション歩歩市川	〒 679-2332 市川町田中 227-1	0790 - 28 - 2011	0790-28-2013
10	株式会社アミューズ24	〒 679-2323 市川町甘地 166-3	0790 - 26 - 3009	0790-26-1806
11	有限会社花北ケアサービス	〒 670-0864 姫路市野里中町 1-38	079 - 288 - 3912	079-288-3736
12	居宅サービス事業所介護サービスマリア	〒 670-0801 姫路市仁豊野 650	079 - 265 - 5199	079-265-5127
13	ニチイケアセンター姫路	〒 670-0947 姫路市北条448-9 エイジングコート姫路 1F	079 - 225 - 8011	079-225-8013
14	コケコッコースマイル	〒 675-2242 加西市尾崎町字野田 10-1	0790 - 48 - 3591	0790-48-3965

通所介護(デイサービス)

No	型が介護(アイソーC人) 事、業、所、名	所在地	電話番号	FAX番号
	福崎町第1老人デイサービスセンターなぐさの郷	〒 679-2215 福崎町西治 474-6	0790 - 23 - 0310	0790-23-0322
2	福崎町第2老人デイサービスセンターすみよしの郷	〒 679-2201 福崎町大貫 446	0790 - 22 - 6663	0790-22-7024
3	愛の里デイサービスセンター	〒 679-2201 福崎町大賞 2321-1	0790 - 22 - 1332	0790-22-1374
4	愛の里第2デイサービスセンター	〒 679-2214 福崎町福崎新 365	0790 - 23 - 0007	0790-23-0070
5	花さきデイサービス	〒 679-2215 福崎町西治 1487-1	0790 - 35 - 8078	0790-24-5025
6	共生型デイサービスケア Labo	〒 679-2204 福崎町西田原 962	0790 - 22 - 7780	0790-22-7787
7	デイサービスセンター虹の森	〒 679-2202 福崎町八千種 2252	0790 - 33 - 9123	0790-33-9160
8	「さくら」デイサービスセンター神崎	〒 679-2434 神河町吉富 1597-1	0790 - 32 - 3690	0790-32-3693
9	お散歩デイによん	〒 679-2323 市川町甘地 187-1	0790 - 26 - 3024	0790-26-3324
10	リハビリセンター健康堂	〒 679-2323 市川町甘地 171-18	0790 - 26 - 2238	0790-27-8615
11	JA兵庫西甘地介護センター	〒 679-2323 市川町甘地 804-1	0790 - 26 - 3555	0790-26-3711
12	ネバーランドデイサービスセンター	〒 679-2101 姫路市船津町 5271-16	079 - 232 - 8311	079-232-8313
13	デイサービスセンターひかり	〒 679-2101 姫路市船津町 1340-1	079 - 232 - 1785	079-232-1786
14	デイサービスセンターはるか	〒 679-2101 姫路市船津町 5270 - 61	079 - 280 - 5578	079-280-5579
15	キャッシル真和デイサービスセンター	〒 679-2115 姫路市山田町西山田 726-1	079 - 263 - 2325	079-263-2344
16	デイサービス花みずき	〒 679-2123 姫路市豊富町豊富 915-2	079 - 264 - 8833	079-264-8844
17	デイサービスセンター歩歩	〒 671-2103 姫路市夢前町前之庄 2935-1	079 - 336 - 0260	079-336-0869
18	元気あっぷ加西デイサービスセンター	〒 675-2311 加西市北条町横尾字大坪 150-1	0790 - 43 - 8585	0790-43-8586
19	おうちデイはる	〒 675-2302 加西市北条町栗田 123-6	0790 - 35 - 9108	0790-35-9110

訪問入浴介護

No	事業所名	所 在 地	電話番号	FAX番号
1	アサヒサンクリーン在宅介護センター姫路	〒 670-0935 姫路市北条口 1 丁目 9	079 - 282 - 2182	079-282-2183

訪問看護

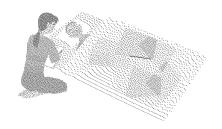
No	事業所名	所 在 地	電話番号	FAX番号
100	吉田クリニック	〒 679-2212 福崎町福田 294-5	0790 - 22 - 0004	0790-24-4650
2	訪問看護リハビリステーションふくさき	〒 679-2203 福崎町南田原 1933-1	0790 - 22 - 7831	0790-22-0831
3	有限会社愛の里	〒 679-2201 福崎町大貫 2321-1	0790 - 22 - 1332	0790-22-1374
4	虹の森訪問看護ステーション	〒 679-2202 福崎町八千種 2252	0790-22-9123	0790-33-9160
5	かんざき訪問看護ステーション	〒 679-2414 神河町粟賀町 385	0790 - 32 - 2422	0790-32-1962
6	訪問看護リハステーションまーの	〒 679-2425 神河町東柏尾 673-1-107	0790 - 35 - 8321	0790-35-8326
7	姫路医療生協訪問看護ステーション花北	〒 670-0802 姫路市砥堀 630	079 - 263 - 9201	079-263-9205
8	訪問介護エンゼル	〒 679-2132 姫路市香寺町須加院 338-316	079 - 264 - 7187	079-255-3960

訪問リハビリテーション

No	事業所名	所 在 地	電話番号	FAX番号
	ミナミ整形外科・内科循環器科	〒 679-2203 福崎町南田原 2971-1	0790 - 23 - 0789	0790-23-0879
2	アキタケ診療所	〒 679-2214 福崎町福崎新 73-3	0790 - 22 - 5012	0790-22-1436

通所リハビリテーション(デイケア)

No	事業所名	所 在 地	電話番号	FAX番号
J	ミナミ整形外科・内科循環器科	〒 679-2203 福崎町南田原 2971-1	0790 - 23 - 0789	0790-23-0879
2	公立神崎総合病院	〒 679-2414 神河町粟賀町 385	0790 - 32 - 2443	0790-32-2528
3	介護老人保健施設マリア・ヴィラ	〒 670-0801 姫路市仁豊野 650	079 - 265 - 5131	079-265-5003
4	日並内科外科医院	〒 679-2131 姫路市香寺町犬飼 502	079 - 232 - 1730	079-232-4582
5	介護老人保健施設夢前白寿苑	〒 671-2135 姫路市夢前町塚本 77-9	079 - 335 - 3320	079-335-1060
6	介護老人保健施設加西シニアコミュニティ	〒 675-2243 加西市中西町字広野 616-1	0790 - 48 - 8190	0790-48-8191
7	介護老人保健施設加西白寿苑	〒 675-2321 加西市北条町東高室 1231-1	0790 - 43 - 9800	0790-43-9801



短期入所生活介護(ショートステイ)

No	事業所名	所 在 地	電話番号	FAX番 号
	特別養護老人ホームサルビア荘	〒 679-2201 福崎町大賞 580	0790 - 22 - 6001	0790-22-5256
2	「さくら」ショートステイ	〒 679-2434 神河町吉富 1597-1	0790 - 32 - 3690	0790-32-3693
3	特別養護老人ホームうぐいす荘	〒 679-2415 神河町福本字中茶屋山 1241-3	0790 - 32 - 2257	0790-32-2596
4	特別養護老人ホームあやめ苑	〒 679-3115 神河町比延 277	0790 - 34 - 1800	0790-34-1801
5	ひまわり荘ショートステイ	〒 679-2302 市川町下牛尾 680	0790 - 27 - 0800	0790-27-0600
6	ヴィレッジによん	〒 679-2323 市川町甘地 187-1	0790 - 26 - 3024	0790-26-3324
7	ショートステイこうろ苑	〒 679-2151 姫路市香寺町香呂 55-1	079 - 232 - 0026	079-232-0500
8	ショートステイ香照苑	〒 679-2132 姫路市香寺町須加院 338-506	079 - 264 - 5567	079-264-5690
9	ショートステイキャッシル真和	〒 679-2115 姫路市山田町西山田 726-1	079 - 263 - 2325	079-263-2344
10	特別養護老人ホームネバーランド	〒 679-2101 姫路市船津町 5271-16	079 - 232 - 8311	079-232-8313
11	ショートステイ泉の杜	〒 679-2121 姫路市豊富町神谷 3041-20	079 - 264 - 8170	079-264-8171
12	ショートステイゆめさき三清荘	〒 671-2103 姫路市夢前町前之庄 4514	079 - 336 - 1336	079-336-1337
13	夢の里短期入所生活介護事業所	〒 671-2131 姫路市夢前町戸倉 1105-38	079 - 337 - 6666	079-337-6667
14	加西の里短期入所生活介護事業所	〒 675-2241 加西市段下町字奥山 848-14	0790 - 48 - 2552	0790-48-3884
15	特別養護老人ホーム春夏秋冬	〒 675-2222 加西市坂本町 1027-5	0790 - 48 - 8888	0790-48-4822
16	特別養護老人ホーム第二サルビア荘	〒 675-2401 加西市国正町 1931-2	0790 - 45 - 1801	0790-45-1807
17	特別養護老人ホームゆりの荘	〒 677-0113 多可町八千代区俵田 111-27	0795 - 37 - 0174	0795-37-1986

■施設でうけられるサービス

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	特別養護老人ホームサルビア荘	〒 679-2201 福崎町大貫 580	0790 - 22 - 6001	0790-22-5256
2	特別養護老人ホームうぐいす荘	〒 679-2415 神河町福本字中茶屋山 1241-3	0790 - 32 - 2257	0790-32-2596
3	特別養護老人ホームあやめ苑	〒 679-3115 神河町比延 277	0790 - 34 - 1800	0790-34-1801
4	特別養護老人ホームひまわり荘	〒 679-2302 市川町下牛尾 680	0790 - 27 - 0800	0790-27-0600
5	特別養護老人ホーム香照苑	〒 679-2132 姫路市香寺町須加院 338-506	079 - 264 - 5567	079-264-5690
6	特別養護老人ホームネバーランド	〒 679-2101 姫路市船津町 5271-16	079 - 232 - 8311	079-232-8313
7	特別養護老人ホームキャッシル真和	〒 679-2115 姫路市山田町西山田 726-1	079 - 263 - 2325	079-263-2344
8	特別養護老人ホーム光寿園	〒 671-2112 姫路市夢前町塩田 118-1	079 - 336 - 1101	079-336-1102
9	特別養護老人ホーム夢の里	〒 671-2131 姫路市夢前町戸倉 1105-38	079 - 337 - 6666	079-337-6667
10	特別養護老人ホームサン・ビレッジ夢前	〒 671-2115 姫路市夢前町又坂 405	079 - 335 - 2332	079-335-3883
11	特別養護老人ホームゆめさき三清荘	〒 671-2103 姫路市夢前町前之庄 4514	079 - 336 - 1336	079-336-1337
12	特別養護老人ホーム泉の杜	〒 679-2121 姫路市豊富町神谷 3041-20	079 - 264 - 8170	079-264-8171
13	特別養護老人ホームサンライフ御立	〒 670-0072 姫路市御立東 5-1-1	079 - 291 - 6666	079-291-6667
14	特別養護老人ホーム加西の里	〒 675-2241 加西市段下町字奥山 848-14	0790 - 48 - 2552	0790-48-3884
15	特別養護老人ホーム春夏秋冬	〒 675-2222 加西市坂本町 1027-5	0790 - 48 - 8888	0790-48-4822
16	特別養護老人ホーム第二サルビア荘	〒 675-2401 加西市国正町 1931-2	0790 - 45 - 1801	0790-45-1807
17	特別養護老人ホームゆりの荘	〒 677-0113 多可町八千代区俵田 111-27	0795 - 37 - 0174	0795-37-1986

介護老人保健施設

No	事業所名	所 在 地	電話番号	FAX番号
1	介護老人保健施設かみかわ	〒 679-2414 神河町粟賀町 422	0790 - 31 - 3880	0790-31-3882
2	介護老人保健施設マリア・ヴィラ	〒 670-0801 姫路市仁豊野 650	079 - 265 - 5131	079-265-5003
3	介護老人保健施設夢前白寿苑	〒 671-2135 姫路市夢前町塚本 77-9	079 - 335 - 3320	079-335-1060
4	老人保健施設カノープス姫路	〒 671-0221 姫路市別所町別所 960-1	079 - 252 - 7111	079-252-7088
5	老人保健施設ハピネス五葉	〒 670-0012 姫路市本町 165	079 - 288 - 9881	079-288-9882
6	老人保健施設老人ケアセンター緑ヶ丘	〒 670-0061 姫路市西今宿 5 丁目 3-8	079 - 293 - 3211	079-294-5311
7	光が丘老人保健施設	〒 671-0234 姫路市御国野町国分寺 267	079 - 252 - 6601	079-252-2331
8	介護老人保健施設加西シニアコミュニティ	〒 675-2243 加西市中西町字広野 616-1	0790 - 48 - 8190	0790-48-8191
9	介護老人保健施設加西白寿苑	〒 675-2321 加西市北条町東高室 1231-1	0790 - 43 - 9800	0790-43-9801

介護医療院

No	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号
1	米田病院介護医療院	〒 675-2242 加西市尾崎町字野田 10-1	0790-48-3591	0790-48-3965
2	國富胃腸病院介護医療院	〒 671-2222 姫路市青山 3 丁目 33-1	079 - 266 - 2355	079-267-1316
3	医療法人恵風会介護医療院ヴェルデ	〒 670-0061 姫路市西今宿5丁目3-8	079 - 293 - 3315	079-294-5311
4	厚生病院介護医療院	〒 670-0074 姫路市御立西 4 丁目 1-25	079 - 292 - 1109	079-298-3067

■地域密着型サービス(福崎町)

認知症対応型通所介護

	rames of the same read of p to the control of t			
No	事業所名	所 在 地	電話番号	FAX番号
	福崎町第2老人デイサービスセンターすみよしの郷	〒 679-2201 福崎町大賞 446	0790 - 22 - 6663	0790-22-7024
2	ふるさとの家	〒 679-2203 福崎町南田原 1185	0790 - 24 - 2630	0790-24-2633

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

No	事業所名	所 在 地	電話番号	FAX番号
1	グループホームサルビア	〒 679-2201 福崎町大翼 580	0790 - 22 - 6001	0790-22-5256
2	グループホーム CHIAKI ほおずき福崎	〒 679-2203 福崎町南田原 757-1	0790 - 24 - 5600	0790-24-5601
3	ひまわり荘福崎の家	〒 679-2204 福崎町西田原字前田 1693-1	0790 - 24 - 0400	0790-24-0600

小規模多機能型居宅介護

No	事業 所名	所 在 地	電話番号	FAX番号
	ふるさとの家	〒 679-2203 福崎町南田原 1185	0790 - 24 - 2630	0790-24-2633
2	小規模多機能ホームもちもちの木	〒 679-2215 福崎町西治 1487-1	0790 - 35 - 8077	0790-24-5025

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

No 事業所名	所 在 地	電話番号	FAX番号
888 (1111111111111111111111111111111111	〒 679-2201 福崎町大賞 580	0790 - 22 - 6001	0790-22-5256

地域密着型通所介護

No 事業所名	所 在 地	電話番号	FAX番号
デイサービス CHIAKI ほおずき福崎	〒 679-2203 福崎町南田原 757-1	0790 - 24 - 5600	0790-24-5601
2 デイサービス優	〒 679-2212 福崎町福田 403-13	0790 - 22 - 7556	0790-35-9778
3 リハビリデイサービスふくさき	〒 679-2203 福崎町南田原 1933-1	0790 - 22 - 7131	0790-22-7031

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

No	事業所名	所 在 地	電話番号	FAX番号
No 1		〒 679-2201 福崎町大貫 2321-1	0790 - 22 - 1332	0790-22-1374

■サービス付き高齢者住宅(福崎町)

No 事業所名	所 在 地	電話番号	FAX番号
プラチナスクエアひまわり	〒 679-2212 福崎町福田 118-3	0790 - 35 - 8778	0790-23-1305

※介護保険事業者情報は独立行政法人福祉医療機構が展開するホームページ

「WAM NET (ワムネット)」上の、「介護事業者情報」に最新の情報が掲載されています。 http://www.wam.go.jp/kaigo/

※介護サービス情報公表システムについて

介護サービス情報公表システムでは、利用者が介護サービスや事業所、施設を比較・検討して 適切に選ぶための情報を都道府県が提供しています。この介護サービス情報公表システムを 使うことで、インターネットでいつでも誰でも気軽に介護サービスや事業所、施設の情報を 入手することができますのでご利用ください。

http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/28/index.php

11. 福崎町地域包括支援センター

(認知症相談支援センター)

地域包括支援センターは、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが配置され、 高齢者等への総合的な支援を行う機関です。

少子高齢化が進む中、高齢者等が介護や医療が必要となっても、地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムの構築をめざし、介護保険法に基づく地域支援事業 (介護保険法 115条の45)を行います。

地域包括支援センター(保健センター内) 電話 0790-22-0560

(1) 福崎町介護予防・生活支援サービス事業

種 別 事 業 名 (委託先事業所)	定員(人)	曜日時間	内容	利用料等(自己負担割合)	
通所型 A いきいきクラブ (社会福祉協議会)	30	土曜日 9:30~ 15:30	集団プログラム	【1割】 400円/回 【2割】 800円/回 【3割】	
通所型 A すこやか運動教室 (社会福祉協議会)	10	水曜日 9:30~ 11:30	・ふくろう体操他、 心身の自立支援を目的とした プログラム		
通所型 A おひさまクラブ (デイサービス優)	5	水曜日 9:30~ 15:30	・歯科保健指導・栄養指導	1,200 円/回	
通所型 C リハビリ教室 「パートナーふくさき」 (リハビリデイ サービスふくさき)	10	要相談 9:00~ 12:00 要相談 13:30~ 16:30	個別・集団プログラム (3カ月~6カ月間) ・運動器の機能向上プログラム ・歯科保健指導・栄養指導	【1割】 420円/回 【2割】 840円/回 【3割】 1,260円/回	
通所型 C 転倒予防教室 (地域包括支援 センター)	12	木曜日 9:30~ 11:30	集団プログラム(6 カ月間) ・転倒予防プログラム ・歯科保健指導・栄養指導	利用料 1,800 円 /6 か月 送迎代 100 円 / 片道	

種 別 事 業 名 (委託先事業所)	定 員 (人)	曜日時間	内容	利用料等(自己負担割合)
通所型 C はつらつ大学「脳楽部」 (地域包括支援 センター)	5	金曜日 10:00~ 11:00	個別プログラム(6 カ月間) ・認知症予防プログラム ・歯科保健指導・栄養指導	教材費 1,100 円/月 送迎代 100 円/片道
訪問型 A ほのぽの 自立支援訪問 (社会福祉協議会)	_	週 1 回 1 時間 程度	• 生活援助等	【1割】 210円/回 【2割】 420円/回 【3割】 630円/回

[※]支援に専門性が必要となる方には、専門職による訪問型・通所型サービス(徒前相当のサービス)を提供します。

(2) 介護予防ケアマネジメント

要支援認定者や事業対象者等の自立した生活に向けて、適切な介護予防サービス計画(ケアプラン)を作成し、それに基づいた支援をしていきます。

ポイン

- ・自分でできる力を活かす(自助)
- ・地域の資源を活かす(互助)
- ・介護保険サービスや介護予防・生活支援サービスの利用(共助)
- ・行政等によるサービス(公助)

(3) 一般介護予防事業

65歳以上のすべての方とその支援者が対象です。

①地域ふくろうの会

各地区公民館で週1回、住民運営で行われる介護予防の運動教室です。(ふくろう体操)

②地域介護予防活動補助金の交付

住民運営の介護予防活動やふれあい活動に対し、補助金を交付します。

「介護予防活動」・・1週間に1回、プログラム化した介護予防事業を行う活動です。 「ふれあい活動」・・1か月に1回、地域づくりの場となる事業を行う活動です。

※地域で介護予防活動をしてみたいという方は、地域包括支援センターへご相談 ください。

(4) 認知症総合支援事業

①認知症相談窓口の設置(認知症相談支援センター)

地域包括支援センターは、姫路北病院と連携し、認知症の相談に対応しています。

②認知症初期集中支援チーム

認知症の方やその家族に、専門医と保健師等がチームで早期に関わり、速やかに 適切な医療・介護等が受けられるよう対応します。

対 象 認知症の疑われる方で、介護サービスを受けていない方や病院にか かっていない方、対応困難な認知症状が多く見られる方等

③認知症カフェへの支援

認知症カフェは、地域で認知症の方やその家族を支える場です。 利用料は各カフェで異なります。

開設カフェ	場所	主催	実施
コミュニティカフェ「笑」	山田文庫 (辻川 山田医院横)	アロマサークル美人	月1回
オレンジカフェ「結」	高岡交流会館 (高岡小学校横)	神戸医療未来大学学生 (高岡地区民生委員協力)	月1回
にんかふえ「楽笑」	福崎町立図書館	花さきデイサービス	月1回

[※]開設時や年間活動に対する運営支援を行っています。カフェの開設にあたっては、 地域包括支援センターへお問い合わせください。

(5) 地域ケア会議

①我が事会議(地域に密着した会議)

高齢者等に生じた困り事を他人ごとではなく自分の事としてとらえ考える地域 づくりの基本となるものです。高齢者等に支援を必要とする困り事ができたとき、 地域の福祉担当者や地域包括支援センター、社会福祉協議会等で支援体制を検討し ます。

地域のサービスの充実についても話し合いをします。

(6) 地域包括支援センター運営事業

①総合相談支援

高齢者等に関する全般的な相談をお受けします。

休日に、急ぎのご相談ごとが発生した場合は、役場へご連絡ください。 宿日直が担当者に取次ぎします。

②権利擁護

高齢者の権利を守るため、以下の内容等への対応や手続きの支援をします。

■成年後見制度の活用促進

【財産管理】 預貯金や不動産の管理等の支援

【身上監護】 病院の入退院の手続きや福祉サービス等の契約の支援

- ■消費者被害の防止
- ■高齢者虐待への対応
- ■困難事例への対応
- ■老人福祉施設等への措置入所の支援

(7) 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者との協働・連携を推進することを目的とし、神崎郡3町で広域運営を行っています。(神崎郡医師会に委託しています)

連携支援センターの事務局は、公立神崎総合病院内にあり、社会福祉士1名が配属されています。主な事業内容は下記のとおりです。

- ■在宅医療・介護連携に関する相談支援
- ■地域住民への普及啓発
- ■医療・介護関係者の情報共有の支援
- ■医療・介護関係者の研修



(8) 家族介護支援事業

①認知症高齢者等やすらぎ支援事業

「やすらぎ支援員」による高齢者の見守り訪問です。社会福祉協議会に委託しています。

②家族介護慰労金の支給

住民税非課税世帯で、過去1年間介護保険サービス(下記※)を利用せず、要介護度4または5の高齢者を在宅で介護する方に、年額100,000円を支給します。

※福祉用具の購入・貸与、住宅改修費の助成、短期入所生活介護・短期入所療養 介護(合わせて7日以内/年)の利用は除きます。

(9) その他の事業

①認知症サポーターの養成

認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の方や家族に対して、 できる範囲での手助けをする人(認知症サポーター)を養成します。

依頼に応じ、認知症キャラバンメイトを派遣します。

対 象

象 自治会・消防団・企業・商店・学校(小・中・高等学校等)など



福崎町認知症ケアネット

認知症になっても 豊かに人生を送るために



認知症とは

一度、正常に発達した認知機能が、後天的な脳の障害によって持続的に低下し、日常生活や社会生活に支障をきたすようになった状態をいい、それが意識障害のないときにみられるものです。

認知症 ケアネットとは 認知症の人を受け止めるだけでなく、その人らしい質の高い生活に戻れるよう、認知症の人を地域全体で支えるネットワークをいいます。









早期診断·早期対応

日常の生活の中で

早めの気づき

適切な医療を受けるために

早めの受診・診断

認知症相談窓口

福崎町地域包括 支援センター IEL 22-0560



かかりつけ医(歯科も含む)

認知症サポート医物 物忘れ外来

認知症疾患 医療センター 【中播磨圏域】 県立はりま姫路 総合医療センター

^ジ まずは 受診・診断

などみの地域

日ごろからの 交流を 大切に

> あなた自身の気づき 家族や友人たちの気づき ひとつひとつがとても大切です。

確定診断

などみの地域

家族·親族

介護認定

ケアマネジャー

認知症の方や家族を支える _{○?}認知症サポーターになろう!

85歳の約半数、95歳では8割が認知症になるといわれています。

認知症サポーターは「なにか」特別なことを する人ではありません。

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を 温かく見守り支える人です。 早めの診断は認知症の人と家族の生活を左右するのに非常に重要です。

お互いが、理解を深めることで、生活上の 障害を軽減し、その後のトラブルを減らすこ とができます。最近「気になるな」という 場合は早めに受診しましょう。

今までとおりの生活を送るために

(ス利用・地域の支援

精神科 専門医

根据区上多种设计 -ビス・地域密書製み 認知症カフェ いろいろなボランティア 社協 友人 なじみの地域 自治会 金融機関 配食サービス ふれあい喫茶 福祉用具 緊急通報システリ 福祉委員 老人クラブ ご近所さん 商店・スーパー 配達業者 地域ふくろう会 ミニデイサービス 民生委員・児童委員 1877.71 SE 连毛郊楼 ディケア 訪問入浴訪問看護 療養型医療施設

小規模多機能

抱え込まないで 一人じゃない。

【総合相談窓口】地域包括支援センター 【地域の相談窓口】民生委員・児童委員 【介護保険サービス計画作成】担当ケアマネジャー

適切に服薬し、介護保険サービスや予防サービス、地域の事業を 上手に利用することで、進行を遅らせたり、症状を軽くすることも 期待できます。

- ●ご家族は、不安やストレスを抱え込まず、相談窓口を利用しましょう。
- ●地域の方は、認知症の方やそのご家族が孤立しないよう、声かけや 見守り、地域の居場所づくりを推進していきましょう。

育てよう! "SOS"打ち明け 受け止められる ご近所さんとの 関係づくり

地域

で安心した暮らし

このパンフレットは、香川県綾川町認知症ケアバスを参考に福崎町版として改変し作成しています。

認知症の方への対応の心得

3つの「ない」 自尊心を 驚かせない。急がせない。 傷つけない

具体的な対応の7つのポイント

- さりげなく見守る
- 自然な笑顔で余裕をもって対応する
- 声かけするときは一人で(複数で取り囲むと恐怖心を感じます)
- 後ろから声をかけない
- 相手に目線を合わせる
- はっきりとしたやさしい口調で
- 相手の言葉に耳を傾けてゆっくりと対応する

認知症の症状

盾状	特徵	症状への対処
中核症状	記憶障害 ・数分から数日の間のことが思い出せない。 ・物忘れの自覚がない。 失語・失行・失認 ・言葉が出てこない。 ・今まで使っていた物が使えない。 遂行機能障害 ・段取りよく準備ができない。(料理・旅行等) 理解・判断力の低下 ・考えるスピードが遅くなる。 ・2つ以上のことが重なるとうまく処理ができない。 見当識障害 ・時間や場所が分からなくなる。 ・季節感の感覚が薄れ、季節はずれの服を着たりする。 人格変化・病識の欠如 ・些細なことで怒りだした。暴力的になった。	脳の細胞が壊れることによって 起こります。 認知症になれば誰にでも遅かれ 早かれ現れる症状です。 失われた機能を回復する治療 法はありませんが適切な治療に よって症状の進行を遅らせるこ とはできます。
(BPSD) 行動・心理症状	物盗られ妄想 ・記憶障害や思考力の低下によって起こる被害妄想のひとつ。 身近な方に疑いの目が向きがち。 徘徊 ・時間や場所の見当識障害などが原因で起こりやすい。 意欲の低下 ・自信を失うことですべてのことが面倒になってくる。 嗜好の変化、妄想、自発性の低下など ・好みが変わった ・物事の関心が薄くなる ・感情のコントロールができなくなる	その人の置かれている環境・ 人間関係・性格などが絡み合っ て起きてくるため、人それぞれ 表れ方が違います。 介護者の精神的負担が大きい 症状ですが、対応の仕方や環境 を整えることなどで予防も可能 です。

認知症高齡者等

GPS和正安设分一ピス



ホームページ (GPS)

認知症で行方不明になる心配がある在宅で生活している方を対象に、GPS端末機(位置情報探索機器)の貸出に係る初期費用等を町が負担します。屋外でひとり歩きにより行方不明になった際、ご家族等が位置情報検索システム(電話またはインターネット検索)を活用し、位置情報の提供を受けることができるほか、日頃の見守りにも活用することができます。申し込みは地域包括支援センターまで。

対象著

以下の要件全てに該当する高齢者等を介護している家族

- *町内に居住する方
- *病院や施設等に入居・入院又は入所していない方
- *認知症などにより行方不明のおそれのある高齢者等 (介護保険第2 号被保険者で若年性認知症により 要介護認定を受けている人を含む)

ココセコム

GPSどこさいる



または



※利用決定後の機器の変更は不可

利用料

GPS端末機の貸出に係る初期費用と充電器代(1個目のみ)については町が負担します。 インターネットを利用した位置情報の確認は無料ですが、月額利用料やオペレータ対応による位 置情報の確認、その他オプションサービスについてはご利用者負担となります。

温崎町認知症高齢程等の見むり。 おりトワーク専業

認知症等の方を行方不明にしない、行方を早めに発見する対策として、警察等の関係機関や配達事業者等の協力機関と連携した"見守りと早期発見"のための事業です。個人情報が目的外に利用されることはありません。

ホームページ (QR)

身元を早めに特定するQRコードシール(無料)を用いることで、事業の充実を図ります。事前登録申請となり、申請は地域包括支援センターまで。

福崎町でくてくふくろう SOS QRコードシール

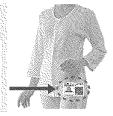
SOSネットワークの事前登録者は、衣類または持ち物等にQRコードシールを貼付します。「迷い人」が、QRコードシールを付けておられたら、携帯電話でQRコードを読み取り、画面に表示された地域包括支援センターまでご連絡ください。(他市町でもQRコードを利用しています)シールに表示されている番号をお伝えいただくことで、身元をすぐに確認し、家族へ無事をお伝えすることができます。

この事業は、警察署と連携しております。夜間は警察署が対応します。

福崎町てくてくかくろう SOSQRコート







QRコード表示内容

警察署か下記に連絡お願いします。 福崎町地域包括支援センター TEL 0790-22-0560 兵庫県神崎郡福崎町西田原1397-1



認知症の自己チェック

予備群の段階で早めに認知症に対応しましょう! 「兵庫県版認知症チェックシート」



■最近1ヵ月以内のことを思い出してご回答ください。

※ご家族の方や身近な方がチェックすることもできます。(該当項目に○) チェックしたのは(ご本人・ご家族等)

NO	質問內容	1点	2点	3点	4点
1	財布や鍵など、物を置いた場所がわからなくなる ことがありますか。	まったく ない	ときどき ある	頻繁に ある	いつも そうだ
2	5分前に聞いた話を思い出せないことがありますか。	まったく ない	ときどき ある	頻繁に ある	いつも そうだ
3	自分の生年月日がわからなくなることがありますか。	まったくない	ときどき ある	頻繁に ある	いつも そうだ
4	今日が何月何日かわからないときがありますか。	まったく ない	ときどき ある	頻繁に ある	いつも そうだ
5	自分のいる場所がどこだかわからなくなることは ありますか。	まったく ない	ときどき ある	頻繁に ある	いつも そうだ
6	道に迷って家に帰って来られなくなることはあり ますか。	まったく ない	ときどき ある	頻繁に ある	いつも そうだ
7	電気やガスや水道が止まってしまったときに、自分で 適切に対処できますか。 ※自分で電気会社などに連絡をしたり、滞納している料金を 払いに行ったりできますか。	問題なくできる	だいたい できる	あまりできない	まったくできない
8	一日の計画を自分で立てることができますか。	問題なく できる	だいたい できる	あまり できない	まったく できない
9	季節や状況に合った服を自分で選ぶことができ ますか。	問題なく できる	だいたい できる	あまり できない	まったく できない
10	一人で買い物はできますか。※一人で買い物に行かなければならない場合、必要なものを必要な量だけ買うことができますか。	問題なく できる	だいたい できる	あまり できない	まったくできない
11	バスや電車、自家用車などを使って一人で外出 できますか。	問題なく できる	だいたい できる	あまり できない	まったく できない
12	貯金の出し入れ、家賃や公共料金の支払いは一人で できますか。	問題なく できる	だいたい できる	あまり できない	まったく できない
13	電話をかけることができますか。	問題なく できる	だいたい できる	あまり できない	まったく できない
14	自分で食事の準備はできますか。 ※自分で食事の準備をしないといけない場合は、必要な食材を 自分で調理または総菜を購入して準備することができますか。	問題なく できる	だいたい できる	あまり できない	まったく できない

NO	質問内容	1点	2点	3点	4点
15	自分で、薬を決まった時間に決まった分量のむ ことはできますか。	問題なく できる	だいたい できる	あまり できない	まったく できない
16	入浴は一人でできますか。	問題なく できる	見守りや 声がけを 要する	部介助を 要する	全介助を 要する
17	着替えは一人でできますか。	問題なく できる	見守りや 声がけを 要する	一部介助を 要する	全介助を 要する
18	トイレは一人でできますか。	問題なく できる	見守りや 声がけを 要する	一部介助を 要する	全介助を 要する
19	身だしなみを整えることは一人でできますか。	問題なく できる	見守りや 声がけを 要する	一部介助を 要する	全介助を 要する
20	食事は一人でできますか。 ※食事は、介助がなくても一人で食べることができますか。	問題なく できる	見守りや 声がけを 要する	一部介助を 要する	全介助を 要する
21	家の中での移動は一人でできますか。	問題なく できる	見守りや 声がけを 要する	一部介助を 要する	全介助を 要する
	小青十	1 点×() = ()	2 点×() = ()	= () = ()	4点() =()

DASC®-21: ©地方独立法人東京都健康長寿医療センター研究所 ※兵庫県が、補足説明を追記

No.1~21(21項目)の合計点

点/84点

No.1~21の項目の合計点が、「31点以上」の場合は、 認知機能や社会生活に支障が出ている可能性があります。



かかりつけ医や認知症相談医療機関を受診してください。

※医療機関を受診される場合は、この「認知症チェックシート」をご持参ください。
※合計点が「31点未満」でも、気になることがある場合は、かかりつけ医や認知症相談医療機関、その他相談窓口にご相談ください。

◆相談の際の追加情報記載欄(任意記載)

要介護認定 受けていない・受けている(要支援1・要支援2・要介護1・要介護2・要介護3以上) その他 気になること

※ご自身、ご家庭でチェックしたものは、あくまでも参考として、ご活用ください。

認知症は、誰にでも起こりうる病気です。

一人で悩まず地域包括支援センターにご相談ください。

認知症を発症する前に予備群(MCI:正常から認知症への移行状態)の状態があります。この 予備群の段階で対応すれば認知症への移行を予防したり、遅らせたりすることが可能です。

認知症予防は日頃の生活習慣の改善等が必要だとも言われています。

認知症予防教室等に参加するなど予防に取り組みましょう。

認知症の予防

気軽に楽しく実践しましょう!

近年、認知症は、少しずつその要因が解明されてきていますが、100%予防できる方法はまだ 見つかっていません。そこで「発症を遅らせる」「進行を緩やかにする」ために実践効果がある 予防法を紹介します。

頭の運動

楽しみながら行うことが大事なポイントです。 頭を使うけれど遊び感覚で行うゲームやパズルは、効果があるといわれています。

しりとり

テーマを決めて!

テーマ1:食べ物しりとり(食べ物・飲み物なら何でもOKです)

りんご 🔊

テーマ2:大きさしりとり(小さな物からだんだん大きく)

あり

>

.



体の運動

週1回、ふくろう体操への参加もお勧めです。

運動は、認知機能を改善したり、認知症の発症を抑える効果があると多くの報告があります。 中でも効果的であるといわれる有酸素運動が、毎日の生活リズムのひとつとなるよう目標を持ち ましょう。

仲間と一緒に取り組む運動も、気持ちの弾みとなり予防に効果的です。

【認知症等に効果のあるといわれる運動量の日安】 無理せず続けることが大事です。

- ●ウォーキングで1日 5000歩
- ●早歩きなら約7分30秒が目安です。

運動前後の水分補給と暑さ対策等に着帽をお忘れなく!



頭の運動+体の運動

組み合わせて効果UP!

- 晴れた日は外で元気に・・・歩く+しりとり・計算
- 雨の日でも屋内で・・・足ふみ・踏み台の上がり降り+しりとり・計算

12. 生活困窮者対策 (福祉課 町民福祉係)

(1) 生活保護

家庭の生活を支えていた人の死亡・病気・事故などで、収入がとだえ、自力で生活するための努力をしてもなお生活に困窮するときは、生活保護について、お住まい地域の担当民生委員・児童委員に相談してください。

生活保護を受けるときには、その前提要件として、資産・能力を活用し、さらに 私的扶養、他の法律による給付を優先して活用し、それでもなおかつ生活に困窮 する場合にはじめて生活保護が行われます。

生活保護には、生活・住宅・教育・医療・出産・生業・葬祭・介護の8種類の 扶助があり、困窮の程度に応じて必要な扶助が受けられます。

①保護の要否

保護が受けられる場合

最低生活費

収入が最低生活費を下回るため、その不足分のみ保護が受けられます。

収 入)保護費

保護が受けられない場合

最低生活費

収入が最低生活費を上回るため、 保護は受けられません。

収 入

②保護の種類

......

生活扶助

衣食その他日常 生活上必要なもの など

住宅扶助



住居費、補修、 その他住宅維持に 必要なもの

教育扶助



義務教育に必要な 学用品、学校給食 など

医療扶助



診察、薬剤、入院費など

出産扶助



分べんの介助、 分べん前後の措置 など

生業扶助



生業に必要な資金、 器具、技能の修得 など

葬祭扶助



死体の運搬、火葬、 埋葬、納骨など

介護扶助



要介護者、要支援者の介護保険料など

(2) 生活困窮者自立支援制度

生活保護に至る前の段階での生活に困窮している人に、包括的な支援を行う制度として、生活困窮者自立支援制度があります。働きたくても働けない、住むところがない、などの生活全般の困りごとについて、ひとりひとりの状況に応じた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら他の専門機関と連携して解決に向けた支援を行います。具体的には以下のような支援を行います。

- ・自立相談支援事業: 支援員が相談を受け、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し自立に向けた支援を 行います。
- ・<u>住宅確保給付金の支給</u>:離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方に、就職に向けた活動をすることなどを条件に、一定期間家賃相当額を支援します。
- ・ 就労準備支援事業: 「社会との関わりに不安がある」「他の人とのコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方に、6か月から1年の間、プログラムに沿って一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。
- ・家計改善支援事業: 家計収支の均衡がとれないなど、家計に問題を抱える方に対して、家計表やキャッシュフロー表を活用し、家計に関する課題を「見える化」することで、早期の生活再生に向けた支援を行います
- ・就 労 訓 練 事 業: 直ちに一般就労することが難しい方のために、その方に合った作業機会を提供しながら個別の就労支援プログラムに基づき、一般就労に向けた支援を中・長期的に実施する就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)を行います。
- ・一時生活支援事業: 住居を持たない方、またはネットカフェ等の不安定な住居形態にある方に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供します。退所後の生活に向けて、就労支援などの自立支援も行います。
 - ※一定の資産収入等に関する要件を満たしている方が対象になっている事業があります。

福崎町では「自立相談支援センターひょうご(特定非営利活動法人神戸の冬を支える会)|【**2**079-284-5514】が相談窓口となっています。

(3) 食糧支援等

生活困窮のため食品等を十分に確保することができない個人や世帯に対し、NPO 法人フードバンクはりまに協力いただき無償で食糧支援を行っていただいております。 ※利用回数には上限があります。

福崎町社会福祉協議会とも連携し、NPO法人フードバンクはりまと「フードバンク活動に関する合意書」を締結し、窓口で常時食料品や日用品の寄付を受け付けるとともに、定期的なフードドライブ活動を展開し、支援の輪を広げています。

13. 社会福祉法人 福崎町社会福祉協議会

社会福祉協議会(略『社協』)は、住民による地域づくりを支援することで地域福祉の推進を図ることを目的とする社会福祉法人です。

「であい、ふれあい、つながりあい、ともに支え合う地域づくり(福祉目標)」を すすめるために、個人の力を引き出す支援、地域活動やボランティア活動などの助け 合い活動の支援、福祉サービスによる支援を行っています。

(※のついている事業は、町からの委託事業です。)

最新情報は社協のホームページでチェックください。「福崎町社会福祉協議会」で検索してください。

(1) 福祉啓発活動

①社協会員の募集

「住民の助け合いによる地域づくり」を目指す社協の活動趣旨に賛同する各世帯、 個人、団体、事業所に会員となっていただき、協力体制づくりをしています。

皆様からいただいた会費により地域福祉を推進しています。

一般会員	(世	帯)	1 🗆	500円/年
個人会員	(個	人)	1 🗆	500円/年
団体会費	(J	体)	1 🗆	5,000円/年
賛助会費	(事業	(所)	1 🗆	10,000円/年

②善意銀行の運営

住民の皆様から善意の金品・物品を預かり、地域の福祉事業に活用することで 運用するという考えに基づいた預託金運用制度です。

社協が主体となって福祉事業を実施しています。

みなさまからの預託をお待ちしております。使途の指定もできますので、希望に 沿った活用ができます。

③各種募金の募集

地域づくりを住民の皆様と協働して実施していくために、各種募金を募っています。

○ 5月・6月 善意募金

善意月間にちなんで、たすけあいの善意の輪をひろげることを目的に実施し、 社会福祉協議会の福祉事業に活用します。

○ 10月 赤い羽根共同募金

地域の福祉を住民で支えることを目的に実施し、兵庫県内の福祉事業に活用します。

○ 12月 歳末たすけあい募金

地域の福祉を住民で支えることを目的に実施し、福崎町社会福祉協議会の福祉 事業に活用します。

④福祉学習(教育)活動の推進

町内全小中学校を推進校に指定し、学校ごとに指導、援助を行い、福祉講演会や 福祉体験教室など、自主的な学習活動の支援をしています。

A 福祉教育推進校(町内全校)の指定※

②対 象

町内の小学校・中学校

B福祉体験学習支援

〇対 象

町内の小学校・中学校

C福祉講演会の開催支援

〇対 象

児童・生徒・保護者(PTA)



(2) 子育て支援

①まちの子育てひろば推進事業

就学前の親子が集う『仲間づくりの場』『相談の場』を提供することで、子育て 支援を行います。

対象者 就学前の乳幼児とその保護者等

実施内容と開催日・開催場所

●トランポ・ロビックスと森のひろば

月に3~4回

第2体育館・スポーツ公園 10:00~13:00

(3) 高齢者関連

①在宅介護支援センター事業※

見守りや調査が必要な高齢者宅の訪問等による実態把握、及び必要な保健・福祉サービスが総合的に受けられるように各関係機関との連絡調整等を行います。

【窓口】 福崎町在宅介護支援センター すみよしの郷

(福崎町第2老人デイサービスセンター内)

電話 22-7134

②認知症高齢者等やすらぎ支援事業※

物忘れ等認知症が疑われる高齢者のお宅を「やすらぎ支援員」が訪問し、家族に代わって見守りや話し相手を行います。

〈利用時間〉 平日8:30~19:00

〈利用回数〉 月50時間以内

〈利用内容〉 安否確認、話し相手、散歩介助、趣味のお手伝い等

(身体に触れる援助、家事等の援助は行いません)

〈費 用〉 1時間200円

③高齢者世帯等へのみまもり電話サービス

見守りによる安心してくらせる地域づくりを行います。

対象者 地域の見守りが必要な70歳以上の高齢者世帯等

頻 度 週1回

④ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯等へのみまもり副食サービス

旬のものを佃煮等にしてお届けします。見守りによる安心してくらせる地域づくりを行います。

対 象 者 地域の見守りが必要な70歳以上の高齢者世帯等

頻 度 年1回(無料)

※ 障がい者のみの世帯にも対応しています。

⑤ひとり暮らし高齢者へのみまもり給食サービス

※一部町からの受託事業

夕食をお弁当にしてお届けし、訪問による見守りで安心して暮らせる地域づくりを 行います。※一部低所得者世帯は無料

対象者 地域の見守りが必要な70歳以上のひとり暮らしの方

頻 度 月2回(有料:一食200円)

⑥高齢者世帯等へのみまもり給食サービス

夕食2回、昼食1回をお弁当にしてお届けし、訪問による見守りで安心して暮らせる地域づくりを行います。※一部低所得者世帯は無料

対象者 地域の見守りが必要な共に70歳以上の高齢者世帯等

頻 度 月3回(有料:一食200円)

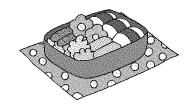
※ 障がい者のみの世帯にも対応しています。

⑦ふくちゃん弁当※

昼食をお弁当にしてお届けし、訪問による安否確認を行います。

対象者 地域の見守りが必要な70歳以上のひとり暮らしの方

頻 度 月1回(無料)



(4) 障がい者支援

①福崎町障害相談支援センター※

障がいのある方やその家族からの福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、サービスの利用支援等、関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な支援を行います。

【窓口】 福崎町障害相談支援センター(福崎町第2老人デイサービスセンター内)

電 話 35-8575

FAX 22-7024

メール f-syougai@mx9.tiki.ne.jp

②視覚障がい者への朗読CDの郵送

視覚障がい者の情報支援を目的に町広報誌・社協広報誌をCDに録音し郵送します。 頻 度 広報誌発行にあわせて随時

③視覚障がい者支援事業

視覚障がい者の社会参加を目的に地域の支援団体と行う交流活動を支援します。 頻 度 毎年1回程度

④精神障がい者支援事業

精神障がい者に関する理解促進に向けた取り組みを行います。

- ・精神障がい者福祉に関する研修会や交流会等への支援
- ・ピアサポーターグループ「ひすいの友」の運営支援
- ・広報誌による啓発活動

(5) 介護予防・介護関連

①介護用品の貸出

介護負担の軽減を図ります。

対 象 者 ・在宅高齢者(介護保険制度で福祉用具貸与対象外の方)

- ・在宅重度身体障がい者(児)
- · 交通事故等短期在宅療養者等

貸出備品

無 料 車椅子・入浴用シャワー椅子・据置き手すり・スロープ・歩行器等

有 料 電動ベッド(生活保護世帯は無料)

初回基本利用料 3,000円

搬入・搬出手数料 各2,500円(業者委託)

貸出日より3ヶ月間無料、4ヶ月目以降1ヶ月につき1,000円ポータブルトイレ(生活保護世帯は無料)

初回基本利用料 2,000円

貸出期間 基本3ヶ月まで。状況により相談に応じます。(機種・数に限りがありますので、事前にお問い合わせください。)

(6) 助け合い活動・交流活動の支援

①ミニデイサービス支援事業※

ひとり暮らし高齢者、見守りが必要な高齢者、昼間ひとりでおられる方々などの 社会参加を進めるとともに、家に閉じこもりがちな高齢者に対し、社会的な孤立感 の解消と自立生活への助長、要介護状態等になることの予防を図りながら『高齢者 の見守り活動』と『ふれあいの場づくり』等、地域の公民館等での自主活動に対し 支援します。

②ボランティア活動の推進

Aボランティア保険等加入の受付

ボランティア中の事故、けがに対応する保険加入を受け付けています。 ※内容により加入できない場合があります。詳しくは社協までお問い合わせく ださい。

●行事用保険

期 間:行事当日の1日分

保険料: 1名につき50円 ※最低20名(1,000円)から

●ボランティア・市民活動災害共済期間:年間(4月~翌年3月)

保険料: 1名500円

Bボランティアグループへの助成

ボランティアグループ活動助成、ボランティア保険加入助成をしています。

Cボランティア連絡協議会の運営支援

ボランティアグループの情報交換、相互協力による活動の活性化を支援します。

Dボランティア入門教室の開催

ボランティア活動のきっかけづくりとしての情報発信を行います。

Eボランティアコーディネート

ボランティアの悩み、相談、依頼に対応します。

F 災害ボランティアセンターの運営

災害時のボランティア活動の調整を行います。

福崎町ボランティアセンター登録グループ一覧表 (令和6年10月1日時点)

分野	グループ名	活動內容等
	ともしび会	・みまもり給食サービスの配達ボランティア ・みまもり電話サービス運営協力 等
	辻川ボランティア	・みまもり給食サービスの配達ボランティア ・みまもり電話サービス運営協力 等
地域	もちの木ボランティア	・みまもり給食サービスの配達ボランティア ・みまもり電話サービス運営協力 等
福祉	七種会	・みまもり給食サービスの配達ポランティア ・エコたわしの作製、販売によるエコ活動の促進 等
	西谷ボランティア	・みまもり給食サービスの配達ボランティア ・みまもり電話サービス運営協力 等
	西治ボランティア	・みまもり給食サービスの配達ボランティア・みまもり電話サービス運営協力 等
障 が	手話サークル福崎みんなの手	・毎週月・土曜日9:30~11:30にサルビア会館にて勉強会と聴覚障がい者と の交流 等
障がい者支援	福崎朗読ボランティア	・毎月第 1 木曜日のある土曜日、隔月下旬の一日にサルビア会館にて定例会 ・社協広報誌、町広報誌等の朗読、録音、編集 等
援	(量)かんざき (要約筆記)	・要約筆記入門講座の開催 ・各学校の福祉教育協力 等
	福崎町ココロンクラブ	・毎月第4土曜日(年8回〜10回)9:00〜10:30に実施 ・街路樹化の草引き、花の手入れ 等
緑化活動	みどりのグループ	・毎月第 1、第 3 水曜日9:00~11:30に実施 ・町内の花壇と県道のブランターの手入れ 等
古動	福崎すみれ会	・随時活動 ・プランターの花の植え替え、周辺の草引き、清掃 等
	グリーンロードクラブ	・第1、第3日曜日 ・県道植樹帯の草引き、水やり、剪定等の清掃活動
施	福・福ボランティア会	・毎月第1火曜日13:30~15:30にサルビア会館にてマジックの練習 ・老人クラブ、公民館、福祉施設においてマジックを演技 等
施設訪問	福崎腹話術の会	・毎月1回不定期に主にサルビア会館にて活動 ・ミニデイ、老人クラブ等の依頼で腹話術による訪問 等
	アロマサークルワンピース	・毎月1回水曜日10:00〜11:30に田原小学校区県民交流広場にてアロマカフェを 実施 等
動促文 進化 活の	なごみの会	・毎月2回幼児園にて作法指導 ・毎年3~4回、小学校にて茶道の伝統文化体験と歴史の講話 等
運施	アロマサークル美人	・毎月第 1 月曜日10:00〜12:00に山田文庫内にてコミュニティカフェ笑 (えみ)を運営 等
党 支援 援事	チームはつらつ	・毎週水曜日に認知症予防教室「はつらつ広場」の運営 ・毎週金曜日に地域包括支援センター「はつらつ大学脳楽部」のサポート 等
業	福崎町図書館応援隊	・館内談話室「喫茶コーナー」の運営 ・町立図書館内外の美化 等
7	ふれあいにこにこ子ども食堂	・子どもを対象とした食事の提供 ・子どもに絵本の読み聞かせ、あそびを提供 等
ての 他	めだかの学校	・主に子どもを対象としたキャンプの企画、運営 ・年数回のカヌー教室 等
	福崎町手芸ボランティア	・毎月第2、第4木曜日にサルビア会館にて手芸作品の製作 ・作品を販売し売上金を寄附する活動を実施 等
	長目シニアボランティア	・毎月1回クリーンウォーキングの実施 ・花壇の植裁管理 等
وا	井ノロボランティアグループ	・ひょうごアドプト事業の実施主体として国道312号線の歩道植樹帯の植樹、清掃美化を 実施 等
一アボ	田尻シニアボランティア	・みまもり給食サービスの配達ボランティア・パンジー、葉ボタン、サルビアの植栽と各所への配置 等
シニアボランティア	大門シニアボランティア	・みまもり給食サービスの配達ボランティア・県道植込みの草刈り 等
ティッ	山崎シニアボランティア	・県道のゴミ拾い、草刈り、二之宮神社の清掃活動 ・自治会行事の協力 等
/	板坂シニアボランティアクラブ	・年2回、下排水処理場の清掃活動 ・道路脇の草刈り、清掃 等
	西谷老人クラブボランティア	・大蔵神社の清掃活動・県民広場の清掃活動等

③コミュニティ備品の貸出

機器名	貸出対象者	使用時間 使用料
ポップコーン機 線 菓 子 機 か き 氷 機 鉄 板 炊き出し用釜 た こ 焼 き 器 バーベキューセット フ ラ イ ヤ ー	町内に住所を有する 団体、町内自治会、教 育機関、官公庁、公共 施設、その他社協理事 長が必要と認めたもの	1日 1,000円
その他コミュニティ用品※プロジェクター、簡易テント、高圧洗浄機等		無料

④当事者団体、地域団体の活動支援※

生活課題を抱えた当事者、地域団体の活動を支援します。

福崎町老人クラブ連合会 福崎町遺族会(戦没者遺族)

福崎町身体障害者福祉会 福崎町婦人共励会(寡婦・母子家庭)

福崎町手をつなぐ育成会(知的障がい者)

(7) 低所得世帯への対応

①生活福祉資金貸付制度(兵庫県社会福祉協議会委託事業)

この貸付制度は、他からの資金の利用が困難な世帯の方々に低利の資金を貸付 けることで、世帯の経済的自立をはかるとともに、在宅福祉の推進と社会参加の 促進をはかり、地域社会で安定した生活をおくることを目的とした貸付制度です。 また、この制度は単に資金を貸付けるだけではなく、民生委員による相談・援助 活動や自立相談支援機関による相談支援のもと、相談、申込みから償還完了までか かわっていくことが大きな特徴です。

〇利用できる方(貸付の対象)

低所得者世帯・・・資金の貸付にあわせて必要な支援を受けることにより独立 自活できると認められる世帯であって、必要な資金を他から 借りることが困難な世帯(市町村民税非課税程度)。

障がい者世帯 ・・身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の交付を受 けた者(現に障害者総合支援法によるサービスを利用してい る等これと同程度と認められる者を含みます。) の属する世帯。 高 齢 者 世 帯 ・・65 歳以上の高齢者の属する世帯(日常生活上、療養または 介護を要する高齢者等)。

○資金の種類

教育支援資金、福祉資金、総合支援資金、緊急小□資金、臨時特例⊃なぎ 資金、不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金

〇貸付条件

資金の種類によって貸付条件・資金使途等が異なりますので、お問い合わせ ください。(貸付限度額・据置期間・償還期間・貸付利子等)

○償還方法

元金利子均等払(月賦、半年賦、年賦)で、原則として口座振替による償還

②緊急援護給付金制度

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯等の生活困窮世帯を対象に、下記給付の 要件により緊急的かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に対応することを 目的として、『緊急援護給付金』を給付します。

給付金額 給付要件に該当する経費で年間30,000円以内

給付要件 次のいずれかに該当し、それを証明する添付書類を提出できる世帯

- (1) 医療費または介護費の支払いにより、臨時の生活費が必要な場合
- (2) 給料(年金含む)の盗難または紛失により生活費が必要な場合
- (3) 年金・保険・公的給付の支給開始までの生活費が必要な場合 (雇用保険受給待機中の場合、住民税の課税の有無については 問いません)
- (4) 火災等の被災によって生活費が必要な場合等

③奨学資金給付制度

高等学校およびこれに準ずる学校に在学する方で、経済的な理由により就学が 困難な方に、選考委員会での選考を経て、奨学資金を給付する制度です。

◎奨学金 月 5,000円

奨学資金給付制度は、令和6年度で終了しました。

(8) 地域生活支援

①日常生活自立支援事業(兵庫県社協委託事業)

判断能力に不安のある高齢者や障がい者等が、住み慣れた地域で安心して暮らす ことができるよう、住民や関係機関と連携し、福祉サービスの利用援助や日常的な 金銭管理、通帳の預かりサービスを行います。判断能力が低下した利用者には、成年 後見制度の利用を支援 ○利用対象者 福祉サービスの契約や利用の手続きなどを適切に行うことが不安な

高齢者や障がい者の方

(認知症等高齢者・知的障がい者・精神障がい者)

○援 助 内 容・福祉サービスについての情報提供

・福祉サービス利用手続きの手伝い

・福祉サービス利用料等の支払い

・日常的な金銭管理の手伝い

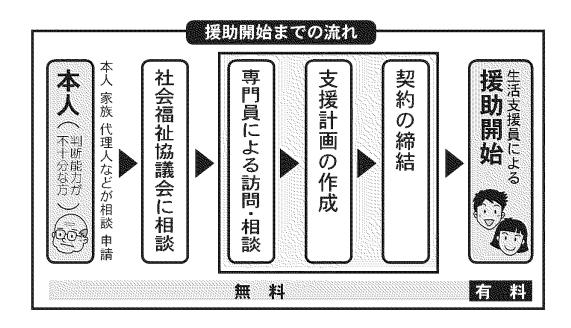
・苦情解決制度利用の手伝い

〇援 助 者 生活支援員

〇援 助 方 法 相談者と内容を確認しながら専門員が支援計画を立て、社協と契

約します。

〇利 用 料 援助時間 1時間 500円



(9) 地域生活における相談

①なやみごと相談所・法律相談所

日常生活でのなやみごと、心配ごとの相談に応じ適切な助言、指導を行います。

★一般相談

すべてのなやみごとについての助言をします。

相談場所 サルビア会館

相談日時 毎月の第1・第3水曜日 13:00~15:00 相談員 学識経験者、民生委員・児童委員、司法書士

★法律相談

法についての解釈を指導します。

相談場所 サルビア会館

相談日時 月の最後の水曜日 13:00~

(日が変更になる場合もあります。)

相談員 弁護士

(法律相談を希望される方は、一般相談で審議後、受付します。)

(10) 被災者への支援

①災害見舞金支給事業

災害を受けた世帯に対し、見舞金を支給します。

・全焼、全壊、流失・半焼、半壊・床上浸水・死亡20,000円5,000円20,000円

対象:福崎町に居住している世帯で、一般火災及び風水害による災害により、 被害を受けた場合に支給します。

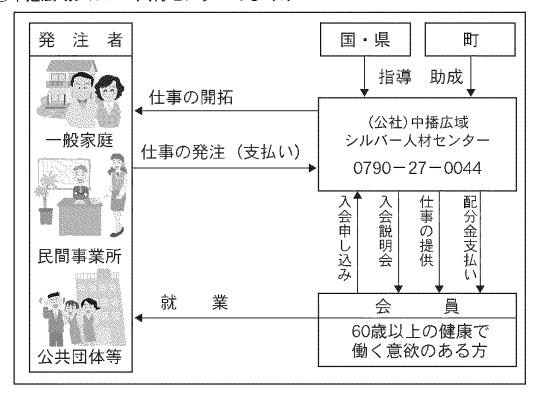
※ただし、複数の要件が該当する場合は、最も高額の要件により支給します。



14。 公益社団法人中播広域シルバー人材センター

中播広域シルバー人材センターは、高年齢者にふさわしい臨時的かつ短期的な、または、その他の軽易な仕事を、民間企業・一般家庭、公共団体等から引き受け、その仕事を会員の能力や希望に応じて提供することにより、生きがいの充実、福祉の増進を図り、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会に貢献することを目指しています。

①中播広域シルバー人材センターのしくみ



会員になるには

- 口原則としておおむね60歳以上の健康で働く意欲を持ち、シルバー人材センターの趣旨、目的に賛同された方。
- ロシルバー人材センター本部事務所(0790-27-0044)へ申し込みをしてください。
- 口会費は、3,000円/年(250円/月)
- 口就業中または就業途上の事故による傷害などは「シルバー保険」に入っています。

仕事をたのむには

- 口電話での申し込みも可能です。申し込み後現場を確認し、見積・契約します。
- 口仕事の契約はすべてシルバー人材センターと発注者との間で結びます。
- 口請負または委任による受注額(配分金+事務費+消費税)を発注者からいた だきます。

②主な仕事の内容

技術・技能分野

- ●ペンキ塗り
- ●大工仕事
- ●組立加工
- ●植木剪定
- ●左官仕事
- ●障子・襖張り



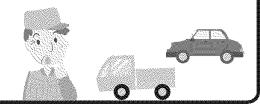
事 務 分 野

- ●一般事務
- ●毛筆筆耕
- ●パソコン
- ●受付事務
- ●宛名書き



ŧ 理 分 野

- ●駐車場・駐輪場管理
- ●施設管理・宿直・日直
- ●在庫・商品管理



折衝外交分野

- ●集金・集配・販売
- ●水道・ガスの検針
- ●チラシ配布
- ●店番
- ●営業



軽 作 業 分 野

- ●清掃・除草・草刈
- ●商品整理
- ●組立·加工



サービス分野

- ●家事手伝い・留守番
- ●子育て支援
- ●家の掃除・片付け

派

ì

- ●運転・運転補助・送迎補助
- ●用務員 宿直
- ●製造補助
- ●事務



